

ニセコ町地域防災計画



令和6年（2024年） 月 日修正

ニセコ町防災会議

目 次

第1章	総則	1
第1節	計画の方針	1
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第3節	住民及び事業者の基本的責務等	10
第4節	町の概	13
第5節	町の過去の災	16
第6節	想定する災害	17
第7節	防災ビジョン	22
第2章	防災組織	23
第1節	防災会議	23
第2節	災害対本部	24
第3節	災害対策現地合同本部	36
第4節	住民組織等への協力要請	38
第5節	気象等に関する情報の収集・伝達計画	39
第3章	災害予防計画	58
第1節	防災思想・知識の普及啓発及び防災教育の推進に関する計画	59
第2節	防災訓練計画	62
第3節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	64
第4節	相互応援（受援）体制整備計画	66
第5節	自主防災組織の育成等に関する計画	68
第6節	避難体制整備計画	71
第7節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	76
第8節	情報収集・伝達体制整備計画	81
第9節	建築物災害予防計画	82
第10節	消防計画	83
第11節	水害予防計画	86
第12節	風害予防計画	98
第13節	雪害予防計画	99
第14節	融雪災害予防計画	101
第15節	土砂災害予防計画	103
第16節	積雪・寒冷対策計画	106
第17節	複合災害に関する計画	108
第18節	業務継続計画の策定	109
第4章	災害応急対策計画	111
第1節	応急活動体制	111
第2節	災害情報等の収集・伝達計画	112
第3節	災害通信計画	114
第4節	災害広報・情報提供計画	118

第5節	避難対策計画.....	121
第6節	応急措置実施計画.....	132
第7節	自衛隊派遣要請計画.....	135
第8節	広域応援・受援計画.....	138
第9節	ヘリコプター等活用計画.....	141
第10節	救助救出計画.....	143
第11節	医療救護計画.....	144
第12節	防疫計画.....	148
第13節	災害警備計画.....	151
第14節	交通応急対策計画.....	153
第15節	輸送計画.....	157
第16節	食料供給計画.....	159
第17節	給水計画.....	161
第18節	衣料、生活必需品等供給計画.....	163
第19節	石油類燃料供給計画.....	165
第20節	電力施設災害応急計画.....	166
第21節	上下水道施設対策計画.....	167
第22節	応急土木対策計画.....	168
第23節	被災宅地安全対策計画.....	169
第24節	住宅対策計画.....	171
第25節	障害物除去計画.....	174
第26節	文教対策計画.....	175
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画.....	178
第28節	家庭動物等対策計画.....	180
第29節	応急飼料計画.....	182
第30節	廃棄物等処理計画.....	183
第31節	災害ボランティアとの連携計画.....	185
第32節	労務供給計画.....	187
第33節	災害救助法の適用・実施計画.....	188
第34節	義援物資の受入れ・配分計画.....	192
第35節	雪害応急対策計画.....	193
第5章	地震災害対策計画.....	216
第1節	地震災害予防計画.....	196
第2節	地震災害応急対策計画.....	206
第6章	火山災害対策計画.....	221
第1節	火山災害予防対策.....	221
第2節	火山災害応急対策計画.....	223
第7章	原子力災害対策計画.....	224
第8章	事故災害対策計画.....	225
第1節	道路災害対策計画.....	225

第2節	鉄道事故対策計画.....	230
第3節	危険物等災害対策計画.....	233
第4節	林野火災対策計画.....	238
第5節	山菜採り等の遭難事故対策計画.....	243
第6節	大規模停電災害対策計.....	244
第9章	災害復旧・復興、被災者援護計画.....	249
第1節	基本的な方向.....	249
第2節	災害復旧計画.....	250
第3節	被災者援護計画.....	251

第1章 総則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的と構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、ニセコ町防災会議が作成する計画であり、ニセコ町の地域に係る災害対策に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、町及び防災関係機関がその機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- (1) ニセコ町、町の区域を管轄し、若しくは町の区域に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- (3) 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- (4) 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- (5) 災害復旧に関すること。
- (6) 防災訓練に関すること。
- (7) 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2 計画の構成

本計画は、以下の9章から構成する。

第1章 総則	この計画の目的・構成、基本方針、町の概要、過去の災害、災害の想定など、計画の基本となる事項を示す。
第2章 防災組織	防災会議及び災害時における防災組織の設置、運営についての事項と配備参集並びに災害時の住民組織の活用について示す。
第3章 災害予防計画	災害に強い安全なまちづくりを進めるための防災施設の新設又は改良、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般の

	予防対策を示す。
第4章 災害応急対策計画	風水害等が発生した場合の情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救助救出、医療救護、保健衛生等の応急対策を示す。
第5章 地震災害対策計画	第3章、第4章を基本として、地震が発生した場合の予防対策及び応急対策を示す。
第6章 火山災害対策計画	火山災害の予防対策及び応急対策を示す。
第7章 原子力災害対策計画	原子力災害の防災対策に関する計画を別冊とすることを示す。
第8章 事故災害対策計画	道路災害、鉄道災害、危険物等災害、林野災害、山菜採り等の遭難等の事故災害の予防対策及び応急対策を示す。
第9章 災害復旧・復興、被災者援護計画	災害からの早期復旧・復興のための対策及び被災者等の生活再建に向けた支援対策を示す。

第3 計画の基本方針及び計画推進にあたっての基本となる事項

1 計画の基本方針

防災に関しては、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において、国、地方公共団体、公共機関、住民が一体となって最善の対策をとる必要がある。

災害予防としては、防災事業の推進や住民各自の防災対策により、地震、風水害、火山噴火災害、地すべり・山崩れ・雪崩などあらゆる災害の発生を未然に防ぎ、被害を最小にとどめるとともに、主要交通・通信機能の強化、防災施設・設備・物資の整備、防災思想・知識の普及啓発、防災訓練の実施、自主防災組織の育成・確立などを進め、周到かつ十分な災害予防を行う。

また、災害時は迅速な情報伝達や救助・救急活動、避難、災害拡大防止活動などが的確に円滑に進められるよう、災害応急対策の充実を図るとともに、災害からの速やかな復旧・復興を図る。

2 計画推進にあたっての基本となる事項

計画の推進にあたっては、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- (1) 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- (2) 自助（住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により、着実に実施されなければならない。
- (3) 災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- (4) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を

拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4 計画の修正

本計画は、基本法第42条に定めるところにより防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

- (1) 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- (2) 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- (3) 新たな計画を必要とするとき。
- (4) 防災基本計画の修正が行われたとき。
- (5) その他防災会議会長が必要と認めたとき。

第5 他の法令に基づく計画との関係

1 国、道の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画、道の地域防災計画等、他の防災関連計画との関連、整合に配慮したものである。

2 町の総合計画との関係

この計画は、「ニセコ町総合計画」との関連・整合に配慮したものである。

3 町の各部局及び防災関係機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災活動にあたって、必要な事項については、町の各部局及び各防災関係機関で別に定める。

第6 計画の周知徹底

本計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、町の関係職員、関係行政機関、公共的団体、その他防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、住民にも広く周知を図る。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、道、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱はおおむね次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第1 ニセコ町

機関等の名称	事務又は業務の大綱
ニセコ町	(1) ニセコ町防災会議に関すること。 (2) ニセコ町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3) 住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 (4) 防災に関する知識の普及啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (5) 防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。 (6) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査、報告に関すること。 (7) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。 (8) 応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 (9) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (10) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 (11) 高齢者等避難、避難指示に関すること。 (12) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 (13) 災害時における保健衛生に関すること。 (14) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (15) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 (16) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の擁護に関すること。 (17) 防災ボランティアの受入れに関すること。 (18) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
ニセコ町教育委員会	(1) 児童生徒に対する防災知識の普及啓発に関すること。 (2) 災害時における被災児童生徒の救護並びに応急教育に関すること。 (3) 文教施設及び文化財の保全に関すること。 (4) 避難所に係る学校施設の使用に関すること。
羊蹄山ろく消防組合 消防署ニセコ支署 及びニセコ消防団	(1) 災害時における火災予防及び消火対策に関すること。 (2) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 (3) 災害時における各種情報の収集、伝達、広報活動に関すること。 (4) 災害時における住民の避難、誘導及び救急救助に関すること。 (5) 被災地の警戒に関すること。 (6) 町の実施する災害対策、復旧対策への協力に関すること。 (7) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

第2 北海道

機関等の名称	事務又は業務の大綱
後志総合振興局	(1) 後志総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関する事。 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関する事。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事。 (5) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関する事。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 (7) 災害救助法（以下「救助法」という。）の適用及び実施に関する事。
後志総合振興局 小樽建設管理部 真狩出張所 蘭越出張所	(1) 所轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧の実施に関する事。 (2) 水防活動の技術指導に関する事。 (3) 災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保に関する事。
後志総合振興局 保健環境部 (倶知安保健所)	災害時における医療、防疫についての必要な連絡調整、援助及び指導に関する事。
後志教育局	(1) 災害時における被災児童生徒の救護並びに応急教育の指導に関する事。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。
後志総合振興局 後志農業改良普及センター	(1) 農業施設、農作物等の被害調査及び応急、復旧対策に関する事。 (2) 畜産施設、家畜の被害調査及び応急、復旧対策に関する事。 (3) 被害作物及び被害家畜の防疫に関する事。
後志総合振興局 森林室	(1) 所轄道有林の治山による災害防止に関する事。 (2) 所轄道有林に係る保安林、保安施設及び地すべり防止施設の整備並びに災害復旧に関する事。 (3) 災害応急対策用木材の供給に関する事。
札幌方面 倶知安警察署 (ニセコ駐在所)	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。 (2) 災害情報の収集に関する事。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。 (4) 犯罪の予防、取締り等に関する事。 (5) 危険物に対する保安対策に関する事。 (6) 広報活動に関する事。 (7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事。

第3 指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
北海道開発局 小樽開発建設部 倶知安開発事務所 後志中部農業開発事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 (6) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (7) 補助事業に係る指導、監督に関すること。
北海道開発局 小樽開発建設部 蘭越河川事業所	直轄河川及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。
北海道農政事務所	農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局 後志森林管理署	(1) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (2) 所轄国有林に係る保安林配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (3) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。 (4) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。
北海道経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給と確保に関すること。 (2) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること。 (3) 商工業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (4) 被災中小企業の振興に関すること。
北海道産業保安監督部	(1) 電気事業者の防災上の措置の指導に関すること。 (2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスの保安及び事業者の指導に関すること。
北海道運輸局	(1) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (2) 鉄道及び自動車運送事業の安全確保の指導に関すること。
札幌管区气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。

機関等の名称	事務又は業務の大綱
北海道労働局 岩内公共職業安定所 倶知安分室	災害時における労働者の確保と失業者の救済についての連絡調整、援助に関すること。
北海道財務局 小樽出張所	(1) 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。 (5) 災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国有財産の無償使用又は無償貸付に関すること。
北海道地方環境事務所	(1) 油等の大量流出による防除の協力に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理等に関すること。 (3) 環境モニタリングに関すること。 (4) 家庭動物の保護等に関すること。

第4 自衛隊

機関等の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊北部方面隊 (倶知安駐屯地)	(1) 必要に応じた防災訓練への協力に関すること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。

第5 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 北海道支社 ニセコ郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱いに関すること。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
北海道旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	(1) 災害時における鉄道及びバスの輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送等に係る関係機関の支援に関すること。
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じた電報電話の利用制限の実施等、重要通信の確保に関すること。
株式会社NTTドコモ 北海道支社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じた電話の利用制限の実施等、重要通信の確保に関すること。
KDDI株式会社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じた電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク株式会社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じた電話の利用

機関等の名称	事務又は業務の大綱
	制限の実施等、重要通信の確保に関すること。
日本銀行札幌支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給確保に関すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
日本赤十字社 北海道支部	(1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務の実施に関すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整に関すること。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営に関すること。
日本放送協会 札幌放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道の実施等防災広報業務に関すること。
電源開発株式会社 東日本支店北海道事務所	(1) 所管の電力施設等の防災対策に関すること。 (2) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整に関すること。
日本通運株式会社 札幌支店	災害時における救援物資の緊急輸送等に係る関係機関の支援に関すること。
北海道電力株式会社 送配電カンパニー	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における電力の円滑な供給に関すること。
北海道電力ネットワーク株式会社	(3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整に関すること。

第6 指定地方公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノースウェーブ 日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会 株式会社S T Vラジオ	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般社団法人羊蹄医師会	災害時における救急医療に関すること。
一般社団法人後志歯科医師会	災害時における歯科医療に関すること。
一般社団法人北海道薬剤師会	災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。
公益社団法人北海道獣医師会	災害時における家庭動物の対応に関すること。
北海道土地改良事業団体連合会	(1) 土地改良施設の防災対策に関すること。 (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

機関等の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人北海道バス協会 公益社団法人北海道トラック協会 及び地区トラック協会	災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に係る関係機関の支援に関する事。
一般社団法人 北海道警備業協会及び支部	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に係る関係機関の支援に関する事。
公益社団法人北海道看護協会	災害時における看護業務の支援に関する事。
一般社団法人北海道L Pガス協会	災害時におけるL Pガス供給活動の支援に関する事。
一般社団法人北海道建設業協会	災害時における応急対策業務に関する事。
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関する事。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する事。 (3) 市町村社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施支援及び総合調整に関する事。

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事務又は業務の大綱
ようてい農業協同組合 ようてい森林組合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。 (3) 被災組合員に対する融資及びそのあつせんに関する事。 (4) 保険金や共済支払いの手續に関する事。
ニセコ町商工会	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 被災組合員の融資、あつせんに関する事。 (3) 災害時における物価安定の協力に関する事。 (4) 救済物資、復旧資材の確保、あつせんに関する事。
倶知安厚生病院 ニセコ医院 ニセコ歯科 菊地歯科医院	(1) 避難訓練等、災害予防に関する事。 (2) 災害時における医療及び防疫対策についての協力に関する事。 (3) 災害時における収容患者に対する医療確保に関する事。
社会福祉施設の管理者	(1) 避難訓練等、災害予防に関する事。 (2) 災害時における利用者の安全確保等に関する事。
運送事業者	災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関する事。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安の確保に関する事。
電気通信事業者	災害時における電気通信の確保に係る関係機関の支援に関する事。
空港運営権者	災害時における航空輸送の確保を行う事。

第3節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こり得る災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開する。

第1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需品等の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者（以下、「避難行動要支援者」という。）への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間分」の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、講習会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

2 災害時の対応

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 市町村・道・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施することなどを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- (2) 防災体制の整備及び耐震化の促進
- (3) 予想被害からの復旧計画の策定
- (4) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (5) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (6) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 施設利用者及び従業員への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 施設利用者及び従業員の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町との連携に努める。
- (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図る。

第4 住民運動の展開

町は、災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、防災関係機関をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の

連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかける。

第4節 町の概況

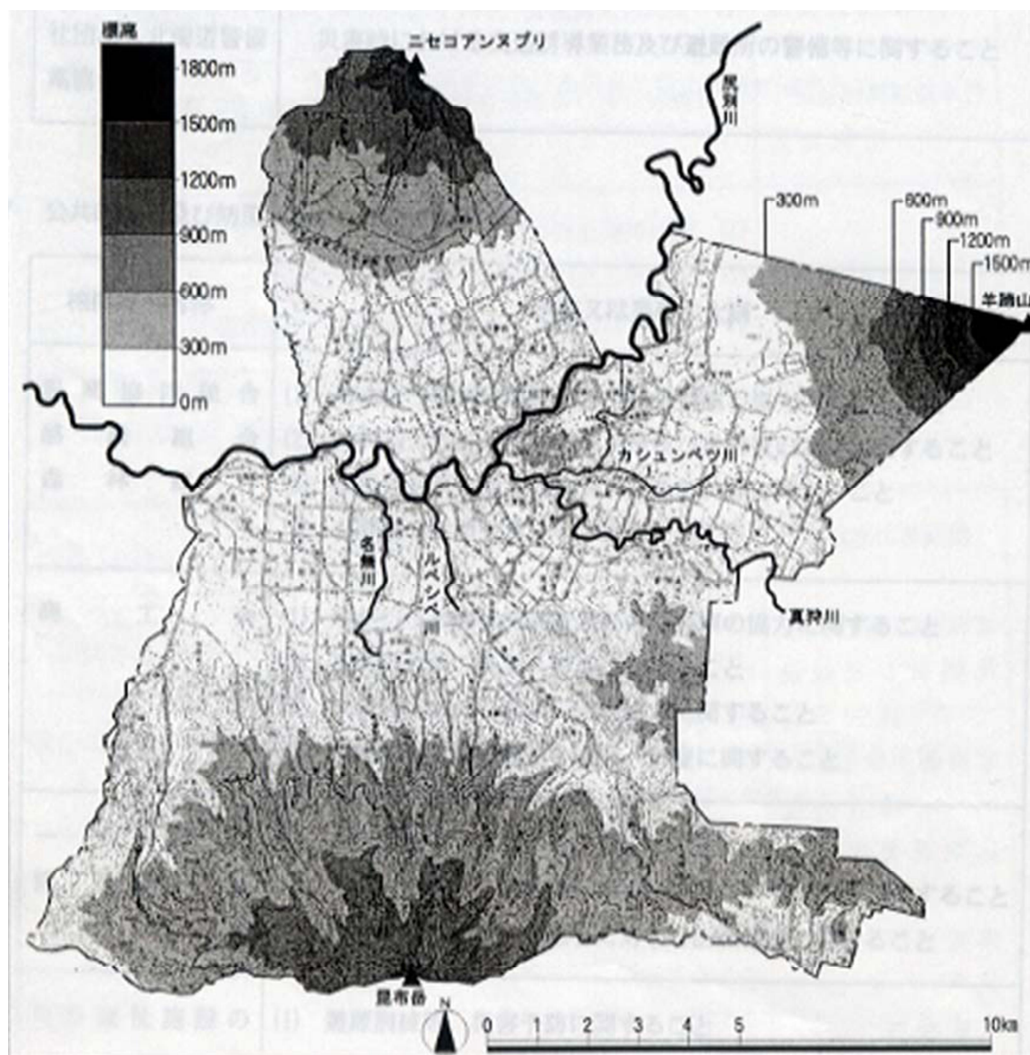
第1 地勢

本町は北海道の西部、後志総合振興局管内中央部の羊蹄山（えぞ富士）西麓に位置し、東西約20km、南北約19km、面積は197.13km²である。札幌市へ約106km（国道230号と道道岩内洞爺線利用 約2時間）、函館市へは約180km（国道5号利用 約3時間）の距離に位置し、北部を倶知安町、東部を真狩村、南部を豊浦町に接している。

本町は、尻別川の浸食によって形成された両河岸の段丘上にあり、波状傾斜の多い丘陵盆地を形成している。中央低地を尻別川が流れ、これに、南から真狩川、ルベシベ川が流入している。北東を羊蹄山（1,898m）、北をニセコアンヌプリ（1,308m）、南を昆布岳（1,045m）に囲まれている。

東部の羊蹄山一帯を支笏洞爺国立公園、北部のニセコ連峰一帯をニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されている。

ニセコの地形



第2 土地利用と集落

町の面積の73.0%を山林・牧場・原野が占め、田畑は14.7%、宅地は1.2%である。集落は、ニセコ駅南側にある市街地のほかは散居集落がほとんどを占める。

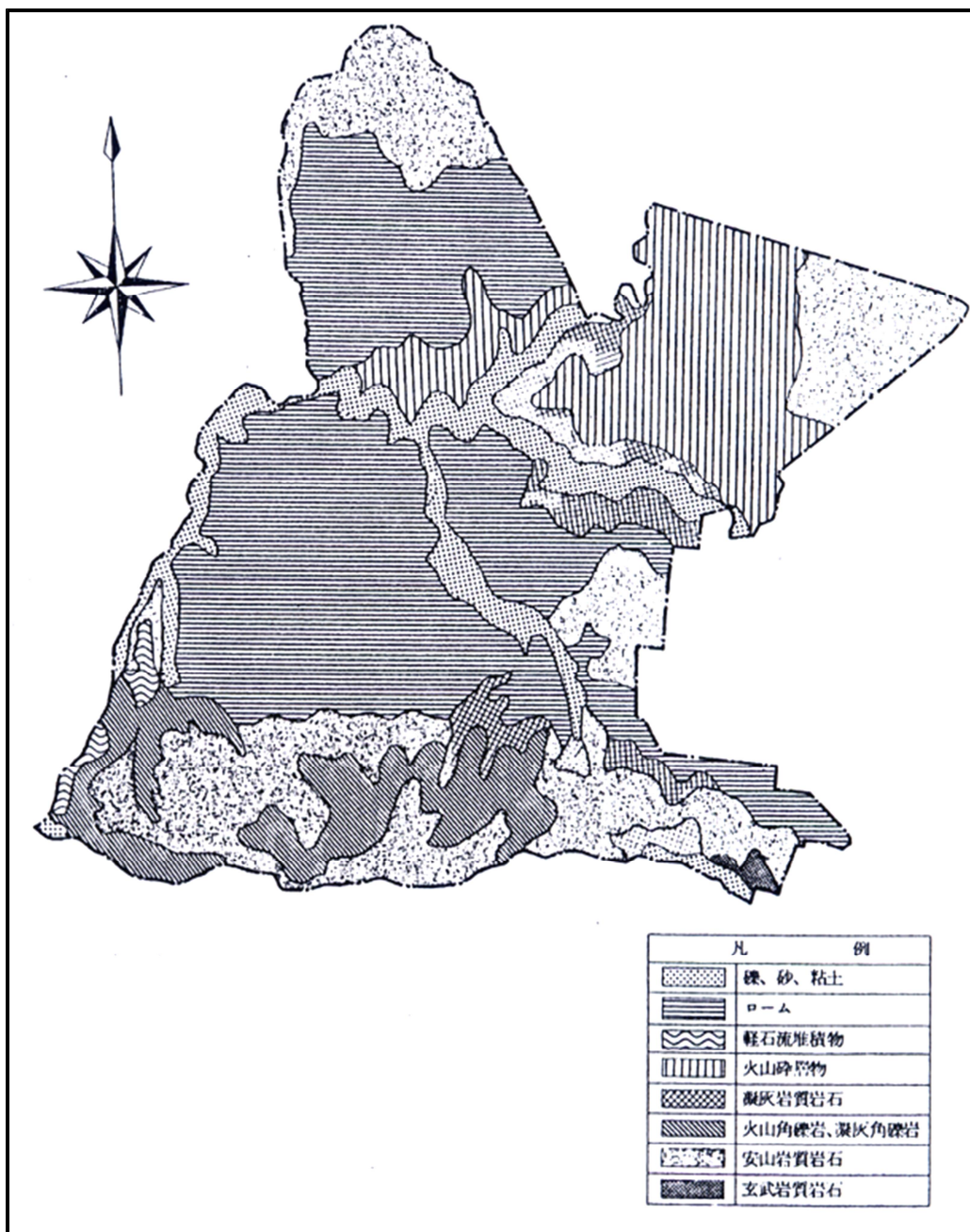
【資料編】 資料1－1 地区の状況

第3 地質と火山、活断層

地質は新第三紀及び洪積世の火山碎層物であり、黄褐色の火山灰層が全域を覆っている。また、羊蹄山麓には沖積世の羊蹄系火山灰が堆積し、河川流域には小面積ながら新第三紀層に属する堆積岩（砂岩、頁岩等）が分布している。

羊蹄山、ニセコアンヌプリは後志火山群に属している。本町周辺20km以内では、断層はみつからない。ニセコ町に最も影響があると想定される活断層は黒松内低地断層帯である。

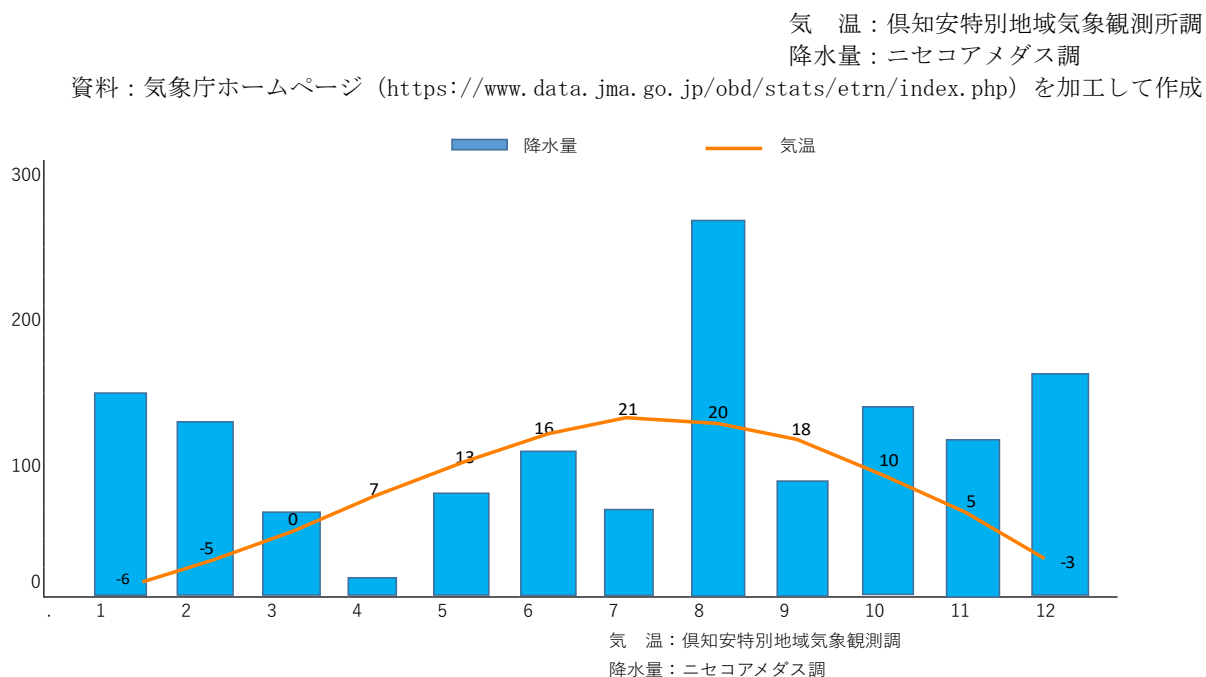
地質図



第4 気象

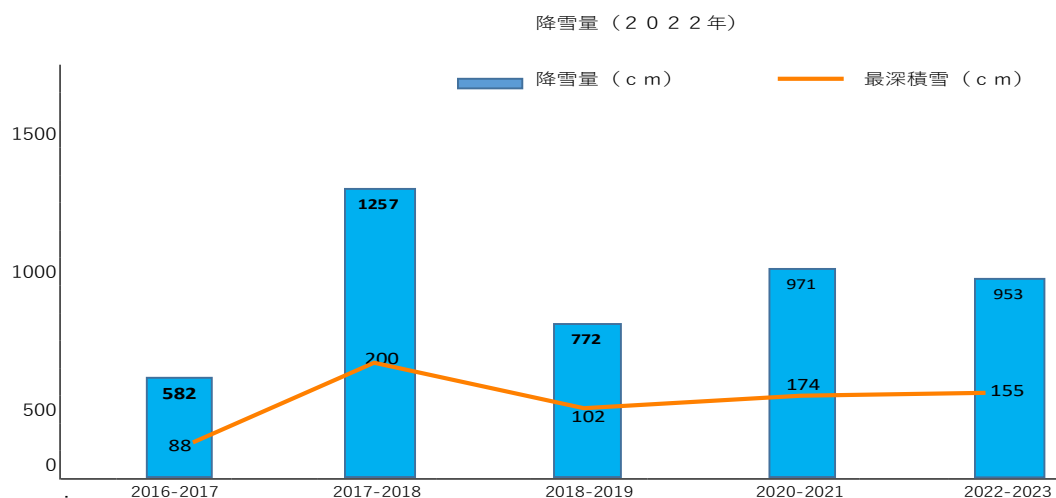
四方を山岳に囲まれているため、大陸的性格を帯びており、春秋は概して温暖であるが、夏は暑く、冬は寒い。初雪は10月下旬頃にみられ、冬期間は北西の季節風による降雪が続き、降雪量の最も多い2月には185 cm程度、まれに300 cmを越えることもあり、雪解けは4月下旬となる。平均気温はおおよそ6.0℃、年間降水量が約1,300で、冬期の最深積雪は200cmに達することがある。

月別平均気温と降水量（2022年）



資料：気象庁ホームページ（<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>）を加工して作成

降雪量（2021年）



羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署調

第5 公共施設

ニセコ町の公共施設は、資料編に示すとおりである。

【資料編】 資料1－2 公共施設等

第5節 町の過去の災害

本町では、多くの人命にかかわるような大災害は過去に起きていないが、冷害による農作物の被害、台風による小河川の氾濫、スキー場周辺での雪崩事故、有珠山噴火による降灰、火災等の災害が発生している。

【資料編】 資料1－3 災害の記録

第6節 想定する災害

本計画においては、次のような災害を想定し、必要な予防対策、応急対策等を計画する。

第1 風水害等

本町における風水害の主要因としては、台風期の暴風雨と集中豪雨等があげられる。

1 水害

過去の災害履歴から、河川堤防の決壊（破堤）で発生するような大規模水害については想定できないが、短時間強雨に伴う排水路・下水道等のオーバーフローで発生する水害として、家屋の床上浸水、道路や田畑の冠水等が想定できる。

2 風害

最近の災害記録（平成16年9月8日の台風第18号）でみられるように、台風に伴う風害があげられる。被害としては、住家屋根の損壊等をはじめとして、農業施設（ビニールハウス・倉庫）の損壊や倒木などの林業被害が想定される。

3 土砂災害

本町には、道指定による急傾斜地崩壊危険箇所が25か所ある。また、土石流危険渓流も38渓流あるため、台風や集中豪雨等による土砂災害が想定される。

4 雪害

過去の災害履歴から暴風雪や大雪等による通行止め等、道路交通に支障をきたす雪害が想定される。また、町内スキー場では、過去に雪崩による死傷事故が起きており、融雪期の大雪などでの雪崩災害が想定される。

5 火災

町内では、年間平均3件弱の火災が発生している。火災の規模は、ほとんどが小規模である。災害想定としては、多くて年間5件程度の火災があげられる。

第2 地震災害

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の2つに分けることができる。

海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道地方に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり設定している。

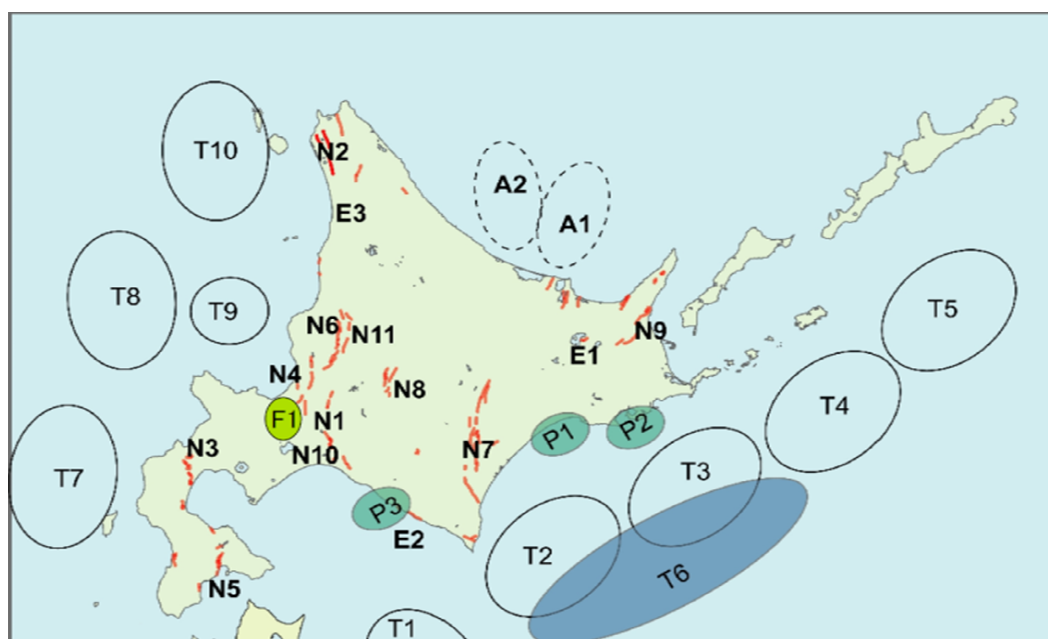
北海道地方において想定される地震

	地 震		断層モデル※	例 (発生年)	位置	マグニ チュード	長さ (km)	
海溝型地震	(千島海溝／日本海溝)							
	T1	三陸沖北部	地震本部／中防	1968 年	既知	8.0	――	
	T2	十勝沖	地震本部／中防	2003 年	既知	8.1	――	
	T3	根室沖	地震本部／中防	1894 年	既知	7.9	――	
	T4	色丹島沖	地震本部／中防	1969 年	既知	7.8	――	
	T5	択捉島沖	地震本部／中防	1963 年	既知	8.1	――	
	T6	500 年間隔地震	地震本部／中防	未知	推定	8.6	――	
	(日本海東縁部)							
	T7	北海道南西沖	――	1993 年	既知	7.8	――	
	T8	積丹半島沖	――	1940 年	既知	7.8	――	
	T9	留萌沖	――	1947 年	既知	7.5	――	
	T10	北海道北西沖	地震本部／中防	未知	推定	7.8	――	
	(プレート内)							
	P1	釧路直下	――	1993 年	既知	7.5	――	
	P2	厚岸直下	――	1993 年型	推定	7.2	――	
	P3	日高西部	――	1993 年型	推定	7.2	――	
内陸型地震	(活断層帯)							
	N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68	
		主部北側				7.5	42	
		主部南側				7.2	26	
	N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44	
	N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34	
	N4	当別	地震本部		既知	7.0	22	
	N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25	
	N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64	
		十勝平野	地震本部		既知			
		主部				8.0	88	
	N7	光地園				7.2	28	
		N8	富良野	地震本部		既知		
			西部				7.2	28
	東部					7.2	28	
	N9	標津	地震本部		既知	7.7 以上	56	
	N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7 以上	54 以上	
	N11	沼田一砂川付近	地震本部		既知	7.5	40	
	(伏在断層)							
	F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	――	
	(既往の内陸地震)							
	E1	弟子屈地域	――	1938 年	推定	6.5	――	
	E2	浦河周辺	――	1982 年	推定	7.1	――	
E3	道北地域	――	1874 年	推定	6.5	――		
(オホーツク海)								
A1	網走沖	――	未知	推定	7.8	60		
A2	紋別沖（紋別構造線）	――	未知	推定	7.9	70		

※ 断層モデルを発表している機関 地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）」（令和元年 5 月）

北海道地方において想定される地震分布図



資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）」（令和元年5月）

これらの想定地震の中で本町に被害を及ぼす可能性のある地震の概要は、下記のとおりである。

なお、「平成28年度地震被害想定調査結果（全道版）」（北海道 平成30年2月公表）から、町内の平均震度・最大震度をみると、高い順に、北海道留萌沖の地震で最大震度6弱、北海道南西沖の地震で最大震度6弱、黒松内低地断層帯の地震で最大震度5強となっている。

また、後志総合振興局管内では、北海道留萌沖の地震及び黒松内低地断層帯の地震で、最大震度が震度7となり、このうち、後志総合振興局管内で人的被害（死者数）が最大となる地震は北海道留萌沖の海溝型地震であり、管内全体で死者36人、重軽傷者623人が発生し、建物被害（揺れに起因）は、全壊819棟（建物全体の0.7%）、全半壊3,617棟（建物全体の3.0%）と想定される。

1 海溝型地震

(1) 千島海溝南部・日本海溝北部

プレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震が想定される。

① 三陸沖北部（T1）

三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9の「1968年十勝沖地震」、1994年M7.6の「平成6年（1994年）三陸はるか沖地震」が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

② 十勝沖（T2）

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の「平成15年（2003年）十勝沖地震」が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発生するアスペリティはほとんど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は0.5～3%とされている。

(2) 日本海東縁部

日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮

力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。

なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。

① 「北海道南西沖」(T7)

北海道南西沖では、1993年にM7.8の「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～1,400年程度の間隔で発生すると想定されている。

② 留萌沖(T9)

留萌沖では、1947年にM7.0の地震が起きている。また、1792年後志の津波(M7.1)もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領域とみられている。

③ 北海道北西沖(T10)

北海道北西沖は、歴史地震などの記録はない。具体的な地域の特定が難しいが、利尻トラフの地震性堆積物(タービダイト)の解析から3,900年程度の間隔で発生すると想定されている。直近の発生は2,100年程度前とされ、M7.8程度の地震が発生すると考えられている。

2 内陸型地震

(1) 活断層帯

M7以上のいずれも浅い(20km以浅)逆断層型の地震が想定される。

① 石狩低地東縁断層帯主部(N1)

石狩低地東縁断層帯主部は、美唄市から岩見沢市、千歳市などを経て安平町にいたる東に傾く逆断層で、全体としてM7.9程度の地震が想定され、30年以内の地震発生確率はほぼ0%とされている。北部に比べ南部のほうで平均変位速度が大きく、別に活動している可能性も指摘されている。

② 黒松内低地断層帯(N3)

黒松内低地断層帯は、寿都町から黒松内町、長万部町にいたる西に傾く逆断層で、全体としてM7.3程度以上の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大5%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。

③ 当別断層(N4)

当別断層は、当別町東部から当別川上流にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、全体としてM7.0程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大2%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

④ 函館平野西縁断層帯(N5)

函館平野西縁断層帯は、七飯町西部から北斗市・函館湾にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.0～7.5程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大1%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

⑤ 増毛山地東縁断層帯(N6)

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

⑥ 富良野断層帯(N8)

富良野断層帯は、富良野盆地の東部及び西部山麓に分布する活断層からなる。それぞれ東及び西傾斜の逆断層であり、M7.2 程度の地震の発生が想定されている。30 年以内の地震発生確率は最大 0.03% である。

⑦ 石狩低地東縁断層帯南部 (N10)

石狩低地東縁断層帯南部は、千歳市から厚真町を経て日高町の沖合にかけて伏在する東傾斜逆断層で、M7.7 程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

⑧ 沼田-砂川付近の断層帯 (N11)

沼田-砂川付近の断層帯は、沼田町から滝川市・砂川市にかけて分布すると推定されているものである。存在するとすれば、東側隆起の逆断層で M7.5 程度の地震を起こすと考えられている。最新活動期は不明である。

(2) 札幌市直下の伏在断層 (F1)

札幌市直下については、分布する背斜構造に関連して 3 つの伏在活断層が想定されている(札幌市地震被害想定委員会)。いずれも東傾斜の逆断層であり、それぞれ野幌丘陵断層帯 M7.5、月寒断層 M7.2-3、西札幌断層 M6.7 の地震が想定されている。

第 3 火山災害

本町は、北東に羊蹄山、北にニセコアンヌプリの山岳に囲まれている。これらの山岳は活火山であり、本町は、ニセコ及び羊蹄山の周辺市町村に指定されていることから、噴火、降灰(礫)、溶岩、有害ガス、泥(土石)流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害の発生について留意する必要がある。

1 ニセコ

東西 25km、南北 15km に分布するニセコ火山群(雷電山、ワイスホルン、目国内岳、白樺山、シャクナゲ岳、ニセコアンヌプリ、チセヌプリ、ニトヌプリ、イワオヌプリ)の活動は、約 200 万年前に始まり、安山岩質の溶岩流や溶岩ドームを主体とするが、山麓には火砕流堆積物や岩屑なだれ堆積物が認められる。最新の火山活動が起こっているイワオヌプリは、複数の溶岩流、溶岩ドーム、火砕流堆積物と降下火砕堆積物及び爆裂火口からなり、降下火砕堆積物直下の土壌年代から約 7 千年前に噴火活動があったと考えられる。

2 羊蹄山

標高 1,898m の円錐形の成層火山で、山頂には直径 700m の火口、山体斜面には北山火口をはじめとする側火口、山麓には富士見火砕丘をはじめとする火砕丘が分布する。

羊蹄山の活動は約 5 ～ 6 万年前に始まり、軽石や火山灰、溶岩流を繰り返し噴出し、火砕流や山体崩壊も発生させた。最新期は側火山の活動が中心で、南火口(標高 1,050m)から噴出した南火口溶岩流の下位地層の年代などから、過去 1 万年以降に噴火活動があったと考えられるが、現在は噴気活動は認められない。

第 4 原子力災害

北海道電力株式会社が設置する泊原子力発電所における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外への放出及び核燃料物質等の事業所外搬出中の事故により生ずる原子力災害が想定される。

第 5 その他の災害・事故

本町では、大規模な森林面積を有するための林野火災、大型観光バス等の通行が多いため、国道・道道での交通事故災害が想定される。そのほか、JR 函館本線が本町を通っているための列車事故も災害想定として含まれる。また、山菜取り等の遭難事故が毎年のように発生している。

第7節 防災ビジョン

風水害等、地震災害、火山災害、原子力発電所事故及び事故災害等による被害を最小限に食い止め、安全なまちづくりを目指すため、次の5つの柱を基本として防災対策の推進を図る。

第1 地域ぐるみの防災体制の確立

直下型大地震時等、町全体に同時に大きな被害を与える災害においては、地区ごとの自主的かつ組織的な防災活動が極めて重要であり、災害に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域ぐるみの防災体制の確立に努める。

第2 災害対策本部の機能強化

災害時における災害対策本部の果たす役割は大きく、特に大地震等の突発的な災害時の指揮命令系統、参集体制等について再点検し、職員の初動体制と災害対策本部の機能強化に努める。

また、応急対策を実施する上で、気象警報や災害情報等の収集・伝達は非常に重要であり、住民への高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）とともに、これらの災害情報を迅速かつ的確に把握できるよう、情報収集・伝達体制の確立を図る。

第3 住民の予防体制の充実

防災関係機関との連携による避難・初期消火・救助等の訓練への参加を促進するとともに、住宅建物や室内の耐震性の強化、備蓄、緊急時の情報連絡網の確立を図り、住民の予防体制の充実を図る。

第4 災害危険箇所に対する措置

土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等の危険箇所・区域について、再点検するとともに、未指定区域についても点検を行い、周辺地域住民に、災害危険箇所と災害発生の前兆等について周知徹底する。また、冬季においては、スキー場周辺では雪崩に遭遇しないよう気象情報等に十分留意した方策を講ずるよう努める。

第5 避難体制の確立

災害時、住民が速やかに安全に避難できるよう、情報伝達方法の整備、避難路・避難場所の周知徹底を図るとともに、高齢者等の要配慮者に配慮した避難体制を確立する。

第2章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、この章では防災に関する組織及びその運営に関する事項、職員の配備参集体制、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項等を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものである。

第1節 防災会議

町は、基本法第16条第1項に基づき、ニセコ町防災会議を設置するとともに、地域特性に対応したニセコ町地域防災計画の作成・修正を行い、その実施を推進する。

第1 構成

町防災会議は町長を会長とし、ニセコ町防災会議条例（昭和37年ニセコ町条例第18号）第3条第5項の規定により、次の構成とする。

- (1) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者（定数1人）
- (2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者（定数3人）
- (3) 教育長
- (4) 消防団長
- (5) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者（定数3人）
- (6) その他町長が必要と認める者（定数2人以内）

ニセコ町防災会議委員

職名	防災会議条例該当事項
町長	
倶知安警察署ニセコ駐在所長	1号
副町長	2号
都市建設課長	2号
保健福祉課長	2号
教育長	3号
羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ消防団長	4号
北海道開発局小樽開発建設部倶知安開発事務所長	5号
後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所長	5号
ニセコバス株式会社代表取締役社長	5号
ニセコ町建設業協会長	6号
羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署長	6号

第2 運営

ニセコ町防災会議条例の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

町長は、災害時、防災活動の推進を図るために必要があると認めるときは、基本法第23条の2及びニセコ町災害対策本部条例（昭和37年ニセコ町条例第19号）に基づき、災害対策本部を設置する。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

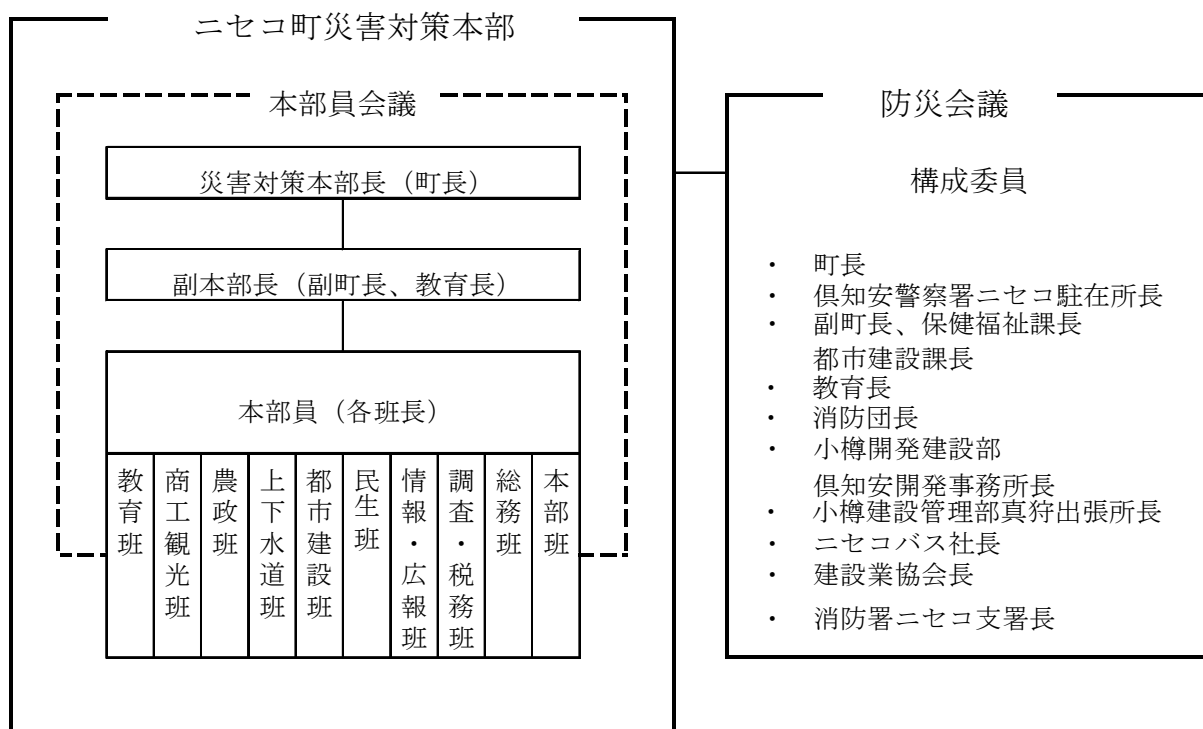
第1 組織等

1 構成

町災害対策本部は、ニセコ町災害対策本部条例に基づき、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長は町長、副本部長は副町長、教育長が、本部員は所属機関の長及び課長があたる。

なお、本部長に事故があるときは、副町長又は、教育長及び防災専門官を本部長代理とする。

ニセコ町災害対策本部の構成



2 本部員会議の運営

- (1) 本部員会議は本部長、副本部長、本部員によって構成し、本部長が議長を務める。
- (2) 本部員会議は、災害予防及び災害応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。
- (3) 本部員は所掌事務に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
- (4) 本部員が本部員会議の招集を必要と認めるときには、本部長に申し出る。

3 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 設置場所

町災害対策本部は、防災拠点である庁舎内に設置する。ただし、庁舎が被害を受けて機能しない場合は、ニセコ町民センターに設置する。

また、町外へ広域避難しなければならない場合は、他市町村に対して支援を要請し、受入市町村内に設置する。

(2) 設置基準

町災害対策本部は、災害時に次の基準の一に該当し、本部長が必要と認めるときに設置する。

① 風水害

- ・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。
- ・多くの住家や人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。
- ・多くの地域で避難指示や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。
- ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。

② 雪害

- ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。
- ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。
- ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。
- ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。

③ 地震災害

- ・震度5弱以上の地震が発生したとき。
- ・地震による大規模な被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。

④ 火山災害

- ・ニセコ又は羊蹄山に噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。

⑤ 原子力災害

- ・原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき。
- ・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき。
- ・その他特に町長が必要と認めたとき。

⑥ 大事故等

- ・被害が大規模なとき。
- ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。

⑦ その他

- ・気象、地象及び水象についての情報、又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。

(3) 廃止時期

町災害対策本部は、本部長の判断に基づき、災害の危険が解消又は応急対策が完了したと認められた場合、廃止する。

(4) 設置及び廃止の公表

町災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、庁舎玄関前等適切な場所に標示板を掲げるとともに、町職員、町防災会議構成機関、後志総合振興局、その他防災関係機関、報道関係機関、地域住民に対し、電話又は広報車等適宜な方法により周知するものとする。

4 災害対策本部の業務

町災害対策本部におく各部の所掌事務は、次のとおりである。

災害対策本部業務分担表

班名・班長	担当課	災害業務
各班共通事項	—	1 災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関する こと。 2 所管に属する被害状況調査、災害応急対策及び災害復 旧に関すること。 3 災害時における所管事項の活動記録に関すること。 4 災害時における協力員の受入れに関すること。 5 災害時における本部との連絡調整に関すること。 6 職員への連絡体制整備に関すること。 7 本部長、副本部長または本部班長からの指示に関する こと。
本部班 (防災専門官)	総務課 (防災担当)	1 防災会議及び本部会議に関すること。 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 3 庁内の非常体制に関すること。 4 気象予警報並びに情報等及び災害情報を受理し、各班 に連絡すること。 5 災害応急対策の樹立に関すること。 6 災害時の非常通信計画の作成及び実施に関すること。 7 高齢者等避難、避難指示等の発令に関すること。 8 災害情報の収集及び報告に関すること。 9 救助法の適用に関すること。 10 国、道に対する要請（自衛隊の派遣要請を含む。）及 び報告に関すること。 11 災害復旧に関すること。 12 災害現地との連絡調整に関すること。 13 災害予算及び決算に関すること。

班名・班長	担当課	災害業務
総務班 (総務課長)	総務課 出納室 議会事務局	1 職員の非常招集に関する事。 2 参集職員の出動状況の記録に関する事。 3 各班との連絡調整に関する事。 4 消防署ニセコ支署との連絡調整に関する事。 5 議会議員との連絡調整に関する事。 6 職員等の寝具、食料、被服等の調達及び配布に関する事。 7 自衛隊、広域応援その他防災関係機関の受入れに関する事。 8 災害視察者、見舞者等の応接に関する事。 9 労務の供給に関する事。 10 公務災害補償に関する事。 11 災害対策本部の配車計画及び応急車両の確保に関する事。 12 災害対策に必要な財政措置に関する事。 13 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関する事。 14 無線施設の応急措置及び復旧対策に関する事。 15 公共施設及び公共用施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。 16 応急炊き出し、応急資材及び応急復旧資材その他物資の購入及び支給に関する事。 17 各班、各課に属さない事項に関する事。
調査・税務班 (税務課長)	税務課	1 被災者名簿の作成に関する事。 2 り災証明に関する事。 3 被災家屋及びその他資産の調査(被害調査)に関する事。 4 被災者の町税の減免措置等に関する事。 5 被害者の国保税の減免に関する事。
情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課	1 被災地の情報把握、巡回広聴活動に関する事。 2 被災写真の収集、記録に関する事。 3 災害広報及び広聴の企画実施に関する事。 4 災害通報に関する事。 5 報道機関との連絡調整に関する事。 6 緊急避難の周知に関する事。 7 災害情報等の部内情報を関係機関に周知すること。 8 通信インフラ(光ケーブル)復旧対策に関する事。 9 災害救援物資の輸送に関する事。

班名・班長	担当課	災害業務
民生班 (1班:保健福祉課長) (2班:町民生活課長)	保健福祉課 地域包括支援センター 町民生活課	1 被災者の生活援護及び見舞金に関すること。 2 住民及び避難行動要支援者の避難誘導に関すること。 3 被災地域の要配慮者等の援護に関すること。 4 被災者相談に関すること。 5 被災者の避難所等への受入に関すること。 6 被災者、避難者の輸送に関すること。 7 日赤救助機関との連絡調整に関すること。 8 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 9 保健所、医師会等の災害関係機関への連絡調整に関すること。 10 災害時のボランティアの受入れに関すること。 11 援助物資の調達及び義援金品の受入れ、配分に関すること。 12 社会福祉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 13 各地区との連絡、関係団体、住民組織等の出動要請に関すること。 14 災害地の防疫等環境衛生に関すること。 15 災害廃棄物の受け入れに関すること。 16 災害時の医薬品、その他衛生材料の提供及び確保に関すること。 17 遺体の収容安置、火葬及び埋葬に関すること。 18 災害関連公害の予防指導に関すること。 19 被災者の国民年金保険料免除に関すること。

班名・班長	担当課	災害業務
都市建設班 (都市建設課長)	都市建設課	1 土木施設、建築復旧資材の需給計画及び応急資材の輸送に関すること。 2 土木機械の運行に関すること。 3 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。 4 道路、橋梁、河川、その他土木関係の被害調査及びその応急対策、復旧対策に関すること。 5 災害応急資材の調達配分、備蓄計画の作成及び実施に関すること。 6 住宅地の浸水対策に関すること。 7 土木施設、公園施設の応急災害対策工事の施行に関すること。 8 土木事業の計画及び実施に関すること。 9 災害応急資材及び復旧対策用資材の需給計画に関すること。 10 災害地の交通不能箇所に対する交通制限に関すること。 11 交通関係機関との連絡調整に関すること。 12 被災した住宅及び家屋の調査並びに住宅対策に関すること。 13 災害時の建築用資材の需給計画に関すること。 14 被災地の住宅建築指導に関すること。 15 住宅金融公庫の特別融資及び災害住宅融資のあっせんに関すること。 16 避難所応急仮設建築に関すること。
上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課	1 災害時の飲料用水の確保及び給水に関すること。 2 水道施設の被害調査及び応急措置に関すること。 3 被災水道施設の復旧に関すること。 4 下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること。 5 被災下水道施設の復旧に関すること。

班名・班長	担当課	災害業務
農政班 (農政課長)	農政課 国営農地再編推進室 農業委員会事務局	1 農林畜産施設、農産物、林野、家畜の災害に関する被害調査及び応急対策、復旧対策の企画調査とその実施に関すること。 2 農林関係資金の融資、あっせん及び災害補償に関すること。 3 被災農家の援護に関すること。 4 被災農家、家畜及び被災林野の病虫害異常発生時における防疫に関すること。 5 林野の保全警防、家畜飼料の確保に関すること。
商工観光班 (商工観光課長)	商工観光課	1 商工観光関係の被害調査及び報告に関すること。 2 商工観光関係の被害対策及び応急復旧に関すること。 3 商工関係機関との連絡調整に関すること。 4 商工観光関係の被災相談に関すること。 5 労務者の雇用、労務相談及び労務の供給に関すること。
教育班 (1班：学校教育課長) (2班：町民学習課長) (3班：こども未来課長)	学校教育課 町民学習課 学校給食センター 幼児センター 地域子育て支援センター こども未来課	1 学校教育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 2 被災児童生徒の救護及び応急対策に関すること。 3 災害時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関すること。 4 被災児童生徒の医療及び防疫に関すること。 5 被災児童生徒の学用品の給与に関すること。 6 社会教育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 7 体育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 8 文化財の保全に関すること。 9 災害活動に協力する団体等の連絡調整に関すること。 10 給食施設の保全警防に関すること。 11 災害児童生徒の給食に関すること。 12 被災者及び災害応急対策従事者の給食に関すること。 13 保育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。 14 被災園児の救護及び応急教育対策に関すること。 15 災害時における園児の避難方法、誘導方法の指導に関すること。 16 被災園児の医療及び防疫に関すること。 17 被災園児の学用・保育用品の給与に関すること。

第2 非常配備体制

町は、予想される災害（地震災害・風水害等）の規模又は災害時の被害の程度に応じ、非常配備体制をとるものとし、その配備基準は次のとおりとする。ただし、災害の規模及び特性等により基準によりがたい場合、又は町災害対策本部が設置されていない場合には、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

なお、それらの活動要領は「ニセコ町職員初動体制マニュアル」に示すとおりである。

1 災害時の配備基準と配備内容（原子力災害を除く。）

区 分			配 備 基 準	配 備 内 容
災害対策本部設置前	警 戒 配 備	1 号 配 備	【地震災害】 ①町内又は隣接市町村で震度4の地震が観測されたとき。 【風水害等】 ②暴風・大雨警報、洪水警報等が発表され、災害の発生が予想されるときで、防災専門官が警戒配備を必要と認めたとき。 【火山災害】 ③ニセコ又は羊蹄山に、噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。 【全災害共通】 ④局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき。	総務課、企画環境課、農政課、都市建設課、上下水道課の課長、防災担当者、広報担当者で、 ①被害情報等の収集 ②行政区内状況の電話による情報収集 ③巡視及び警戒 ④北海道等への連絡を実施できる体制とする。
			【地震災害】 ①町内又は隣接市町村で震度5弱又は5強の地震が観測されたとき。 【風水害等】 ②暴風・大雨警報、洪水警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき、又は小規模の災害が発生したときで、町長が必要と認めたとき。 【火山災害】 ③ニセコ又は羊蹄山に、噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表され、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす程度の噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。 【大規模停電災害】 ④人命の救助・救出案件が発生し、交通、通信網などへの影響拡大が予想されるとき。 【全災害共通】 ⑤局地的な災害が発生し、又は発生が予想され、町長が当該配備を必要と認めたとき。	《災害対策本部設置》 各管理職及び総務課、企画環境課、農政課、都市建設課、上下水道課の全職員、その他、所管する施設等の保守点検要員で、 ①被害情報等の収集 ②警戒及び現地確認 ③住民への周知 ④北海道及び関係機関への連絡 ⑤応急対策を実施する。 また、その他職員も自ら所属長に所在等の連絡をするよう心がける。

区 分			配 備 基 準	配 備 内 容
災害対策本部設置	非 常 配 備	3 号 配 備	【地震災害】 ①町内又は隣接市町村で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 【風水害等】 ②特別警報が発表されたとき。 【火山災害】 ③噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。 【大規模停電災害】 ④人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。 【全災害共通】 ⑤大規模又は広範囲にわたる災害が発生し、又は発生が予想され、町長が当該配備を必要と認めたとき。	《災害対策本部設置》 組織の全力をあげて、全職員が応急対策を実施する。 ①地域内状況の情報収集等 ②避難誘導 ③関係機関等への連絡 ④住民への広報 ⑤応急対策 ⑥応援要請

（注）原子力災害の基準については、原子力防災計画編で定めるところによるものとする。

その他災害時等の配備基準と配備内容、人員

区 分		配 備 基 準	配 備 内 容
捜索対策組織体制	捜索配備等	【捜索活動等】 ①ニセコアンヌプリ地区雪崩遭難、山菜採り遭難等それらに類する遭難捜索活動事案が発生したとき。 ②遭難等の通報があり、町長が捜索活動の必要があると判断した場合、役場職員で組織する「遭難事故等対応組織」を直ちに設置する。	《遭難事故等対応組織設置》 可能な限り職員を参集し、 ①遭難情報等の収集 ②職員参集 ③捜索活動実施 ④現地合同本部との連絡調整 ⑤応援要請を実施する。

2 配備計画

(1) 配備計画の作成

各課長等は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、各所属において、連絡体制、配備する人員などをあらかじめ配備計画として定めるものとする。

(2) 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたときは所属の長に連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

(3) 休日・夜間の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、災害対策本部班及び総務班は、休日、夜間においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡がとれない場合を想定した自主参集等についても、あらかじめ連絡体制の中に定める。

(4) 職員の参集方法の手段等

各課長等はあらかじめ所属職員の居住地から参集する部署までの所要時間を調査・把握しておくものとする。

第3 職員の参集

1 参集の発令

町長（本部長）は、非常配備基準（1号～3号配備）に基づき、職員を参集する。ただし、災害の規模、発生の時期等によって特に必要と認めるときは、基準と異なる職員を参集発令することができる。

2 参集の伝達系統

(1) 勤務時間中

勤務時間内は、総務課長が庁内放送、電話等で連絡する。

消防団員等への伝達については、消防計画による。

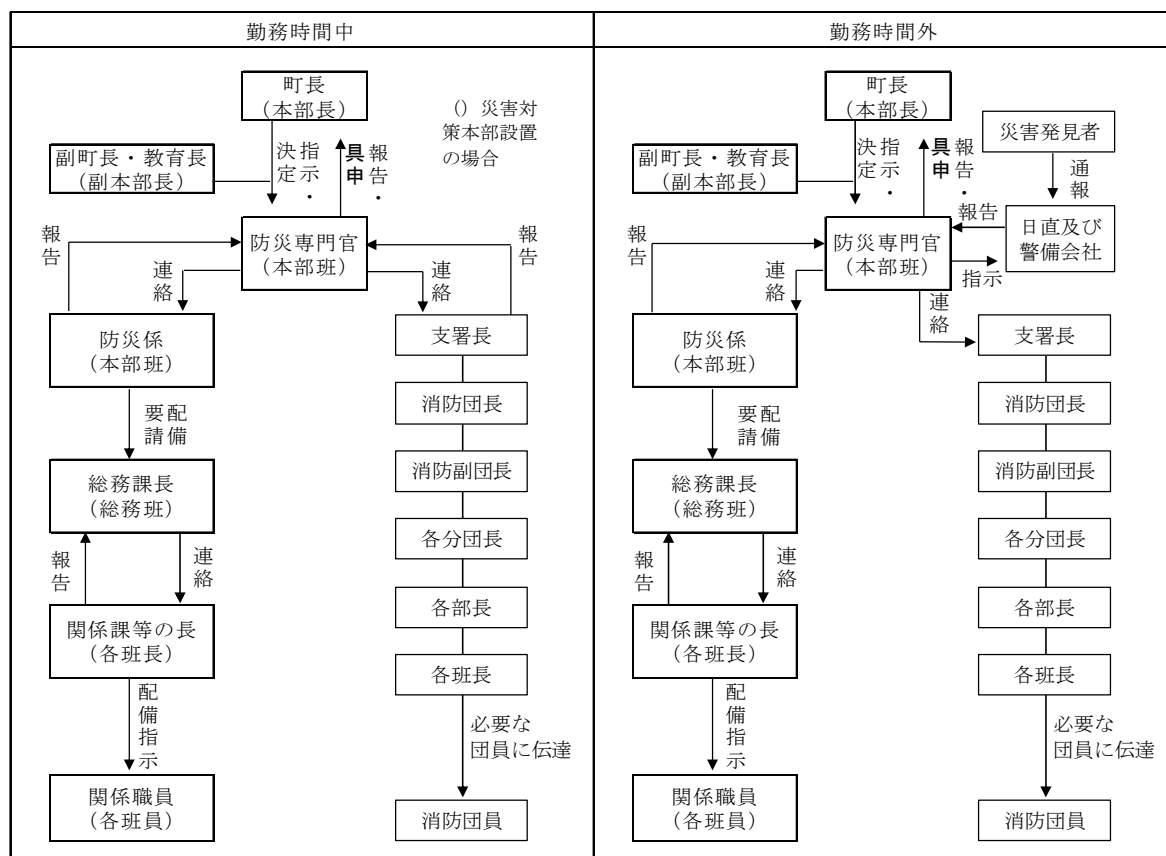
(2) 勤務時間外

日直等が、防災専門官に電話等で連絡する。防災専門官はその旨を消防署ニセコ支署長及び防災係に電話等で連絡する。防災係は、総務課長に電話等で連絡し、総務課長は関係課長等に電話等で連絡する。

なお、連絡の順位は次のとおりとし、応答しない場合は次順位の職へ連絡することとする。

①防災専門官、②防災係、③総務課長、④総務係長、⑤総務課各係長

参集の伝達系統



3 参集時の職員の心得

- (1) 職員は、あらかじめ定められた災害時における自己の任務を十分習熟しておく。
- (2) 職員は、ラジオ、テレビ、その他の手段により、自ら工夫して災害の状況を知るようにする。

- (3) 震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、担当職員はあらゆる努力をして所属部署に参集するよう努める。
- (4) 職員は、災害時、参集されていない場合でも、状況により所属長と連絡をとり、進んでその指揮下に入るように努める。また、自らの判断で速やかに所属部署に参集し、防災活動に従事する。
- (5) 参集途上に、浸水、人身事故等に遭遇した場合は、最寄りの消防署・消防団、警察署等に通報連絡するとともに、適切な処置をとる。
- (6) 職員は、参集途上において災害状況をできるだけ把握し、到着後、直ちに総務課に報告する。
- (7) 各課長等は、職員が非常参集したときは、職員の参集状況を把握するとともに、職員や家族の安否確認を併せて行い、総務課に報告する。
- (8) 災害応急対策活動に従事する職員は、職員証を携行する。

4 職員の相互協力

町災害対策本部を設置した場合、災害応急対策を総合的に実施するため、本部長は災害時の状況及び応急措置の推移により、各班業務の状況に応じて、人的余裕のある班に所属する職員を応援を必要とする他の班に配置する。警戒配備体制をとる場合も同様とする。

- (1) 各班で職員の応援を受けようとするときは、次の応援条件を明示して災害対策本部総務班に要請する。
 - ① 応援の場所
 - ② 応援に必要な人員
 - ③ 作業内容及び携帯品その他必要事項
- (2) 要請を受けた災害対策本部総務班は各班の協力を得て職員を派遣する。

第3節 災害対策現地合同本部

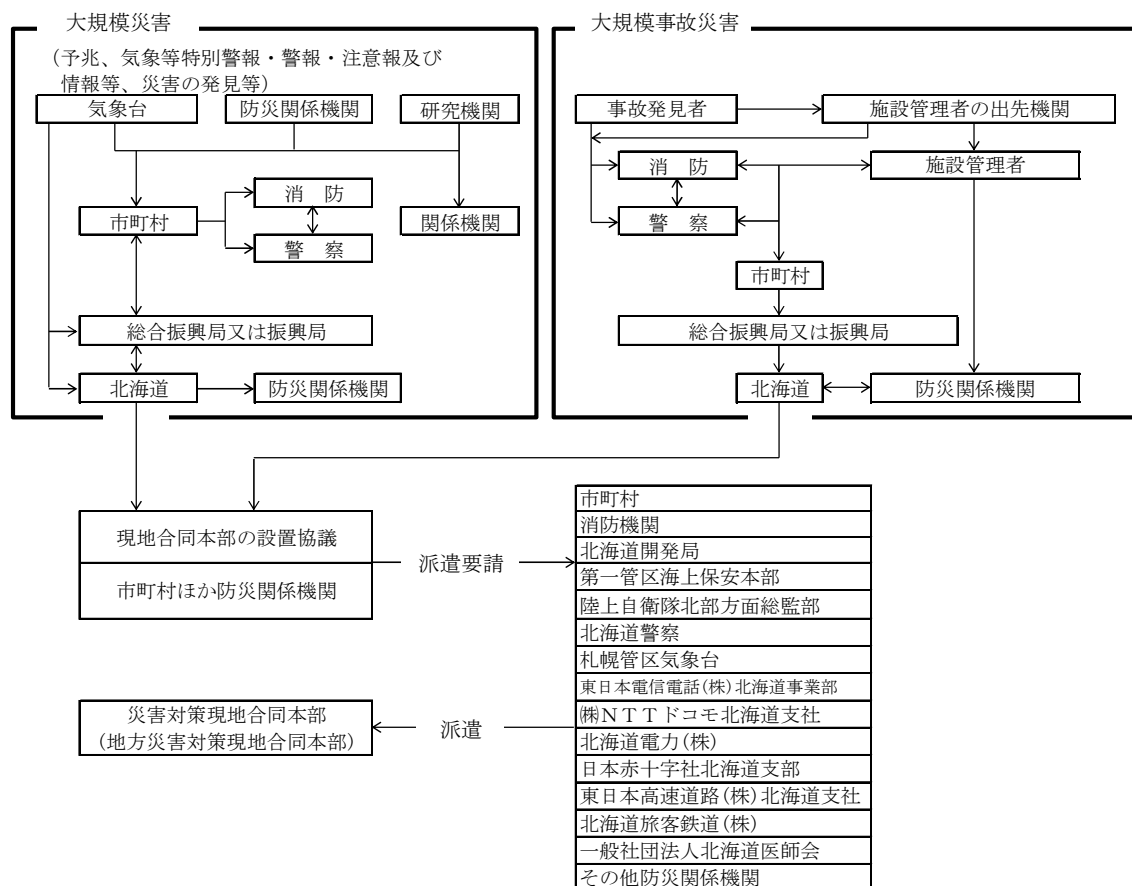
災害対策現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、道を中心とした防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。

また、災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができ、町は、必要に応じて、これらの本部に参画する。

第1 設置

災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。

北海道における災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統



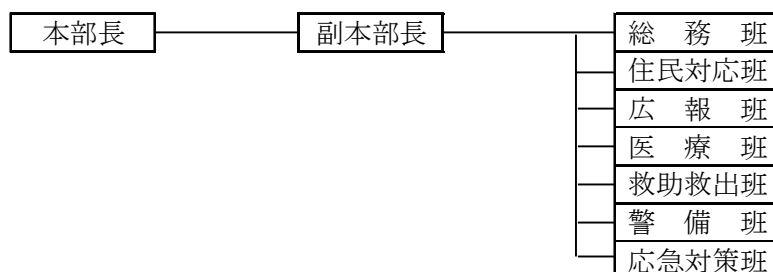
資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画」（令和5年1月）

第2 組織等

1 組織

災害対策現地合同本部等の組織は、次のとおりである。

災害対策現地合同本部等の組織



資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画」（令和5年1月）

現地合同本部等の業務分担（基準）

班	担 当	内 容	主な担当機関
総 務 班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調整担当	関係機関の調整 (応援・協力の要請)	道、市町村、気象台
住民対応班		被災者家族への対応等	道、市町村、施設管理者
広 報 班		報道対応、住民への情報提供	道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医 療 班	応急措置 対 応	被災者のトリアージ・応急処置等	道、消防、医師会、日赤
	健康管理 対 応	被災者家族等の健康管理・対応等	道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村 (自衛隊、海保…派遣があった場合)
警 備 班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、海保、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	道、市町村、防災関係機関、施設管理者 (自衛隊…災害派遣があった場合)

(注) 施設管理者は、事故災害の場合のみ

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画」（令和5年1月）

2 運営

別途道が定める「災害対策現地合同本部設置要綱」による。

3 廃止

災害対策現地合同本部等は、災害応急対策がおおむね完了したときに、防災関係機関が相互に協議し、廃止する。

第4節 住民組織等への協力要請

災害時において、応急活動を円滑かつ迅速に実施するため、町長（本部長）は、災害の状況により必要があると認められた場合は、各住民組織等に対し協力を求めるものとする。

第1 協力要請事項

各住民組織等に対し協力を要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害現場における負傷者の応急手当
- (2) 避難所内での手伝い
- (3) 救援物資の募集及び整理
- (4) 町災害対策本部が行う人員、物資の輸送
- (5) その他救護活動に必要で、町長（本部長）が協力を求めた事項

第2 担当対策班

住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別に応じた関係の対策班とする。

第5節 気象等に関する情報の収集・伝達計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象及び水象等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する事項は、本計画に定めるところによる。

なお、国及び道は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

第1 気象予警報等の発表

1 予報区

北海道においては、道全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、7つの府県予報区に分かれており、本町が該当する予報区及び気象に関する警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

なお、気象に関する警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

本町が該当する予報区及び気象に関する警報・注意報に用いる細分区域名

区 分	名 称
府県予報区各（担当気象官署）	石狩・空知・後志地方（札幌管区気象台）
一次細分区域 ^{※1}	後志地方
市町村等をまとめた地域 ^{※2}	羊蹄山麓
二次細分区域	ニセコ町

※1 一次細分区域：府県天気予報を定款的に細分して行う区域で、気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

※2 二次細分区域：特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域

※3 市町村等をまとめた地域：二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び情報等

(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報

札幌管区気象台は、大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、また、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかける。

① 気象等に関する特別警報

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

種 類	概 要
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

② 気象等に関する警報

種 類	概 要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

③ 気象等に関する注意報

種 類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。

種 類	概 要
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 ※北海道では、着氷注意報を「船体着氷」を指して行うことが多い。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。

④ 洪水警報・注意報

種 類	概 要
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず安全されるものではありません)	水位情報が ある場合 (下段:国管理河川の 洪水の危険度分布※1)	水位情報が ない場合 (下段:洪水警報 の危険度分布)	内水氾濫に 関する情報	大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布:黒 (※1※2)	高潮発生情報※3
				氾濫発生情報 (危険度分布:黒 (氾濫している可能性))	大雨特別警報 (浸水害)※2 危険度分布:黒 (※1※2)			
4	災害のおそれ 高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の改正法改正 以前の避難勧告の タイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布:紫 (氾濫危険水位超過相隣))	危険度分布:紫 (危険)	内水氾濫 危険情報 (水位観測下水道 において発表される 情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布:紫 (危険)	高潮特別警報※4 高潮警報※4
3	災害のおそれ あり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布:赤 (避難判断水位超過相隣))	洪水警報 危険度分布:赤 (警戒)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布:赤 (警戒)	高潮警報に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報
2	気象 状況 悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布:黄 (氾濫注意水位超過))	危険度分布:黄 (注意)		危険度分布:黄 (注意)	
1	今後気象 状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報					

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からブッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

(3) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10 分ごとに更新している。

(4) 気象情報等

① 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（後志地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

② 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する情報。

③ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策

の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

④ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生

生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

※ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

※ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

※ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

⑤ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報

報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、後志地方を対象に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を後志地方を対象に発表する情報。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

(5) 水防活動用気象等警報・注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動用気象等警報・注意報の種類

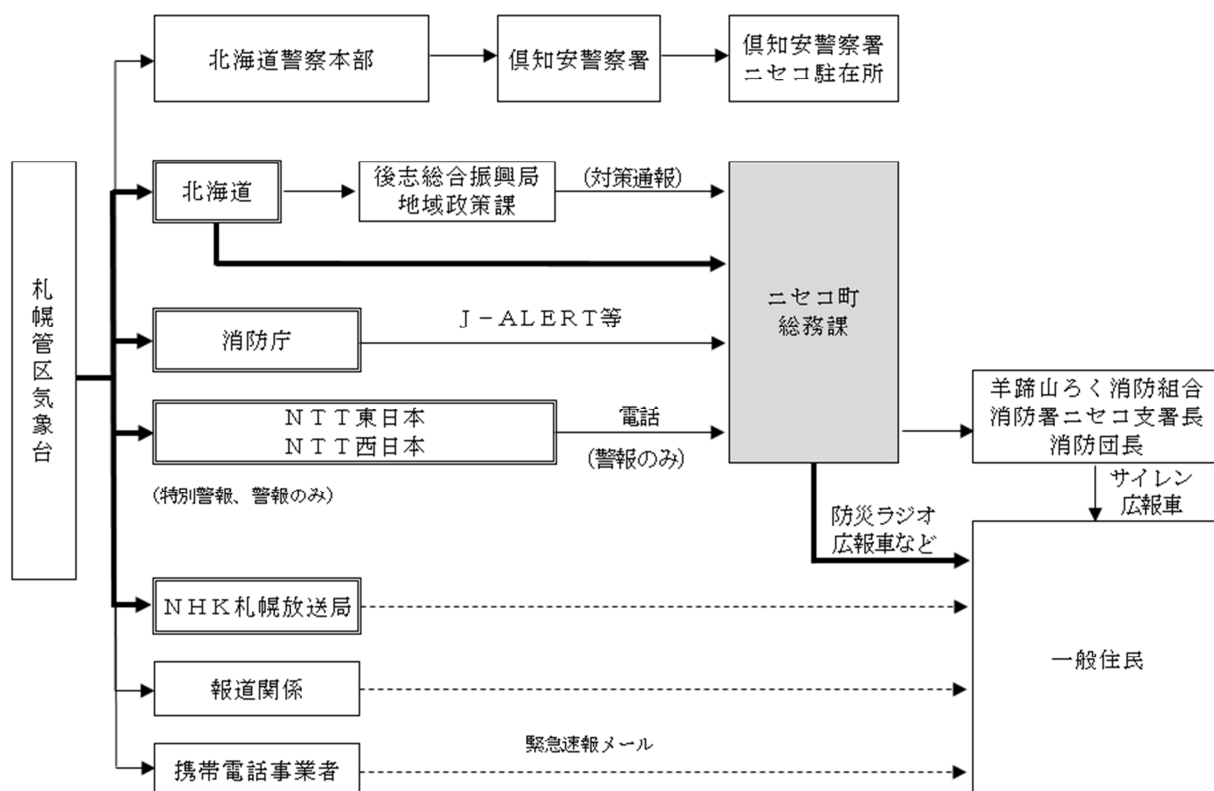
水防活動の利用に 適合する注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警報	概 要
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(6) 気象等に関する特別警報・警報・注意報及び情報等の伝達系統

気象等に関する特別警報・警報・注意報及び情報等の伝達系統は、次のとおりである。

なお、町は、道から気象等に関する警報・特別警報を受けた場合、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 15 条第 3 項及び第 15 条の 2 第 4 項の規定に基づき、直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置（広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達、コミュニティ FM（防災ラジオ）等）を講じなければならない（法定義務）。

気象等に関する特別警報・警報・注意報及び情報等の伝達系統



- (注)  (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 (太 線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達
 (点 線) は放送・無線

(備考) 特に町と関係する機関のみを抜粋。なお、「気象等（大雨、暴風、暴風雪、大雪）に関する特別警報」がニセコ町に初めて発表された場合は、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアの携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。

【資料編】 資料４－５ 警報・注意報発表基準一覧表

3 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、ニセコ町に対して警戒を呼びかける情報で、札幌管区気象台と後志総合振興局小樽建設管理部から共同で発表される。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象（技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）としている。

なお、これを補足する情報である気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）。

で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

(1) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、気象台の降雨予測が警戒基準に達すると判断された場合、市町村単位で発表される。一般に、情報が出る順番は大雨注意報→大雨警報（土砂災害）→土砂災害警戒情報となる。

なお、警戒基準については、過去の土砂災害の発生履歴をもとに、道が市町村ごとに設定する。

土砂災害警戒情報発表例

後志地方土砂災害警戒情報 第1号

平成23年9月6日 1時00分

北海道後志総合振興局 札幌管区気象台 共同発表

【警戒対象地域】

蘭越町* ニセコ町* 真狩村* 留寿都村* 倶知安町* 共和町* 岩内町*

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

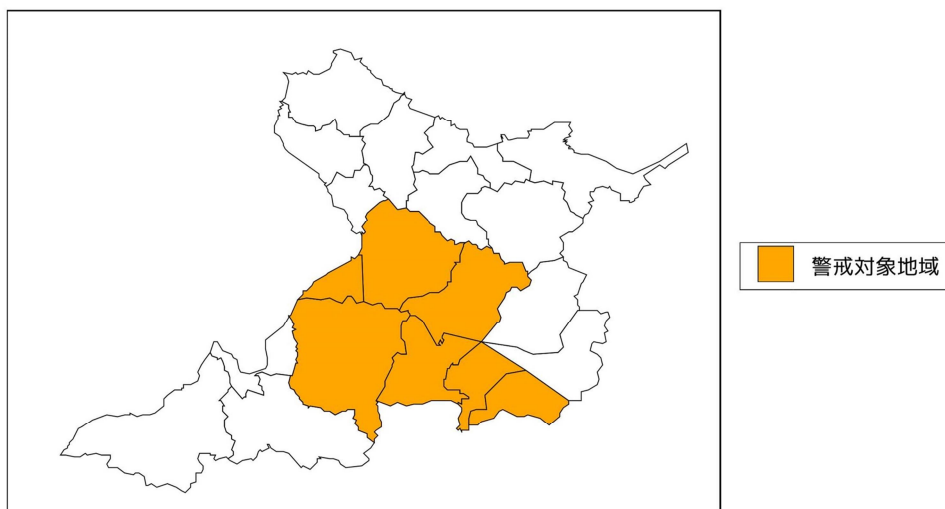
【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。崖や沢の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、防災や避難に関する情報に注意してください。

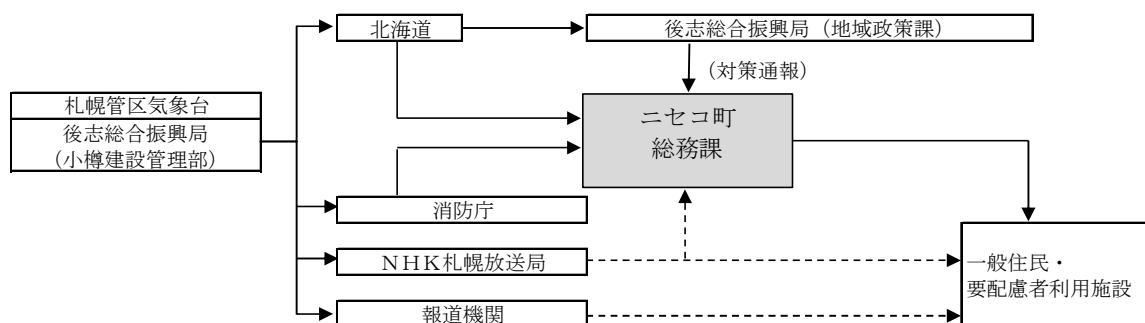


問い合わせ先
0134-25-2198（後志総合振興局）
011-611-6124（札幌管区気象台）

(2) 土砂災害警戒情報の伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達系統は次のとおりである。

土砂災害警戒情報の伝達系統



(注) --▶ (点線) は放送・無線

(備考) 特に町と関係する機関のみを抜粋

4 火災気象通報

札幌管区気象台は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条の規定に基づき、道に対し、火災気象通報の発表及び終了の通報を行い、通報を受けた道は、管内市町村に通報する。

町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねる。

(1) 通報基準

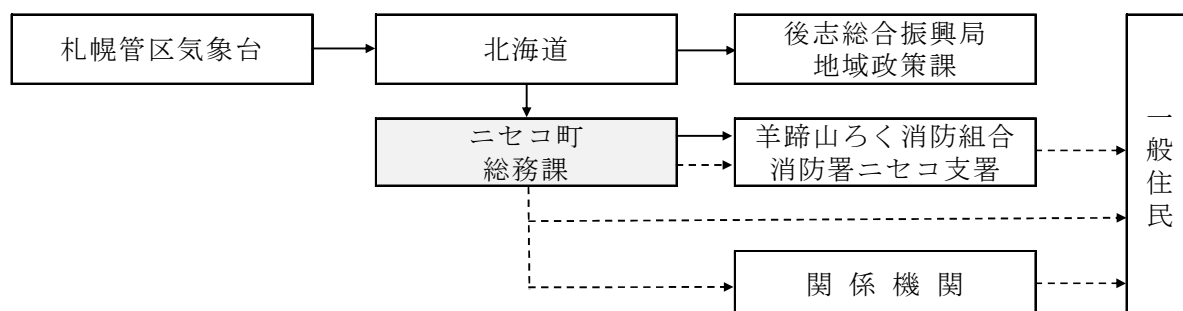
後志地方における火災気象通報の通報基準

発表官署	地域名 (一次細分区域名)	通報基準
札幌管区気象台	後志地方	札幌管区気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

(2) 伝達系統

火災気象通報及び火災に関する警報の伝達系統は次のとおりである。

火災気象通報等の伝達系統



(注) - - - -> (点線) は町長が火災に関する警報を発した場合

第2 地震に関する情報の発表

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

地震動の特別警報・警報及び予報の区分及び名称

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに※、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。このうち、震度 6 弱以上の揺れが予想される場合は地震動特別警報に位置づけられている。
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの

※ 2 箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

（注）緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わないことがある。

(2) 緊急地震速報の伝達

- ① 緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。
- ② 気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J - A L E R T）により、地方公共団体等に伝達される。
- ③ 町は、伝達を受けた緊急地震速報を、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、関係機関、住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

2 地震に関する情報

地震に関する情報等の種類及び内容については、次のとおりである。

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	○震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	○震度 3 以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配がない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度 3 以上 ○津波警報等の発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を手入していない地点がある場合は、その市町村名を発表

地震情報の種類	発表基準	内容
各地の震度に関する情報	○震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	○震度 5 弱以上	観測した各地の震度データを基に、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ○マグニチュード 7.0 以上 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページ等でも発表している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、1 つの現象に対して一度だけ発表 ○（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ○石狩・空知・後志地方で震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ○（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ○石狩・空知・後志地方で震度 5 弱以上を観測 ○社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1～2 時間を目途に第 1 号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	○定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道内及び石狩・空知・後志地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の状態等を示す資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
週間地震概況	○定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料

3 震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

震源の地域名称とは、「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことであり、この地域名称は、「震央地名」にも使用され、本町が該当する緊急地震速報で用いる府県予報区の名称及び緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称は、次のとおりである。

震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

区 分	名 称
緊急地震速報で用いる府県予報区	北海道道央
緊急地震速報や震度情報で用いる区域	後志地方東部

第3 火山現象に関する警報・予報、情報等の発表

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法第13条の規定により、札幌管区気象台が発表する「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条第1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条第2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通知する。

1 種類等

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

噴火に伴って発生し、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」を発表する。

「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火口の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。

(3) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している常時観測火山を対象に以下のような場合に発表する（ニセコ及び羊蹄山は常時観測火山ではないが関係機関からの通報等により噴火の発生が確認できた場合に、噴火発生後間もないなど、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合に発表する）。

ア 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

イ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）

ウ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

噴火警報・噴火予報の種類と火山活動の状況及び噴火警戒キーワード

種別	名称	対象範囲	発表基準	キーワード
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	入山危険
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口周辺危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	活火山である ことに留意

(4) 火山の状況に関する解説情報（臨時）

噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるために発表する情報。

(5) 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、適時発表する情報。

(6) 降灰予報

以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山※¹に対して、事前に計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山※²に対して、降灰予測計算を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表する。
- ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を明示して提供する。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

降灰量階級ととるべき行動等

降灰量 階級	表現例			影響・とるべき行動		その他の影響
	予想される降灰の厚さ キーワード	イメージ				
		路面	視界	人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる。	視界不良となる。	外出を控える。 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める。	運転を控える。 降ってくる火山灰や積もった火山灰を巻き上げて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいし（電柱等）への火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	マスク等で防護。 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	徐行運転する。 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。 道路の白線が見えなくなるおそれがある。 （およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業開始）	稲等の農作物が収穫できなくなったり※、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる。	降っているのがよくわかる。	窓を閉める。 火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う。	フロントガラスの除灰。 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運航不可※

※ 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

(7) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

(8) 火山現象に関する情報等

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を等について解説

するため詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月 1 か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

2 噴火警報等の発表官署

北海道における全ての火山に関わる火山現象警報、火山現象予報及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区気象台が行う。

3 噴火警報及び噴火予報等の伝達系統

噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達系統は、下記「噴火警報等伝達系統」のとおりである。

噴火警報等の伝達系統

（備考）特に町と関係する機関のみを抜粋。なお、「噴火に関する特別警報」がニセコ町に初めて発表された場合は、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアの携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。

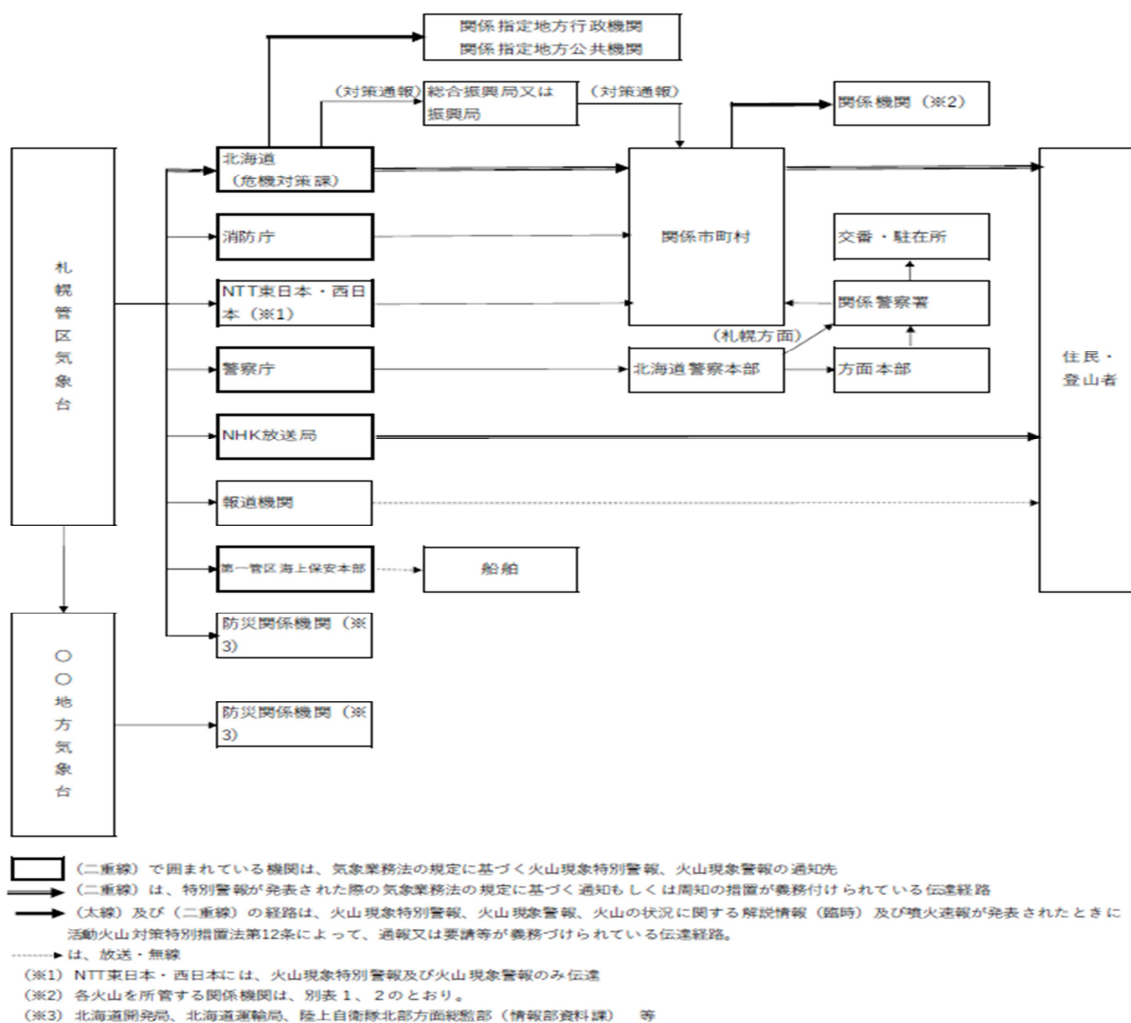
○ 北海道警察本部

直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。

○ NHK放送局

直ちに通知された事項を放送しなければならない。

噴火警報等の伝達系統



第4 異常現象を発見した者の措置等

1 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象（局地的な豪雨、林野火災、異常水位、河川の氾濫又は堤防の決壊、頻発地震、異常音響、火山異常現象、地変等）を発見した者は、基本法第 54 条第 1 項及び第 2 項に基づき、速やかに町長又は警察官に通報しなければならない。この場合においては、何人もこの通報が最も迅速に到着するように努めなければならない。

2 警察官等の通報

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、基本法第 54 条第 3 項に基づき、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

3 町長の通報

- ① 町長は、基本法第 54 条に基づき、住民、警察官又は消防署員等から異常現象に関する通報を受けたときは、後志総合振興局及び札幌管区気象台その他の防災関係機関にその旨を通報する。
- ② 必要な場合は、コミュニティFM、広報車、報道機関等により住民に対する広報を徹底する。

第5 気象通報等の取扱い

町は、気象等に関する情報（後志総合振興局が発する対策通報を含む。）、異常現象発見時の情報等（以下「気象通報等」という。）を受理したときは、次のとおり措置する。

1 気象通報等の受理及び処理

- (1) 気象通報等は、勤務時間中にあつては、総務課職員が受理する。
- (2) 受理した気象通報等は、防災専門官へ報告し、その指示により事務処理にあたる。
- (3) 勤務時間外にあつては、警備員が受理した後防災専門官に連絡し、その指示を受けるものとする。
- (4) 防災専門官は、気象通報等を受理した場合、速やかに上長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に当該気象通報等を連絡し、必要な措置について協議する。

2 情報の伝達及び周知

(1) 関係機関への伝達

町は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を覚知したとき、自ら災害に関する警報をしたとき、又は知事から災害に関する通知を受けたときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関に伝達する。

(2) 住民等への周知

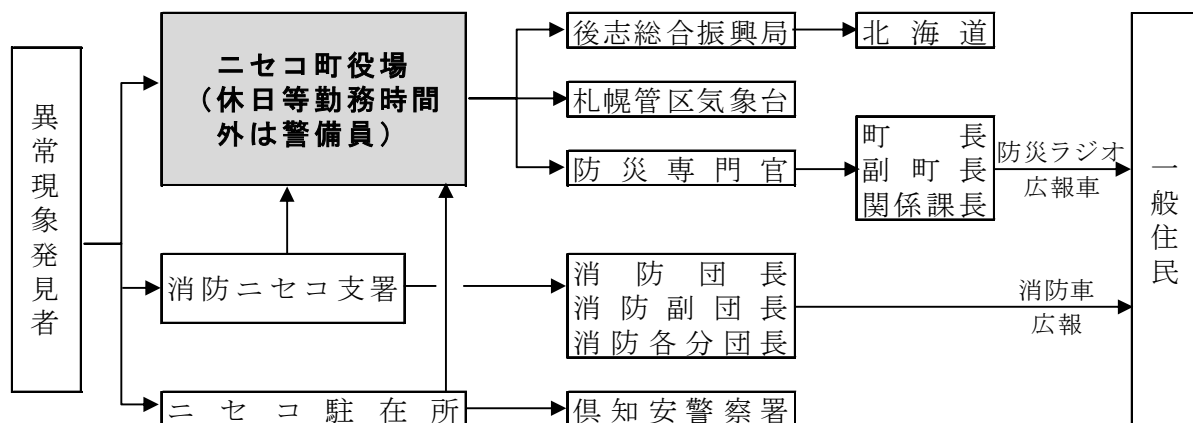
町は、気象通報等を受理した場合、その現象によって災害が予想される地域の住民及び関係者に対し、その状況の周知・徹底を図る。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告を行う。

なお、特別警報を受けた場合、気象業務法第15条の2の規定に基づき、直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。

3 気象通報等の伝達系統

気象通報等は、次の系統により、北海道総合行政情報ネットワーク、広報車、町ホームページ、防災行政無線、コミュニティFM（防災ラジオ）、緊急速報メール、Lアラート、消防サイレン、口頭（必要に応じて各区会長等の協力を得て）等、最も有効な方法を用いて伝達又は周知を図る。

気象通報等の伝達系統



第3章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

国、道及び市町村は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者※は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

さらに、資料編で示す、町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、災害危険区域における災害予防策を講ずるものとする。

※ 基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下同様とする。

- 【資料編】
- 資料3-1 町内の主要河川
 - 資料3-2 重要水防箇所
 - 資料3-3 砂防指定地
 - 資料3-4 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等
 - 資料3-5 雪崩危険箇所

第1節 防災思想・知識の普及啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

第1 防災思想・知識の普及啓発及び防災教育の推進

1 実施事項

町は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民等に対する防災思想・知識の普及啓発及び防災教育を推進することにより、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(1) 職員・消防団員に対する防災教育の推進

① ニセコ町地域防災計画の周知徹底

町職員、消防団員に対し、ニセコ町地域防災計画の周知徹底を図り、災害時の分担任務等、災害予防、応急対策、災害復旧・復興活動が円滑に行えるよう、防災教育を推進する。

② 研修会等への積極的な参加

防災業務に従事する職員に対しては、研修会等への積極的参加により防災思想・知識、技術の向上に努める。

(2) 住民に対する防災思想・知識の普及啓発及び防災教育の推進

① 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施する。

② 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。

③ 災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。

④ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

⑤ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

(3) 事業所等に対する防災思想・知識の普及啓発及び防災教育の推進

危険物施設や多くの人々が利用する事業所の管理者に対し、防災知識の普及を図り、災害時の指導力、行動力を養うとともに、緊急時に対応できる自主防災体制の強化を促進する。

① 指導の内容

ア 事業所等の防災体制の確立

イ 施設、設備の保安全管理

ウ 出火防止、初期消火、応急救護訓練の実施

② 指導の方法

ア 講習会等の実施

イ 事業所独自での防災訓練の実施

ウ パンフレットの配布、ポスターの掲示

2 配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及啓発に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及・推進を図る。
- (4) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。
- (5) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (6) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- (1) 広報紙による普及
「広報ニセコ」等に防災関係記事を掲載する。
- (2) 防災マップによる普及
随時防災マップを見直ししていくとともに、町民生活課窓口には防災マップを設置し、転入者などに対しても積極的に普及啓発活動を行う。
- (3) 映画、写真展、スライド等による普及
防災活動等についての映画、写真等を製作又は借用し、各種団体等の会合、生涯学習の場を活用して防災意識の高揚を図る。
- (4) 広報車等による普及
危険地域又は災害が予想される状況下等、必要に応じて広報車を巡回して広報を行う。
- (5) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等による普及
防災イベントや研修会、講習会等を開催し、防災知識の普及と指導を行う。
- (6) 学校教育の場の活用
- (7) その他
 - ① 各種防災訓練の参加普及
 - ② ラジオ、有線放送施設の活用
 - ③ インターネット、SNSの活用 等

4 普及啓発を要する事項

- (1) ニセコ町地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般的知識
- (3) 災害の予防措置
 - ① 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - ② 防災の心得

- ③ 火災予防の心得
- ④ 台風襲来時の家庭の保全方法
- ⑤ 農作物の災害予防事前措置
- ⑥ その他
- (4) 災害の応急措置
 - ① 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - ② 災害の調査及び報告の要領・方法
 - ③ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - ④ 災害時の心得
 - ア (家庭内、組織内の) 連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- (5) 災害復旧措置
 - ① 被災農作物に対する応急措置
 - ② その他
- (6) その他必要な事項

5 普及啓発の時期

防災の日（毎年9月1日）、防災週間（毎年8月30日～9月5日）及び山地災害防止キャンペーン期間（毎年5月20日～6月30日）に、上記の普及啓発及び教育方法を用いて、防災の普及啓発活動を行うこととする。

なお、6月の「水防月間」と「土砂災害防止月間」においては、国及び道に協力し、水害及び土砂災害の軽減・防止に向け、防災意識の啓発活動を行うこととする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及啓発

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

防災訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努める。

訓練後においては、評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

第2 訓練の種別

1 総合防災訓練

春季・秋季防災訓練の訓練内容をより実践的で充実したものにするとともに、住民・事業所・団体等の積極的参加を促進する。

2 水防訓練

水防管理者（町長）は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、あるいは道と共同で水防訓練を実施する。

3 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連訓練と合わせた訓練を行う。

4 救難救助訓練

救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害を想定して、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

5 通信訓練

災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、情報伝達、感度交換訓練等を行う。

6 避難訓練

災害時における避難の迅速・円滑な遂行を図るため、地域住民の協力により、避難訓練を実施する。特に、子どものいる幼児センター、学校、社会福祉施設等では十分な避難訓練を行う。

また、要配慮者等に対する避難訓練の対策を講ずる。

さらに、住民の早めの積極的な避難を促進するため、土砂災害（特別）警戒区域及び土砂災害危険箇所を重点とし、次の事項に留意の上、土砂災害に備えたより実践的な訓練を実施する。

(1) 避難指示等の早期判断（道等からの情報提供・助言を含む。）及び情報の受伝達

(2) 天候や時間帯などの状況に応じた住民の的確な避難行動（避難場所の選択、外出が危険な場合の屋内安全確保措置等）

(3) 避難誘導體制及び救助体制の整備

7 非常参集訓練及び災害対策本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び災害対策本部の設置運営訓練を実施する。

8 情報収集及び伝達訓練

災害時の情報の収集及び伝達が迅速かつ的確に行われるよう、情報の収集及び伝達に関する連絡訓練を適宜実施する。

9 防災図上訓練

各種災害に対処するため、図上において災害応急対策訓練を実施する。

第3 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

【資料編】資料2－3 ニセコ町における災害時応援協定等の締結状況

第4 民間団体等との連携

町及び防災関係機関は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組機、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施する。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

町及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備について努めるとともに、域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

本計画の定めるところによる。

第1 食料その他の物資の確保

1 家庭での備蓄の推進

町は、住民に対し、次のとおり家庭での備蓄を推進する。

- (1) 防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等を家庭において備蓄するよう、広報等あらゆる機会を用いて啓発を図る。
- (2) インスタント食品、レトルト食品、菓子類、干しうどん・そば等、日常の食料品を多めに買い置きしておく等、日常的な食料の備蓄習慣の普及を図る。
- (3) 各家庭で、災害時に必要と思われる品をまとめた「非常用持ち出し袋」を用意する習慣の普及を図る。

2 備蓄・調達体制の整備

町は、災害時の応急対策を円滑に進めることができるよう、飲料水、食料品、医療品、医療資器材等の備蓄を図るとともに、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

(1) 公共での備蓄

被服、寝具、その他生活必需品等、緊急度、重要度の高いもの、即時調達の難しいものについて優先的に最低限の備蓄と管理を行う。

(2) 災害時の供給体制の整備

地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努めるとともに、災害時に在庫の優先的供給等、地域における各業者（食料品・医薬品販売業者等）の協力を得られるよう、関係団体、民間業者との協定締結を図る。

備蓄の品目

品目		公共	家庭	品目		公共	家庭
水	飲料水	○	○	生活 用品	紙おむつ	○	△
	飲料水袋	○			携帯トイレ・簡易トイレ	○	○
食 料 品	乾パン	○	○		トイレットペーパー	○	○
	レトルト米	○	○		毛布	○	○
	即席めん		○		生理用品	○	○
	レトルトおかず	○	○	衛 生 用 品	マスク	○	○
食 器 類	乳幼児用粉ミルク	○	△		消毒液	○	○
	哺乳瓶 卓上コンロ	○	△ ○				

○は備蓄するもの

△は現在使用している家庭で備蓄しておくもの

第2 防災資機材及び防災倉庫等の整備

1 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

2 防災倉庫等の整備

町は、被害を受けにくい場所への防災倉庫の設置等、備蓄物資の保存場所の整備を図る。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

町をはじめとする災害予防責任者が、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備えた必要な措置については、本計画の定めるところによる。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努める。

あわせて、大規模災害が発生した際等の応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、地域防災計画等に位置づけるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第2 相互応援（受援）体制の整備

- 1 町は、道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- 2 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるものとする。
- 3 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

第3 ボランティア活動の環境整備

- 1 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

- 2 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- 4 道及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- 5 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくように努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもと、地域住民・事業所等における自主防災組織の育成、整備については、本計画の定めるところによる。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

1 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

2 自主防災組織の活動マニュアルの作成と指導

災害時にどのような行動をとればよいか、わかりやすい活動マニュアルを作成するとともに指導を行う。

3 自主防災組織間の連携意識の醸成

災害時に的確な活動ができるよう、交流会、共同訓練等により自主防災組織間の連携強化を図る。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害時に住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のような

ものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

① 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

② 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

③ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

④ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

⑤ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害時に被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

① 連絡をとる防災関係機関

② 防災関係機関との連絡のための手段

③ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。特に、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導体制の構築

町は、避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のとおり避難誘導体制の整備に努める。

- (1) 災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置するなど、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

- (2) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (4) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- (5) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 学校等が保護者との間で、災害時の児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- (7) 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時の児童福祉施設等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。
- (8) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の確保等

1 指定緊急避難場所の指定

町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

指定緊急避難場所の指定基準

		崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
管理の基準		居住者等に開放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの (* 下記a2の場合、居住者受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる)							
施設の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれか該当	構造(A) 施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと 《例》津波はa1、a2、a3を満たす	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)				異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1) 施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)			
	立地(B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある				当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない			

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画」(令和元年5月)

2 指定にあたっての留意事項

- (1) 町は、学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (2) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (3) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (4) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

1 指定避難所の指定

町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。

また、指定避難所を指定する際に広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定避難所の指定基準

区分	指定基準
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配付することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

2 要配慮者への配慮

町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記1に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

また、社会福祉施設等を活用し、一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

- (4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。

3 指定避難所の整備等

- (1) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (2) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

4 指定にあたっての留意事項

- (1) 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (2) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (3) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (4) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

第4 避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。

さらに、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町は、住民等の円滑な避難を確保するため、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努める。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ① 給水、給食措置
 - ② 毛布、寝具等の支給
 - ③ 衣料、日用必需品の支給
 - ④ 冷暖房及び発電機用燃料の確保
 - ⑤ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ① 避難中の秩序保持
 - ② 住民の避難状況の把握
 - ③ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - ④ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ① コミュニティFM（防災ラジオ）等による周知
 - ② 緊急速報メールによる周知
 - ③ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - ④ 避難誘導者による現地広報
 - ⑤ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取り扱いには十分留意の上、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムの整備に努める。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管するよう努める。

5 防災上重要な施設の管理等の避難計画

- (1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。
 - ① 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - ② 経路
 - ③ 移送の方法
 - ④ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - ⑤ 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - ⑥ 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法（平成9年法律第123号）等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第5 公共用地等の有効活用への配慮

町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効活用に配慮する。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時には、傷病者や障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人など、何らかのハンディキャップを有する人々は、迅速かつ的確な行動をとることが困難であるため、特に危険にさらされやすい。また、災害後においても緊急な援助が必要とされる。

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

町は、防災担当や福祉担当をはじめとする関係部署の連携のもと、次のとおり、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的な更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、消防、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接しているニセコ町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援体制の整備を推進する。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

1 地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

2 要配慮者の実態把握

町は、要配慮者について、要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握する。

なお、現在、ひとり暮らし高齢者等には緊急通報装置を貸与して、急病や災害等突発的な事態が発生したときに迅速かつ的確に対応できるよう救援システムの整備を図っている。一方の要支援の障がい者に対しては保健福祉課を中心に町内会等の協力を得て実態把握に努めている。

今後は、高齢化進展に伴う要配慮者の増加に対応できるよう、要配慮者と身近に接する住民等の協力を得るなど、町ぐるみの体制で要配慮者の実態把握に努めるものとする。

(1) 町における情報の集約

町長は、基本法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

(2) 道等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情

報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

3 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

上記事項を踏まえ次の事項に留意の上、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報については、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を避難支援等関係者間で共有する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- ① 介護保険における要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級、2級の者
- ③ 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級及び2級の者
- ⑤ 75歳以上のひとり暮らしの者、75歳以上の高齢者世帯のみの者
- ⑥ 上記以外で、民生委員・児童委員が特に災害時の支援が必要と認めた者
- ⑦ 上記以外で、特別の事情を有する方（ひとり暮らしの高齢者、老々介護、日中独居、乳幼児、保育所児・園児、児童・生徒、妊産婦、日本語による意思疎通が困難である外国人等）で支援を希望される者

(2) 名簿の記載に関する事項

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 上記に掲げたもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ① 羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署及びニセコ消防団
- ② 倶知安警察署
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ ニセコ町社会福祉協議会
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ その他避難支援プラン（全体計画）に定める団体等

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を

提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、北海道警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

なお、避難行動要支援者名簿は、災害時において、町長が、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(5) 名簿の更新

住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、最新の情報を保管する。

(6) 個人情報の漏えいを防止するための措置

町において、名簿情報の漏えいを防止するために必要な措置を講ずるとともに、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、必要な措置を講ずる。

4 円滑な避難のための通知又は警告の配慮

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては十分配慮するものとし、災害情報等の伝達については、次のいずれかの方法で行うものとする。

- (1) コミュニティFM（防災ラジオ）による伝達
- (2) 町ホームページによる伝達
- (3) SNSによる伝達
- (4) Twitterによる伝達
- (5) 広報車による伝達
- (6) 電話による伝達
- (7) 町内会・団体等のコミュニティ組織の活用による伝達

5 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

6 個別避難計画の作成

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するように努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者のじょうきょうの変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においも、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

7 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事

前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。

ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を保持する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

8 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

9 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

10 福祉避難所の指定

町は、社会福祉施設等の施設を活用し、一般の避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

第2 社会福祉施設等の対策

1 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、

施設職員の任務分担・参集計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

3 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に備え消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導のもと、緊急連絡体制を整える。

4 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的を実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的を実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的を実施するよう努める。

第3 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、道と連携のもと、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関との情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第1 防災会議構成機関との情報共有

- (1) 町及び防災会議構成機関は、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備する。
- (2) 町は、情報に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- (3) 町及び防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。

第2 情報収集・伝達体制の整備

1 通信手段の多重化・多様化

町は、災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、通信手段の多重化・多様化に努める。特に被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国、道、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。

2 要配慮者及び帰宅困難者並びに孤立地域への情報伝達体制の整備

町は、防災関係機関と連携のもと、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、当該地域の住民と村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

3 非常通信体制の整備

町は、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

また、無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとし、この場合、周波数割当て等による対策を講ずる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施するとともに、通信のふくそう時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。

なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

4 情報通信手段の維持・確保

町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第3 通信施設の点検・整備

町は、災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施し、通信施設の整備強化を図るとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法的確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。

また、停電により、これらの施設が使用できなくなることも想定して、通信設備用の非常電源設備などの整備を推進するとともに、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 建築物の防火対策

1 防火地域及び準防火地域の指定促進

町は、道からの情報提供を受け、必要に応じて建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造として不燃化対策を講ずる。

2 市街地における再開発の促進

町は、建築物の不燃化など都市防災を図るため、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努める。

3 木造建築物の防火対策の推進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、道と連携のもと、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。また、国、道及び市町村は、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第10節 消防計画

この計画は、羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署及びニセコ消防団が水火災又は地震等の災害を防除し、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うために必要な事項について定めるものである。

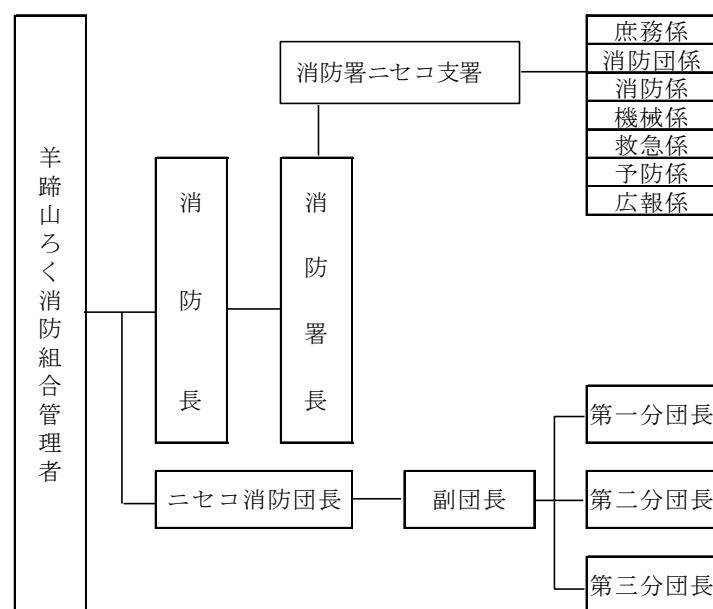
なお、本計画で定めのない事項については羊蹄山ろく消防組合の策定する消防計画の定めるところによる。

第1 消防体制等

1 消防体制

羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署及びニセコ消防団の組織は次のとおりである。

羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署・消防団組織図



2 分掌

- 消防団長 団を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。
- 副団長 団長を補佐し、団長事故ある場合、団長の職務をとる。
- 分団長 分団を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。
- 消防部長 消防部を総括し、所属の消防団員を指揮監督する。
- 班長 班を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。
- 消防団員 上司の命に従い、消防団員の任務を遂行する。

3 消防計画の充実

消防の任務を遂行するため、本計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

第2 火災予防

火災を未然に防止するため、予防査察や住民の自主的予防活動の充実を図るとともに、防火

思想の普及に努める。また、冬季に消防自動車等の通行確保と消防水利施設の利用が円滑にできるよう、積雪期の消防体制の確立と水利施設等の整備・改善に努める。

1 予防査察

特定防火対象物、危険物貯蔵所及び一般家庭の予防査察を計画的に実施するほか、要配慮者の焼死者防止の徹底を目的とした防火査察、指導を計画的に実施し、火災の未然防止を図る。

2 防火思想の普及啓発、活動の充実

年2回の火災予防運動を実施し、町広報紙、ホームページ及びチラシ等による啓発を行い、防火思想の普及に努める。また、危険物の貯蔵施設・整備等について、定期的に査察調査を実施し、危険物の貯蔵、取扱いについて指導するとともに、防火思想の向上とその対策を推進する。

【資料編】 資料4-2 危険物貯蔵所等施設数及び貯蔵数量

資料4-3 指定防火対象物

第3 消防力の整備

消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、特殊災害等に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、消防無線デジタル化など先端技術による高度な技術の開発に努める。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、冬季期間を含め常にこれを有効に使用できるよう、維持管理の適正を図る。

なお、消防機関の保有人員、消防施設及び資機材並びに消防水利の状況は資料編に示すとおりである。

【資料編】 資料4-1 消防力の現況

第4 警防

1 災害情報等の伝達

関係機関の通報により必要な場合、災害警報等をサイレン及び広報車等を通じて周知を図るとともに、「羊蹄山ろく消防組合消防計画」に基づき、警防体制を速やかに確立する。

2 消防団員等の招集

消防団長は、消防団員等をサイレンにより招集し、火災の警戒、鎮圧、その他の災害に必要の人員を確保し速やかに事態に対処するものとする。

なお、災害時の出動信号は、次のとおりである。

サイレンの種類

区分	信号の種類		吹鳴の方法				摘要
消防信号	近火信号		3秒 —	2秒 休み	3秒 —	2秒 休み	市街地等で一般火災が発生した場合の信号
	山林火災信号		10秒 —	2秒 休み	10秒 —	2秒 休み	山林等で火災が発生した場合の信号
	火災警報信号	発令	30秒 —	6秒 休み	30秒 —	6秒 休み	火災警報が発令及び解除された場合の信号
	演習招集信号		15秒 —	6秒 休み	15秒 —	6秒 休み	演習のため招集する場合の信号
水防信号	警戒信号		5秒 —	15秒 休み	5秒 —	15秒 休み	洪水警報を受けたとき、又は警戒水域になったとき
	出動信号		5秒 —	6秒 休み	5秒 —	6秒 休み	水防に関する者全員の出動信号
	危険信号		1分 —	5秒 休み	1分 —	5秒 休み	避難のための立ち退きを知らせる信号

第5 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時においては、必要に応じ北海道広域消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関及び他市町村への応援を要請する。

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

本町には、一級河川尻別川をはじめ、数多くの河川が流れている。本町において水害の発生が予想される主要河川は、資料編に示すとおりである。

また、道は尻別川水系の昆布川右岸（尻別川合流点）と、真狩橋付近に位置する真狩川両岸の2箇所を合わせた3箇所を重要水防箇所指定している。

【資料編】 資料3-1 町内の主要河川

資料3-2 重要水防箇所

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施する。なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第14節「融雪災害予防計画」の定めるところによる。

1 治水事業の推進等

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、国及び道による治水事業、砂防事業を促進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。

(1) 造林事業と治山治水事業の推進

水源かん養保安林や土砂流出防備林等の造林事業とともに、治山治水対策上必要な治山、砂防、河川改修事業等を環境保全に配慮しながら進める。

(2) 河川管理施設の整備

地震等により崩壊の可能性がある堤防、管渠等の河川管理施設について、施設更新等の整備を進める。

2 水防体制の確立

町は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資器材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

(1) 水防資器材の点検配備

災害時に迅速に行動できるよう、日頃から水防資器材の点検・整備を行う。

(2) 巡視体制の明確化

河川の水位が上昇しているとき、又は大雨警報、洪水警報が発令されたときの消防団員、町職員等の巡視体制を明確にする。

なお、「ニセコ町避難指示等の判断・伝達マニュアル」では、下表のように尻別川本流と支流昆布川に水害警戒区間を設定し、水害の発生時の被害軽減を図っている。

○ 尻別川破堤・越水氾濫

警戒すべき区間	尻別川左岸中央地区
特に注意を要する区間	有島地区と中央地区の境辺りの左岸から芙蓉橋までの区間

○ 昆布川破堤・越水氾濫

警戒すべき区間	昆布川左岸昆布地区、西富地区
特に注意を要する区間	昆布地区旧桂中学校校辺りの右岸から昆布橋までの右岸

(3) 雨量・水位観測

町周辺の雨量・水位の観測所は、資料編で示すとおりであるが、迅速かつ的確な水防活動を行うため相当の雨量があると認めたときは、小樽開発建設部蘭越河川事業所及び後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所と連絡をとり、その状況を把握しておくものとする。

【資料編】 資料 4－4 雨量・水位観測所

3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

町は、洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ① 水位到達情報の伝達方法
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 防災訓練として町長が行う洪水又は雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地とそれぞれ〔 〕内に定める者への水位到達情報の伝達方法
 - ア 地下街等〔地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含み、地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）〕でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの〔所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員〕
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの〔所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）〕
 - ウ 大規模な工場その他の施設（上記ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。）〔所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）〕

4 雨水出水浸水想定区域の指定

町は、必要に応じて、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

第3 水防計画

水防計画は、水防法（以下、本項において「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1 水防の責務

町は、法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

2 水防組織

水防に関する組織及び水防に関する事務は、第2章 第2節「災害対策本部」に定めるところに準じ、水防本部を設置して水防に関する事務を処理する。

なお、水防活動従事者は、次のとおり自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

また、避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防活動従事者を随時交代させる。
- (5) 水防活動は、原則として複数人で行うものとし、水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (6) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防活動従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は、水防活動従事者等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防活動従事者等へ周知し、共有しなければならない。
- (8) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- (9) 出水期前に、水防活動従事者を対象とした安全確保のための研修を実施する。

3 水防管理者等の情報収集

水防管理者（町長）又は水防に関係のある機関は、第2章 第5節「気象等に関する情報の収集・伝達計画」に定めるところによるほか、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、気象予警報等の有無にかかわらず、インターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

また、水防活動の利用に適合する予報及び警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されているホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。

4 水門等の操作

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。

また、気象予警報等の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき的確な操作を行う。

(1) 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡する。

(2) 連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡する。

5 通信連絡

水防活動に係る通信連絡は、第3章 第8節「情報収集・伝達体制整備計画」及び第4章 第3節「災害通信計画」の定めるところによる。

なお、町は、気象予警報等の重要性に鑑み、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知する。

6 水防資器材及び輸送

(1) 水防資器材

① 水防資器材の整備

町は、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材について調査し、必要に応じた資器材の整備を行う。

② 水防資器材の調査等

町は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資機材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備える。

(2) 輸送の確保

町は、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講ずる。

また、水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、第4章 第15節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずる。

7 巡視、警戒及び重要水防箇所

(1) 巡視及び警戒

① 河川等の巡視

水防管理者（町長）及び消防機関の長（以下、本節において「水防管理者等」という。）は、法第9条の規定により、随時区域内の河川、堤防施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防施設等の管理者（以下、本節において「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知する。

また、河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において、水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に通知する。

なお、水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立ち会いを求め、又は共同で行うことを求めることができる。

② 非常警戒

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対して通知する。

また、水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに後志総合振興局長及び河川管理者に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

なお、監視にあたり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- ア 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- イ 川側堤防斜面で水あたりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- ウ 堤防上面の亀裂又は沈下
- エ 堤防から水があふれている状況
- オ （排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合
- カ 橋梁その他の構築物と取付部分の異常
- キ ため池については、次の事項に注意する。

- (ア) 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
- (イ) 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
- (ウ) 取水施設、余水吐、放水路等の状態
- (エ) 流入水及び浮遊物の状況
- (オ) 周辺の地すべり等の崩落状況

(2) 重要水防箇所

水防管理者等は、重要水防箇所を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

8 水防活動

(1) 非常配備体制

① 町の非常配備体制

町は、洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、第2章 第2節「災害対策本部」に定めるところに準じ、非常配備体制により水防業務を処理する。

なお、町災害対策本部が設置されたときは、町災害対策本部で水防業務を処理する。

② 消防機関の非常配備体制

水防管理者（町長）は、法第17条の規定により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとし、その基準はおおむね次のとおりである。

ア 出動準備

水防管理者（町長）は次の場合、消防機関に対して出動準備をさせる。

- (ア) 水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があり、洪水等の危険が予想されるとき。
- (イ) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがある、かつ出動の必要が予測されるとき。
- (ウ) その他気象状況等により洪水の危険が予想されるとき。
- (エ) 上記のほか、水防管理者（町長）が水防上必要であると認めるとき。

イ 出動

水防管理者（町長）は、次の場合、直ちに消防機関を出動させ、警戒配置につかせるものとする。

- (ア) 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- (イ) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。
- (ウ) 上記のほか、水防管理者（町長）が水防上必要であると認めるとき。

(2) 警戒区域

① 警戒区域の設定

法第 21 条の規定により、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。この場合においては、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職員又は警察官により危険防止対策を行う。

② 警察官の警戒区域の設定

上記①の場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があった場合、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができる。

(3) 水防作業

町は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施する。

水防管理者（町長）は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(4) 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、第 4 章 第 5 節「避難対策計画」の定めるところによるほか、次のとおりとする。

① 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第 29 条の規定により、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。なお、水防管理者（町長）が指示をする場合においては、俱知安警察署長にその旨を通知する。

② 水防管理者（町長）は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告する。

③ 水防管理者（町長）は、あらかじめ危険が予想される区域について避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

(5) 決壊・越水等の通報

① 決壊・越水の通報

法第 25 条の規定により、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報する。

```

graph TD
    Fire["(消防機関の長)  
羊蹄山ろく消防組合  
消防署ニセコ支署"] <--> WaterDef["水防管理者  
(町長)"]
    WaterDef --> RiverMgr["河川管理者"]
    RiverMgr --> Kuchikawa["倶知安警察署"]
    RiverMgr --> Oshima["小樽開発建設部  
(治水課等)  
(蘭越河川事業所等経由)"]
    RiverMgr --> Kushiro["後志総合振興局  
小樽建設管理部  
(真狩・蘭越出張所等経由)"]
    RiverMgr --> Kushiro2["後志総合振興局  
(地域政策課)"]
    RiverMgr --> Residents["地域住民"]
    RiverMgr --> Cities["関係市町村"]
    RiverMgr --> Orgs["関係機関・団体"]
    Kuchikawa --> HokkaidoPolice["北海道警察本部"]
    Oshima --> HokkaidoDev["北海道開発局  
(河川管理課)"]
    Kushiro --> Hokkaido["北海道  
(維持管理防災課)"]
    Hokkaido --> HokkaidoDev2["北海道開発局  
(地方整備課)"]
    Kushiro2 --> HokkaidoCrisis["北海道  
(危機対策課)"]
    HokkaidoCrisis --> Media["報道機関"]
    HokkaidoCrisis --> Related["関係総合振興局  
又は関係振興局"]
    HokkaidoCrisis --> SelfDef["自衛隊"]
    SelfDef --- Note["(災害派遣要請)"]
  
```

② 決壊・越水後の措置

法第 26 条の規定により、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者(町長)、消防機関の長、水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知する。

(1) 河川管理者の協力

① 北海道開発局長の協力

- ## ② 知事の協力

- 92

(2) 水防管理団体相互間の応援

- ① 水防のため緊急の必要がある場合、水防管理者（町長等）は、法第 23 条第 1 項の規定により、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができ、応援を求められた他の水防管理者若しくは消防機関の長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。なお、応援のため派遣された者は、法第 23 条第 2 項の規定により、水防について応援を求めた水防管理者（町長等）の所轄のもとに行動する。
- ② 水防管理者（町長等）は法第 23 条第 1 項の規定による応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定を締結しておくものとする。

(3) 警察官の援助の要求

水防管理者（町長）は、水防のため必要があると認める場合、法第 22 条の規定により、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ倶知安警察署長と協議しておくものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 1 項の規定により、水防管理者（町長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは第 4 章 第 7 節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、知事（後志総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

10 水防信号、水防標識及び身分証票

(1) 水防信号

法第 20 条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

- ① 第 1 信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの
- ② 第 2 信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- ③ 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- ④ 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- ⑤ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

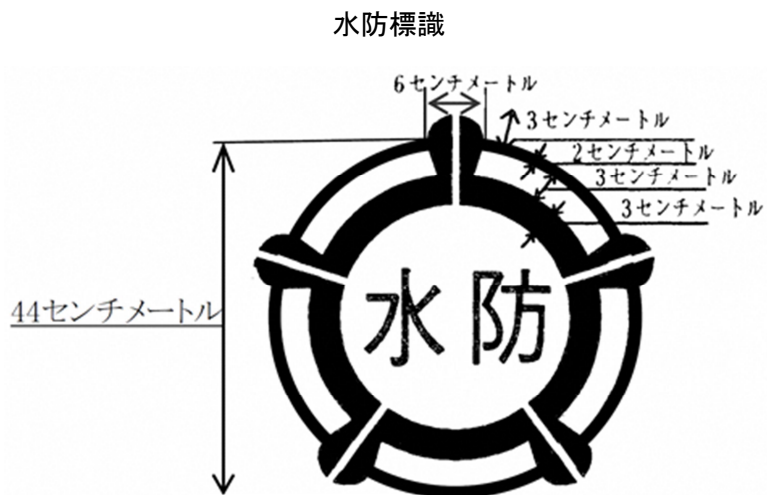
水防信号

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○ー休止 ○ー休止 ○ー休止
第 2 信号	○ー○ー○ ○ー○ー○	約 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○ー休止 ○ー休止 ○ー休止
第 3 信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○ー休止 ○ー休止 ○ー休止 ○ー休止
第 4 信号	乱 打	約 1 分 5 秒 1 分 ○ー休止ー○ー

- (備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知すること。

(2) 水防標識

法第 18 条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



(3) 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定により、消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、道の職員の身分証票に準じて水防管理者（町長）が定める。

11 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

① 費用負担

法第 41 条の規定により、町の水防に要する費用は、町が負担する。ただし、法第 23 条第 3 項及び第 4 項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

② 利益を受ける市町村の費用負担

法第 42 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとし、当該協議が成立しない場合、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

(2) 公用負担

① 公用負担

法第 28 条第 1 項、第 2 項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者等は水防の現場において次の権限を行使することができる。

また、水防管理者（町長）から委任を受けた者も水防の現場において、同様の権限を行使することができる。なお、水防管理団体は法第 28 条第 3 項の規程により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ 車両その他の運搬用機器の使用

- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

② 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者等にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は「公用負担権限委任証」を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証			
第	号		
公 用 負 担 権 限 委 任 証			
住 所			
職 名			
氏 名			
上記の者に		区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について委任したことを証明します。	
年 月 日		委任者	氏 名 印

縦 9 cm 横 6 cm

③ 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は「公用負担命令票」を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

公用負担命令票			
第 号			
公 用 負 担 命 令 票			
住 所			
氏 名			
水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。			
1 目的物			
(1) 所在地			
(2) 名称			
(3) 種類（又は内容）			
(4) 数量			
2 負担内容			
(使用・収用・処分等について詳記すること。)			
年 月 日			
命令者		職 氏 名	印

（日本工業規格 A 4）

④ 損失補償

法第 28 条第 3 項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

12 水防報告

(1) 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに後志総合振興局長に報告する。

- ① 消防機関を出動させたとき。
- ② 他の水防管理団体に応援を要請したとき。
- ③ その他報告が必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防管理者（町長）は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに「水防活動実施報告」を作成の上、所定の期日までに後志総合振興局長に報告する。

【調査対象期間】 1 月～5 月、6 月～7 月、8 月～9 月、10 月～12 月

【資料編】 資料 4－6 水防活動実施報告

13 水防訓練

水防管理団体は、法第 32 条の 2 の規定により、毎年消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

14 水防に従事した者の災害補償

法第 24 条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合は、法第 45 条の規定により、政令で定める基準に従い、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

15 水防協力団体

(1) 水防協力団体の指定

水防管理者（町長）は、法第 36 条第 1 項の規定により、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

なお、法第 36 条第 2 項の規定により、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

(2) 水防協力団体の業務

法第 37 条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行う。

- ① 消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- ② 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し及び提供すること。
- ③ 水防に関する情報又は資料を収集し及び提供すること。
- ④ 水防に関する調査研究を行うこと。
- ⑤ 水防に関する知識の普及啓発を行うこと。
- ⑥ 上記①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(3) 消防団等との連携

水防協力団体は、法第 38 条の規定により、消防機関との密接な連携のもと、上記（2）に

掲げる業務を行う。

16 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

(1) 予想される水災の危険の周知等

法第 15 条第 11 項の規定により、町長は、町の区域内に存する河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

なお、法第 15 条第 12 項の規定により、河川管理者は、法第 15 条の 6 第 1 項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び法第 15 条第 11 項の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行う。

(2) 緊急通行

法第 19 条の規定により、消防機関に属する者及び水防管理者（町長）から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

また、水防管理団体は、法第 19 条第 1 項の規程により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 保安林の整備

町は、風害等の防止及び治山、治水のため、保安林の整備を推進する。

第2 家屋等の倒壊防止

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、町は、状況に応じて次の措置を講ずるとともに、施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。

- (1) 戸、窓、壁等で弱体と思われる箇所には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 倒壊のおそれのある建物は支柱、ロープ等で補強する。
- (3) 煙突、看板、塀、立木、テレビアンテナ等を針金、材木等により補強する。
- (4) 北海道電力の協力により、引込電線のたるみや破損の点検を行う。

第3 農作物の予防対策

- (1) 水稻は、強風が予想される場合はなるべく深水にして倒伏予防を図り、また、冠水を防ぐため、水路の流れをよくして清掃及び障害物の除去に努める。
- (2) 果樹は、防風林又は防風施設の設置、支柱、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害を防止する。また、台風・豪雨の襲来前に排水口を設置し冠水防止に努める。
- (3) 野菜及び花きについては、支柱のある作物は支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。ハウスは破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪等の災害に対処するための除雪及び交通確保に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 基本事項

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、道が定める「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもと実施する。

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- (1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- (3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- (4) 積雪における消防体制を確立すること。
- (5) 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- (6) 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- (7) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - ア 食料、燃料等の供給対策
 - イ 医療助産対策
 - ウ 応急教育対策
- (8) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- (9) 雪捨て場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を講ずる。

1 孤立地域対策

異常降雪等により交通が途絶した地域において、食料等が極度に不足した場合又は急病発生が発生した場合に備え、関係機関と連携のもと、雪上車、ヘリコプター等による救急措置を実施できる体制の整備に努める。

2 交通確保対策

積雪時に迅速かつ的確なる除雪を実施し、交通の確保を図り、地域産業経済の発展と地域住民の生活安定を図る。交通を確保する路線は、別途定める「除雪路線計画」に定めるところによる。なお、排雪に伴う雪捨て場の設定にあたっては、特に次の事項に留意する。

- (1) 雪捨て場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮すること。
- (2) 河川等を利用し、雪捨て場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮すること。

3 避難救出措置等

雪害の発生により応急対策を実施する場合は、Web 会議の活用や連絡調整員（リエゾン）の派遣などにより道と緊密な連絡をとり、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。

4 農作物の対策

雪害予防知識の普及に努めるとともに、大雪警報等による農林施設、作物への被害に対する事前の備え、降雪後の技術的指導等を行う。

5 雪崩対策

(1) 雪崩に関する知識の普及

過去の災害記録で毎年2～3件の雪崩被害が発生している状況を踏まえ、住民及びスキー客が雪崩に巻き込まれないよう、講習会・研修会、パンフレット等により雪崩に関する正しい知識やニセコルールの普及啓発に努める。

(2) 雪崩被害の防止策

過去の災害記録を踏まえ、予想される雪崩危険区域を記載した地図等を作成して周知を図り、雪崩被害の防止に努める。特にスキー場等では、ニセコルールの周知徹底を図る。

(3) 雪崩情報の提供

気象台の情報等、気象状況からみて雪崩発生の危険がある場合には、町（商工観光課）は雪崩に関する情報をスキー場等へ提供する。

【資料編】 資料8－1 ニセコルール [ロープをくぐってはならない]

6 屋根雪による事故の防止

雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防ぐため、広報等により住民へ周知を図る。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による出水、雪崩等の災害に対処するための予防対策に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 基本事項

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策は、道が定める「北海道融雪災害対策実施要綱」に基づき、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもと実施する。

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- (6) 災害時における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- (7) 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- (9) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第2 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

町は、融雪期においては、札幌管区气象台等関係機関と密接な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、降雨や気温上昇等に留意しながら出水・雪崩等の予測に努める。

2 河川内障害物の除去及び施設の整備点検

町及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじん芥等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努めるとともに、排水・取水門等河川管理施設の整備点検を行う。

3 道路の除排雪

町及び道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路の交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪や結氷の破砕等を行うとともに道路側溝・排水溝の排水能力確保に努める。

4 雪崩等対策

町及び道路管理者は、雪崩発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、児童生徒及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を活用して広報活動を積極的に行う。

また、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずる。

5 排水溝等の点検

町は、融雪出水前に排水溝等の清掃を行い、流下能力の確保を図る。

6 水防資器材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に現有水防資器材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材持ち業者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図る。

7 住民に対する水防思想の普及活動

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう広報紙等を活用して水防思想の普及徹底に努める。

第15節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

本町における土砂災害の危険区域は、次のとおりである。

- ・土砂災害警戒区域 29 か所（道指定）
- ・土砂災害特別警戒区域 14 か所（道指定）

【資料編】 資料3－4 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等

第2 形態別予防対策

1 がけ崩れ予防対策

(1) 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）予防対策

町は、急傾斜地の崩壊による土砂災害を防止するため、急傾斜地崩壊防止工事を促進する。

また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するとともに、定期的な巡回を行い、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、濁り水等）が発生した場合は、危険地域の住民に速やかに通報し、避難を呼びかける。

さらに、住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

町は、住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、治山事業等の計画的な実施を推進する。

(3) 町は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知に努めるとともに、本計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

<地すべりの前兆>

- 1 斜面に段差ができたり、亀裂が生じる
- 2 凹地ができたり、湿地が生じる
- 3 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変わる
- 4 石積みがはらんだり、擁壁にひびが入る
- 5 舗装道路にひびが入る
- 6 樹林、電柱、墓石等が傾く
- 7 戸やふすま等の建具がゆるみ、開けたてが悪くなる

<がけ崩れの前兆>

- 1 がけからの水が濁る
- 2 がけに亀裂が入る
- 3 小石がバラバラ落ちてくる

2 土石流予防対策

町は、土石流災害の予防のため、国及び道による砂防事業等の促進と警戒避難体制の充実を図る。また、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区を住民に周知するとともに、定期的な巡回を行い、危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）が発生した場合は、速やかに住民に通報し、避難を呼びかける。

さらに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難等）などの周知・啓発を図る。

<土石流の前兆>

- 1 山鳴りがする
- 2 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
- 3 川の流れが濁ったり、流木が混ざりはじめる

第3 土砂災害警戒避難体制の整備

1 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

土砂災害警戒情報の収集及び伝達については、第2章 第5節 第1の3「土砂災害警戒情報」に定めるところによる。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象ではないことに留意する。

2 土砂災害（特別）警戒区域の指定等

道は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、基礎調査を実施し、土砂災害（特別）警戒区域を指定する。

町は、土砂災害（特別）警戒区域の指定があったときは、土砂災害防止法第8条に基づき、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を進める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 上記(1)～(5)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

また、本計画において、上記(4)に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

なお、警戒区域ごとの情報伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項は、本計画の各節で記載されている事項のほか、資料編で示すとおりである。

【資料編】 資料5－3 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

3 土砂災害危険箇所等の周知

町は、土砂災害危険箇所等の土砂災害のおそれがある箇所について把握し、その状況や避難場所等について地域住民に周知するよう努める。特に土砂災害（特別）警戒区域においては、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

4 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

町は、道が策定した「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」に基づき、災

害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準等を明確にしたマニュアルを整備する。

避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成にあたっては、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定する。

また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

5 土砂災害緊急情報の活用

北海道開発局及び道は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第 28 条及び第 29 条に基づく緊急調査を行う。また、土砂災害防止法第 31 条に基づき、その結果に応じて当該土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町村へ通知するとともに、一般住民に周知する。

町は、この情報の周知に協力するとともに、避難指示等の判断に活用する。

＜土砂災害被害を無くすために住民ができること＞

土砂災害については、ハード面での対策だけでは限界があり、住民自らが以下の点に日頃から注意を払うことが重要である。

- 1 自分が住んでいるところは、どのような危険があるか知っておく
- 2 がけ崩れ等を誘発、助長する行為を行わないようにするとともに、住民による危険区域周辺の巡回等により、現況を把握しておく
- 3 災害の前兆に注意を払う
- 4 自主避難体制を確立しておく

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期における災害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する積雪・寒冷対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、特に次の事項について十分留意した上で、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずる。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- (2) 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

- (1) 除雪体制の強化
 - ① 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもと、除雪計画を策定する。
 - ② 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。
- (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進
 - ① 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
 - ② 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。
- (3) 雪上交通手段の確保

町は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保（緊急時ヘリポートの確保）

町は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐雪性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基

準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難場所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難場所、避難路の確保に努める。

- 3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等道、町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄と協定による確保に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町及び道は、建設型応急住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第6 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念される。

このため町は、施設管理者に対してスキー場利用客の安全対策について定めるよう指導する。

第 17 節 複合災害に関する計画

複合災害時に備えた対策については、本計画の定めるところによる。

第 1 予防対策

町は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの職員を派遣し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努める。

また、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及啓発に努める。

第 2 訓練の実施及び対応計画等の作成

町は、地域特性に応じて発生する可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

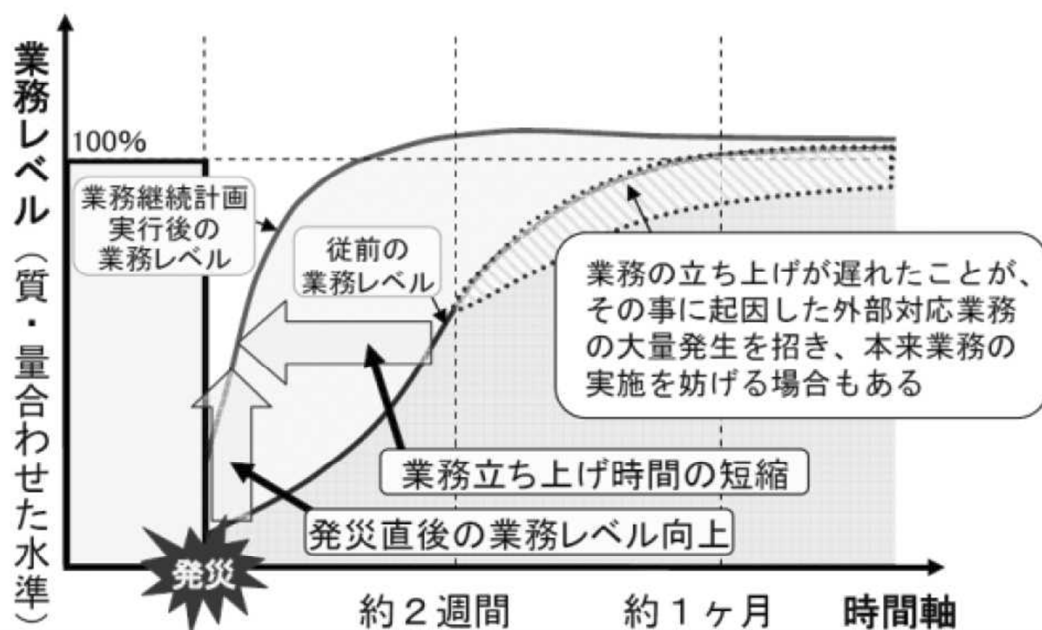
第 18 節 業務継続計画の策定

災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するための業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に関する計画は、次のとおりである。

第 1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町や事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

業務継続計画による業務改善のイメージ



資料：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月）

第 2 業務継続計画（BCP）の策定

1 ニセコ町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の継続的改善に努める。

特に、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

また、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第4章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者※は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施にあたっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

※ 基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者。以下同様とする。

第1節 応急活動体制

町内の災害時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための配備体制等については、本計画の定めるところによる。

第1 配備基準

風水害等における配備基準は、第2章 第2節 第2「非常配備体制」に定めるところによるものとし、それらの活動要領は「ニセコ町職員初動体制マニュアル」に示すとおりである。

第2 配備体制

町は、災害時の状況に応じて警戒配備（1号配備）から非常配備（3号配備）までの防災体制をとり、災害応急対策を実施する。

また、特別警報の発表のほか、被害が発生又は発生が予想され、町長が必要と認めたときに、災害対策本部を開設する。

災害対策本部の設置、本部員会議、各部班の所掌事務等については、第2章 第2節「災害対策本部」の定めるところによる。

なお、夜間、休日等の閉庁時に地震災害災害時において、迅速な初動活動がとれるよう連絡体制を整備するものとし、その中には通信の途絶等により職員との連絡がとれない場合を想定した自主参集などについて定めておくものとする。

第2節 災害情報等の収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

第1 災害情報等の収集・処理

町は、災害時に速やかに次の要領で災害情報等を収集・処理し、所要の応急対策を講ずる。

1 災害情報等の収集

(1) 実施体制

- ① 町は災害情報等の収集責任者に防災専門官、その代理者には防災係を充てる。
- ② 町は地域の情報を収集するため、地区ごとに地区連絡責任者を定める。
- ③ 防災関係機関は、災害時、速やかにその情報を把握して町に報告するものとする。

(2) 被害状況の調査

- ① 被害状況の調査は、関係対策班（関係各課）が実施する。その分掌は、第2章 第2節 第1の4「災害対策本部の業務」のとおりである。
- ② 各班長は、直ちに所属職員を現地に派遣するなどして現地の実態を的確に把握し、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に準じて所管に係る災害情報等を収集するとともに、所管する関係機関との連絡・調整を行う。なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。
- ③ 防災関係機関等及び防災上重要な施設の管理者は、町が行う調査に協力するものとする。

2 災害情報等の処理

- (1) 各班長は、収集した情報（災害発生状況、被害状況、応急対策実施状況（関係機関を含む。）等）を班内で取りまとめ、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に準じて総務班に報告する。
- (2) 総務班は、各班からの情報を取りまとめ、災害情報等の収集責任者を通じて本部長へ報告するとともに、本部長からの応急対策措置等の指示を各班に伝達する。

【資料編】 資料5－1 災害情報等報告取扱要領

第2 災害情報等の伝達・報告

町は、防災関係機関と相互に連携して災害応急対策を的確かつ円滑に推進するため、次のとおり災害情報等の伝達・報告を行う。

1 災害情報等の伝達責任者

災害情報等の伝達責任者は防災専門官とする。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 防災関係機関への通報

災害対策本部を設置したときは、その状況及びその他の情報等について、関係する防災関係機関へ通報する。また、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて災害対策本部への連絡要員の派遣を要請する。

(2) 道（後志総合振興局）への通報

発災後の情報等について、次により後志総合振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。特に人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うこととしているため、町は、

人的被害の数について積極的に収集し、道に連絡する。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。

- ① 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
 - ② 災害対策本部等の設置・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに
 - ③ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
 - ④ 被害の確定報告・・・・・・・・被害状況が確定したとき。
- (3) 国（消防庁経由）及び道への通報
- ① 119 番通報が殺到したときには、その状況等を国（消防庁経由）及び道に報告する。
 - ② 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、国（消防庁経由）及び道への迅速な当該情報の報告に努める。

3 被害状況報告

町は、災害時に「災害情報等報告取扱要領」に基づき道に報告するものとし、道は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告する。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（直接即報基準に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。

なお、町は、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとし、通信の途絶等により道に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣宛て及び消防庁長官宛ての文書を消防庁へ提出する。

【資料編】 資料 5－1 災害情報等報告取扱要領

被害状況等の報告先【北海道・後志総合振興局】

区分		北海道 危機対策課	後志総合振興局 地域政策課
回線	NTT回線	011-204-5008 011-231-4314（FAX）	0136-23-1345 0136-22-0948（FAX）
	北海道総合行政情報ネットワーク （衛星専用電話機（FAX）を使用）	6-210-22-729	6350-4893

被害状況等の報告先【消防庁】

区分		平日（9：30～18：15）	平日（左記時間帯以外）・休日	消防庁災害対策本部設置時
		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）	情報集約班 （消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036	*-048-500-90-49036

（注）*は各団体の交換機の特番

4 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第3節 災害通信計画

災害時における通信の確保等については、本計画に定めるところによる。

第1 通信手段の確保等

町は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、速やかに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、道及び町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、原則、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災行政無線及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行う。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

町は、上記第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信

電気通信事業者から提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

(2) 緊急扱いの電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常電報・緊急電報の利用方法

① 115番（局番なし）をダイヤルし、NTTコミュニケーターを呼び出す。

② NTTコミュニケーターが出たら

ア 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

イ あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

ウ 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話株式会社の契約約款に定める電報内容、機関等

① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

非常扱いの電報の内容と機関

電報の内容	機関等
①気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間
②洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
③災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
④鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
⑤通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
⑥電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
⑦秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。）相互間 防衛機関相互間、警察機関と防衛機関相互間
⑧災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

② 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

緊急扱いの電報の内容と機関

電報の内容	機関等
①火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	ア 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（非常扱いの電報の内容と機関表中⑧欄に掲げるものを除く。） イ 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者とアの機関との間
②治安の維持のため緊急を要する事項	ア 警察機関相互間 イ 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
③天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
④船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
⑤水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	ア 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 イ ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 ウ 預貯金業務を行う金融機関相互間 エ 国又は地方公共団体の機関（非常扱いの電報の内容と機関表及びこの表の①欄からこの欄のウまでに掲げるものを除く。）相互間

3 その他の通信施設の利用

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる次の通信施設の利用を要請し、通信手段の確保を図る。

また、下記の各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

- (1) 羊蹄山ろく消防組合の消防無線による通信
- (2) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信
- (3) 北海道開発局関係無線による通信
- (4) 陸上自衛隊の通信等による通信
- (5) 警察電話による通信
- (6) 警察無線電話装置による通信
- (7) 鉄道電話による通信
- (8) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信
- (9) 東日本電信電話株式会社の設備による通信
- (10) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

4 通信途絶時等における措置

前記1～3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、自動車・バイク・自転車により移動して、直接連絡を行うなど、臨機の措置を講ずるものとする。

なお、北海道総合通信局による臨機の措置は次のとおりである。

- (1) 北海道総合通信局の対応
 - ① 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出
 - ② 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続は、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）
- (2) 町の対応

町は、上記（1）の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。

 - ① 移動通信機器の借受を希望する場合
 - ア 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - イ 借受希望機種及び台数
 - ウ 使用場所
 - エ 引渡場所及び返納場所
 - オ 借受希望日及び期間
 - ② 移動電源車の借受を希望する場合
 - ア 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - イ 台数
 - ウ 使用目的及び必要とする理由
 - エ 使用場所
 - オ 借受期間
 - カ 引渡場所

③ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

ア 借受申請者の氏名又は名称及び住所

イ 希望エリア

ウ 使用目的

エ 希望する使用開始日時

オ 引渡場所及び返納場所

カ 借受希望日及び期間

④ 臨機の措置による手続を希望する場合

ア 早急に免許又は許可等を必要とする理由

イ 上記アに係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 （直通電話）011-747-6451

第4節 災害広報・情報提供計画

災害の規模、今後の動向及び予想を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を地域住民に周知徹底するための広報活動は、本計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつわかりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

1 住民に対する広報等の方法

町（情報・広報班）は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示・高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(1) 災害発生前の広報

気象情報等に基づき予想される災害の規模及び動向等を検討し、これに対処する被害の防止に必要な注意事項を取りまとめ、コミュニティFM（防災ラジオ）、インターネット、SNS、Twitter 及び広報車などによる広報並びに地区責任者に対し電話・FAX及び伝達員（その都度情報・広報班の班長が所属職員の中から定める。）をもって連絡し、町内会等自主防災組織を通じて広報を行う。

(2) 災害発生後の広報

災害時の混乱を防止するため、次の事項を主体にコミュニティFM（防災ラジオ）、インターネット、SNS、Twitter、携帯電話、広報車、地区責任者・消防団員を通じた方法等により迅速に実施する。

- ① パニック防止の呼びかけ
- ② 避難指示（避難所の位置、経路等）
- ③ 出火防止の呼びかけ
- ④ 人命救助の協力呼びかけ
- ⑤ 被害状況の概況（建物破壊、火災発生、道路不通状況等）
- ⑥ 応急措置の状況（道路、橋梁、河川、住家等の復旧状況）
- ⑦ その他必要事項

(3) 災害の状況が静穏化した時点での広報

災害の推移を見つめながら、次の事項を主体に広報活動を行う。

- ① 被害情報及び応急対策情報
- ② 生活関連情報（電気・水道、食料、生活必需品の供給状況）
- ③ 通信施設の復旧状況
- ④ 道路交通の状況
- ⑤ 医療機関の活動状況
- ⑥ その他必要事項

(4) 広報にあたっての留意事項

- ① コミュニティFM（防災ラジオ）、インターネット、携帯電話、広報車、地区責任者・消防

団員を通じた方法等のほか、緊急速報メール、SNS、Twitter、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、実施にあたっては情報の出所を明確にし、誤解等による混乱の防止に万全を期すものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

② 報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。

③ 上記①の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

④ 上記①のほか、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システムLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場において、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

2 対策本部職員に対する広報

情報・広報班は、災害状況の推移を対策本部職員に周知し、各対策部に対して措置すべき事項及び伝達事項を連絡する。

3 防災関係機関に対する広報

情報・広報班は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な管理者等に対して災害情報を提供する。

4 被災者相談所の開設と利用

民生班は、罹災者を援護するため、災害の状況に応じて「被災者相談所」を開設し被災住民への広聴活動を行う。

5 報道機関に対する発表の方法

報道機関に発表する広報資料については、対策会議に図り対策副本部長がおおむね次の事項を発表する。

- (1) 災害の発生日時及び種類
- (2) 災害の発生場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応急対策の状況
- (5) 住民に対する避難の指示事項
- (6) 住民に対する注意及び協力要請事項

6 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、道に対し情報の提供を行う。

7 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じ、道において、各防災関係機関の情報を取りまとめて広報を実施することとしており、町はこれに協力する。

第2 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなどの一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

安否情報の提供に関する照会者と照会に係る者との間柄

照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
・被災者の親族（前記に掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町は、上記(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

2 安否情報を回答するにあたっての町の対応

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

3 災害時の氏名等の公表

- (1) 北海道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。

- (2) 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第5節 避難対策計画

風水害等の災害時に住民の生命を守るための避難指示等、並びに倒壊、流失等により住家を失った被災者の一次受入れ等に関する避難対策は、本計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を行う。

特に町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示及び災害発生情報のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する。

なお、避難指示等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に高齢者等避難の発令に努める。

具体的な発令基準等については、別途定める「ニセコ町避難指示等の判断・伝達マニュアル」によるものとする。

1 町長（基本法第60条）

- (1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、

住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

- ① 避難のための立退きの指示
- ② 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
- ③ 緊急安全確保措置の指示
- ④ 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

- (2) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

- (3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに後志総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。)

2 水防管理者（水防法第29条）

水防管理者（町長）は、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

また、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告するとともに、倶知安警察署長にその旨を通知する。

3 その他の機関

実施責任者	設定の要件・内容	根拠法令
知事（後志総合振興局長）又はその命を受けた道の職員	○洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。なお、救助法が適用された場合の避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。 ○知事は、災害の発生により町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力を要請する。	基本法第 60 条・ 第 72 条、 水防法第 29 条、 地すべり等防止法 第 25 条
警察官	○町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知する。 ○災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合、所属の公安委員会にその旨を報告する。	基本法第 61 条、 警察官職務執行法 第 4 条
自衛隊	○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害時に町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。 ・住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条） ・他人の土地等への立入り（警察官職務執行法第 6 条第 1 項） ・警戒区域の設定等（基本法第 63 条第 3 項） ・他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条第 8 項） ・住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第 3 項） ・自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第 76 条の 3 第 3 項）	自衛隊法第 94 条等

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

(1) 町長（本部長）は、避難指示等を発令したときは（町長以外の者が発令したときは、町長経由）、次の事項を直ちに道に対し報告する。また、必要に応じて警察署及び避難所として利用する施設の管理者に対して連絡し、協力を求めるよう措置する。

- ① 避難指示等の区分
- ② 発令者
- ③ 発令の日時
- ④ 発令の理由
- ⑤ 避難対象者（地区名、対象戸数、人員）
- ⑥ 避難先

(2) 町は、避難の措置を行った場合には、法律又は本計画の定めるところにより、道（後志総合振興局）、倶知安警察署、自衛隊等と、その内容について相互に通報・連絡する。

2 助言

(1) 助言の要請

町は、避難のための立退き指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

このため、町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(2) 国や道の関係機関による助言

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するとともに、それぞれの所掌する事務に関する助言を行う。

なお、国及び道は、町長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

3 協力・援助

倶知安警察署長は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。

第3 避難指示、災害発生情報及び高齢者等避難の周知

町は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令にあたっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるよう、警戒レベルを活用し避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮する。

また、あらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速か

つ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

1 伝達方法

(1) サイレン

サイレンは、第3章 第11節 第3の10「水防信号、水防標識及び身分証票」の第4号信号によるものとする。

(2) コミュニティFM（防災ラジオ）の緊急放送による伝達

(3) インターネットによる伝達（町ホームページ、SNS、Twitter）

(4) 携帯電話による伝達（エリアメールなど）

(5) 広報車による伝達

町広報車（情報・広報班）、消防自動車（消防署・消防団員）、警察関係車等により、被災地を巡回して伝達する。

(6) 戸別訪問による伝達（聴覚障がい者等要配慮者、停電時で風雨が激しい場合など）

(7) テレビ、ラジオ等による伝達（放送局に対して、知事を通じて協力を依頼）

2 伝達内容

(1) 避難指示等、高齢者等避難の理由及び内容

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

(2) 避難場所の名称・所在地、避難経路（災害の状況に応じた事実上の避難経路）

(3) 注意事項

- ・避難時の戸締り、火気の始末について
- ・服装は軽装で帽子、雨合羽、防寒用具を携行する。
- ・携行品は必要最低限とし、2食程度の食料、水、タオル、ティッシュ、衣類、懐中電灯、携帯ラジオを携行する。
- ・避難時に自動車の使用を禁止する（駐車場の混雑を避けるため）。

第4 避難方法

1 避難誘導

(1) 避難誘導方法

- ① 避難の誘導は、警察官、消防団員、災害対策本部各班等が連携して実施し、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。
- ② 避難は、高齢者、障がい者（児）、外国人等の要配慮者を優先して行う。
- ③ 携帯品は、生活必需品、懐中電灯、雨具、貴重品などで、最小限に努める。
- ④ 誘導経路については、危険箇所には標示やなわ張り、誘導員の配置、照明の確保を行う。

(2) 避難誘導にあたっての留意点

- ① 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。
- ② 特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- ③ 町職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全の確保に努める。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町の車両等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

3 避難路及び避難場所の安全確保

町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、住民等の避難にあたって、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

また、避難経路については、その安全を確認し、要所には誘導員を配置するなど事故防止に努める。

第5 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

【資料編】 資料5－2 避難施設

第6 指定避難所の開設、運営管理等

町は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講じるよう努める。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

1 指定避難所の開設

- (1) 町は、災害時には、次の事項に留意の上、必要に応じて指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所な

ど安全性の確保に努めるものとする。

また、必要に応じて要配慮者のため、福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- ① 要配慮者に配慮して、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

- ② 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
 - ③ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討すること。
 - ④ 著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意すること。
 - ⑤ 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
 - ⑥ 避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
 - ⑦ 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に北海道に報告する。
- (2) 町長は、避難所を開設したときは、次の事項を記録するとともに、知事（後志総合振興局長）に報告する。
- ① 開設場所及び日時
 - ② 開設箇所数及び収容人員（避難所の名称及び当該収容人員）
 - ③ 開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

【資料編】 資料 5－2 避難施設

2 指定避難所の運営管理等

- (1) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

また、避難が長期にわたる場合の避難所の運営は、避難住民の自主運営を基本とし、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

- (2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとし、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努める。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業

務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

① 管理者

避難所の管理は、原則として避難施設の管理者とする。

② 運営要領

- ・避難者名簿を作成し、災害対策本部へ報告する。この際、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。災害対策本部は避難情報の提供や郵便局（郵便物の配達のため）等必要なところへ情報を提供する。
- ・高齢者、障がい者（児）、外国人等の要配慮者への対応を優先する。また、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努める。
- ・下記の表を参考とした担当を決め、避難生活ができるだけ快適に過ごせるように努める。
- ・保健師等の巡回や健康相談、医療救護活動と連携した健康管理を行う。
- ・防疫活動による伝染病の発生防止等の衛生管理を行う。
- ・個人、家族のプライバシーを尊重できるよう、工夫する。
- ・冬期の暖房器具、防寒衣類、寝具等、季節により配慮する。
- ・掲示板、広報紙の配布、ラジオ・テレビの設置、相談窓口の設置等により、避難住民へ情報の提供を行う。

避難所運営担当

担 当	主な業務
管理責任者	災害対策本部と協議、各担当の調整・指示
副管理責任者	避難者の相談、避難生活全般
情報収集・広報担当	災害対策本部との連絡、各種情報収集
給食担当	給食班体制確立、給食配分
医療担当(健康管理)	生活環境整備
救援物資担当	見舞品、救援物資の受入体制
ボランティア担当	業務指示、受入体制
防犯・施設管理担当	災害予防計画、防犯体制、トイレの水運搬・清掃、ゴミ掃除

3 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、次の事項に留意の上、被災者の生活環境の向上に努める。

- (1) 指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

- (2) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

(3) 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。なお、ペットのためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保するよう努める。

また、市町村は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(4) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

(5) 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(6) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(7) 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(8) 俱知安警察は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。

(9) 災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(10) 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。

(11) 避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。

(12) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

(13) 市町村は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(14) 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

(15) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

第7 避難行動要支援者の避難行動支援

町は、次のとおり、避難行動要支援者の避難行動支援を行う。

1 避難行動要支援者の避難支援

平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うにあたっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して次の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

5 在宅者への支援

要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第8 広域避難

1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う。

2 道内における広域避難

道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行う。

3 道外への広域避難

- (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求める。
- (2) 道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行う。
- (3) 道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
- (5) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村と協議する。

4 避難者の受け入れ

市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 関係機関の連携

- (1) 道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- (2) 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

第9 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 町長は、災害時の被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、本節において「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めることができる。

- (2) 道内広域一時滞好在を協議する場合、町長は、あらかじめ後志総合振興局長を通じて知事へ報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに知事へ報告する。
- (3) 町長は、協議先市町村長から受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (4) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 知事は、災害時に町長が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認める場合は、町長の実施すべき措置を代わって実施する。また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐ。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 町長は、災害時の被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、本

節において「道外広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、知事に対して道外の都府県知事(以下、本節において「協議先知事」という。)に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

- (2) 知事は、町長から要求があったときは、協議先知事との協議を行うものとし、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。
- (3) 道外広域一時滞在を協議する場合、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
- (4) 知事は、協議先知事から受入決定の通知を受けたときは、町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町長は、知事から受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知する。
- (6) 町長は、道外広域一時滞在有の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、公示するとともに、被災住民への支援に係る機関等に通知する。
- (7) 知事は、上記(6)の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知し、公示するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (8) 知事は、災害時に町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在有の必要があると認めるときは、町長から要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在有により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害時に町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について、道内広域一時滞在有又は道外広域一時滞在有の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、内閣総理大臣が町又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われる。

第6節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員
- (2) 消防機関及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- (3) 警察官等
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- (5) 知事
- (6) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (7) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 町等の実施する応急措置

1 警戒区域の設定

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員（以下、本節において「町長等」という。）は、災害時において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対しては当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 応急公用負担の実施

町長等は、本町の地域に係る災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき、本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

3 災害現場の障害物等の除去及び保管

町長等は、本町の地域に係る災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは当該工作物等を保管しなければならない。

4 地域住民及び現場にある者への従事命令

- (1) 町長等は、本町の地域に係る災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、地域内住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる（基本法第65条第1項）。
- (2) 町長及び消防署長は水防のためやむを得ない必要があるときは、本町に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる（水防法第24条）。
- (3) 消防署員又は消防団員は緊急の必要があるときは、本町に居住する者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる（消防法第29条第5項）。
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる（消防法第35条の10第1項）。

5 従事命令等の実施

町は、基本法第71条第2項の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、公用令書等を交付して行う。この場合、施設及び土地、家屋又は物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等に定める証票を携帯しなければならない。

また、従事命令等に伴う損失等が発生した場合、次のとおりその損失補償等を行う。

- (1) 施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、若しくは収用した場合は、そのことにより通常生じる損失を補償する。
- (2) 従事命令により応急措置の業務に従事した者に対する費用弁償は、救助法による救助が実施された場合の例による。
- (3) 従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは、疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

【資料編】 資料6-1 従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者

資料6-2 従事命令等の実施手続き（公用令書）

第3 町の実施する応急措置の代行

1 道（基本法第73条）

知事（後志総合振興局長）は、災害時に当該災害により町が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）
- (2) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）
- (3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- (4) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第65条第1項）

2 指定行政機関・指定地方行政機関（基本法第78条の2）

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害時に当該災害により町及び道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

- (1) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）
- (2) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- (3) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第65条第1項）

(参考) 町長等以外の者による警戒区域の設定要件

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
知 事	○災害時、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。	基本法第 73 条
消 防 吏 員 又 消 防 団 員	○火災又は水災を除く他の災害の現場においては、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 28 条 ・ 第 36 条
消 防 機 関 に 属 す る 者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条
警 察 官	○町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知する。 ○火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。 ○水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	基本法第 63 条 地方自治法第 153 条 消防法第 28 条 ・ 第 36 条 水防法第 21 条
災 害 派 遣 を 命 ぜ ら れ た 部 隊 等 の 自 衛 官	○町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。	基本法第 63 条

第7節 自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、本計画の定めるところによる。

第1 災害派遣活動の内容等

1 支援活動内容

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

2 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。

知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限る、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとするが、緊急を要し、指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第2 災害派遣要請等

1 派遣要請の基準

人命及び財産の保護のために行う自衛隊の派遣要請は、おおむね次の基準による。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 風水害等の災害時に緊急措置の応援を必要とするとき。
- (3) 町内で大規模災害時に、応急措置の応援を必要とするとき。
- (4) 救援物資の輸送に応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。

(6) 応急措置のため医療、防疫及び給水並びに通信等に応援を必要とするとき。

2 派遣要請の手続要領

(1) 町長は、災害派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって知事（後志総合振興局長）に要求する。この場合、必要に応じてその旨及び本町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

① 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする理由

② 派遣を必要とする期間

③ 派遣を希望する区域及び活動内容

④ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 知事（後志総合振興局長）は、上記(1)の要請手続により派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請する。

(3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事（後志総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただしこの場合、速やかに要請権者に連絡し、上記（1）の手続を行う。

派遣要請先（指定部隊等の長）

区分	指定部隊等の長	担当部課	担当地域
陸上自衛隊	北部方面総監	防衛部運用室	北海道全域
	第 11 旅団地区 （真駒内駐屯地）	第 3 部防衛班	石狩、渡島、檜山、後志、空知の各総合振興局又は振興局
海上自衛隊	大湊地方総監	防衛部 3 室	北海道全域
	函館基地隊司令	警備科	北海道全域
航空自衛隊	北部航空方面隊司令	防衛部	北海道全域
	第 2 航空団司令	防衛部	北海道全域

【資料編】 資料 6－3 自衛隊の災害派遣要請

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 自衛隊の作業が他の災害復旧、救助機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 自衛隊との連絡交渉の窓口を総務班総務係に一本化を図り、現地の連絡調整担当者を通じて要請等を行う。

(3) 町長は、避難支援など自衛隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

4 経費

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担する。

- ① 資材費及び機器借上料
- ② 電話料及びその施設費
- ③ 電気料
- ④ 水道料
- ⑤ くみ取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

5 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的が達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって、知事（後志総合振興局長）に対し、その旨を報告する。

【資料編】 資料 6－4 自衛隊の災害派遣部隊撤収要請

第8節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に災害応急対策活動の万全を期すために、関係機関が相互に応援協力する広域応援は、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章 第5節 第8「広域一時滞在」による。

第1 国、道、市町村間の応援・受援活動

1 基本法による応援要請

(1) 他の市町村長等に対する応援要請（基本法第67条）

町長は、本町の地域に係る災害時に応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(2) 知事に対する応援要請（基本法第68条）

町長は、本町の地域に係る災害時に応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（後志総合振興局長）に対し、応援又は応急措置の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事（後志総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(3) 知事の指示等（基本法第72条）

知事（後志総合振興局長）は、道内（管内）の市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、道内（管内）の市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

(4) 応援要請手続

町長が、他の市町村長等に応援を要請する場合、又は、知事（後志総合振興局長）に対して応援若しくは応援のあつせんを求める場合は、次に掲げる事項について、口頭又は電話により要請し、後日、文書により処理する。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所、期間
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要な事項

2 応援協定による応援要請

(1) 道及び他市町村への応援要請

大規模災害時に、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、町長は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等、あらかじめ締結している各種相互応援協定に基づき、知事及び他の市町村長に応援を要請する。

(2) 指定地方行政機関等に対する応援の要求等

町長は、本町の地域に係る災害時に応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」等、あらかじめ締結している協定に基づき、指定地方行政機関等に対し応援又は応急措置の実施を要請する。

(3) 応援要請手続

あらかじめ締結している協定の定めるところによる。

3 他市町村長に対する応援活動

町長は、知事（後志総合振興局長）又は他の市町村長から応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

なお、応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮のもとで行動する。

第2 職員の派遣要請等

町長等は、災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、指定地方行政機関又は指定公共機関の長等に対して職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により、知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員。なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長とあらかじめ協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 要請権者は、職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 要請権者は、職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- ① 派遣のあっせんを求める理由
- ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱い

(1) 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。

- (4) 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第3 民間団体等との応援協定

町長は、上記のほか、民間団体等に協力を要請し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

第4 消防機関

羊蹄山ろく消防組合は、大規模災害に対応するため、次のとおり広域応援・受援体制の確立を図る。

- (1) 大規模災害時に単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じて町長を通じて知事に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- (2) 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立する。
- (3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第5 受入体制の確保

町は、応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口、連絡ルート of 明確化等、受入体制の整備を定めておくとともに、職員への周知徹底を図る。

また、大規模災害時に国からの災害対策現地情報連絡員（リエゾン）や道の職員派遣に対する受入体制を確立し、被災状況の迅速な把握、防災関係機関との調整等を円滑に進めるとともに、現地活動拠点施設を定めるなどして、被害の発生及び拡大防止並びに災害応急対策に対する技術的な支援を受け、被災地の早期復旧に万全を期す。

さらに、救援物資の受入体制を確保する。この際、特に大規模災害時の直後に被災地の状況が把握できない段階において、被災地からの要請がなくても必要と見込まれる支援物資を国や他の地方公共団体が物資を確保して送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送を的確かつ円滑に行えるようにする必要があることに留意する。

【資料編】 資料2-3 ニセコ町における災害時応援協定等の締結状況

第9節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 ヘリコプター等の活動内容

町は、本町の地域の災害時にヘリコプター等の活用が有効と認められる場合、ヘリコプターの運航を要請し、広域かつ機動的な応急対策活動の実施を図る。

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第2 消防防災ヘリコプターの運航要請等

1 消防防災ヘリコプター緊急運航の要請手続き

町長は、災害時に次の各号のいずれかに該当する場合、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」等に基づき、知事に対し、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 要請方法

町長から知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、FAXにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 報告

町長は、災害が収束した場合には、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書」により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

4 救急患者の緊急搬送手続

- (1) 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後、後志総合振興局長にその旨を連絡する。
- (2) 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、FAXにより「救急患者の緊急搬送情報伝達票」を提出する。
- (3) 町長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

【資料編】 資料6－8 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

資料6－9 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

第3 受入体制等の確保

町は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を確保するとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

1 離着陸場の確保

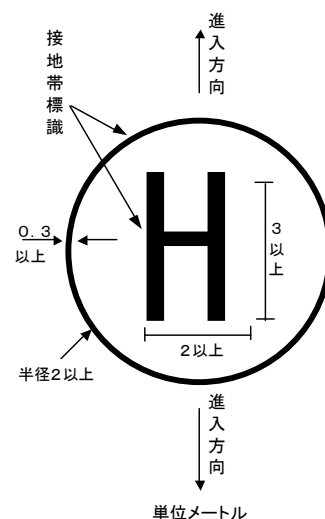
安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保するとともに、必要に応じて救急車等の手配を行う。

2 安全対策

ヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の支援等を実施する。

なお、ヘリポートのHマークは次のとおりとする。

【資料編】 資料6－7 ヘリコプター離着陸場



第10節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動にあたっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

2 北海道

市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

3 ニセコ町・羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署（救助法を適用された場合を含む。）

災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。また、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道等に応援を求める。

第2 救助救出活動

1 救助救出活動

町、羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署及び倶知安警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要するものを発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、被災者を救出した場合は、その状況を記録しておくものとする。

2 他機関への協力の要請

災害が甚大であり、災害対策本部のみで救出実施が困難な場合は、本章 第7節「自衛隊派遣要請計画」に基づき、知事（後志総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

3 実施状況の記録

被災者の救出を実施した場合は、その状況を記録しておくものとする。

第3 災害対策現地合同本部

大規模災害時に被災者の救助救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合、町は、第2章 第3節「災害対策現地合同本部」に定めるところにより、防災関係機関と相互に連携のもと、災害対策現地合同本部を設置して救助救出にあたる。

第 11 節 医療救護計画

災害のために医療機関の機能がなくなり又は著しく不足し、若しくは混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 北海道

- (1) 災害時に市町村等からの支援要請による保健医療福祉活動チーム（災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。）の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、保健医療福祉活動を円滑に行うための体制の整備に努める。
- (2) 救助法を適用した場合、又は市町村から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。
また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (3) 被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMA T）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。
- (5) 災害派遣医療チーム（DMA T）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMA T）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMA T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDA T）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。
- (6) 必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPA T）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (7) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む。）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。
また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアの手引き」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

2 ニセコ町

- (1) 災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- (2) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

3 災害拠点病院

- (1) 道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMA T）を派遣し医療救護活動を行う。
- (2) 被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

4 協力機関等

- (1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所
独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。
- (2) 独立行政法人労働者安全福祉機構
道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (3) 日本赤十字社北海道支部
道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (4) その他の公的医療機関の開設者
医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の規定による公的医療機関の開設者（上記（1）を除く。）は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (5) 北海道医師会（羊蹄医師会）
道（町）の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (6) 北海道歯科医師会（後志歯科医師会）
道（町）の要請に基づき、救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。
- (7) 北海道薬剤師会
道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (8) 北海道看護協会
道の要請に基づき、災害支援ナース等看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。
- (9) 北海道柔道整復師会
道の要請に基づき、柔道整復救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

第 2 医療救護活動の実施

町は、災害時に住民の生命を守ることを最優先の目的として、次の基本的な方針に基づき、関係機関と緊密に連携して、医療救護活動を実施する。

1 医療救護活動における基本的な方針

- (1) 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は町が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。
- (2) 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- (4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - ① トリアージ
 - ② 傷病者に対する応急処置及び医療
 - ③ 傷病者の医療機関への搬送支援
 - ④ 災害時に都道府県が設置する SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整。
 - ⑤ 助産救護
 - ⑥ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
 - ⑦ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

- ⑧ 医療救護活動の記録及び災害対策本部への報告（救護班のみ）
- (5) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- (6) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の業務内容は、次のとおりとする。
 - ① 傷病者に対する精神科医療
 - ② 被災者及び支援者に対する精神保健活動

2 医療救護体制

- (1) 町長は、災害の程度により医療救護活動が必要と認めたときは、速やかに医療関係機関に対して救護班の派遣を要請する。
- (2) 町長は、負傷者の受入体制について、直ちに住民に広報するとともに、問い合わせに対応できる体制を整える。
- (3) 町長は、医療救護が町の能力を超えると認めたときは、道又はその他の関係機関（災害派遣医療チーム（D M A T）を含む。）に協力を要請する。
- (4) 自宅療養中の慢性疾患等の患者が必要な治療を受けられるようにする。
- (5) 妊産婦の急な出産等に対応できるよう、倶知安厚生病院の助産師の協力を要請する。
- (6) 環境の急変等から病状が悪化し、入院が必要な精神障がい者に対しては、道内の精神科医療機関の協力を得ながら、専門医の立会いのもとで適正な措置を行う。
- (7) 血液が必要なときは、日本赤十字社北海道支部に依頼し確保する。

3 医療救護所

- (1) 災害における医療救護所は、次のとおりである。
 - ① 町民センターに本部を開設する。
 - ② 二次避難所に看護師又は保健師を派遣し、救護所を開設する。
- (2) 救護所の責任者
救護所の責任者は、災害対策本部民生班の職員の中から本部長が任命した者をもって充て、責任者は救護所を総理する。

4 輸送体制

- (1) 救護班等
救護班等の移動手段についてはそれぞれの機関で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により、輸送を行うものとし、町は、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。
- (2) 重症患者等
重症患者等で、救護所では設備又は医療品、衛生資機材の不足等のため治療ができないときは、後方医療機関に搬送し、治療する。
重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施する。ただし、救急車両が確保できないときは、道、町又は救護班が確保した車両により搬送する。
また、道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行うものとし、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。
- (3) 道央ドクターヘリ緊急離発着場の確保
ヘリコプター緊急離発着場は、旧ニセコヘリポート、ニセコ町陸上競技場、ニセコ町運動公園、羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署駐車場、ニセコ町堆肥センター、旧宮田小学校グラウンド、近藤小学校グラウンド、ニセコアンヌプリスキー場第二駐車場、ニセコ大橋駐

車場公園、ニセコ町一般廃棄物最終処分場、ニセコゴルフコース入口（福井）の中から状況に応じて最適な場所を選び、中央にHマークを石灰等で描き、緊急離発着場に指定・確保する。

- (4) 道央ドクターヘリ及び道防災消防ヘリ等の離着陸場の区分
ヘリコプター離着陸場（資料6－7）による。

5 医薬品等の調達

医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等の調達については、備蓄医薬品等の活用又は町内の薬局等からの購入によるものとするが、確保困難な場合には、道又は関係機関にその確保について要請する。

6 保健衛生機能の強化

災害時の保健衛生機能として、町の保健センターと協力・連携して、被災者が必要としている地域保健関係の情報や救護活動を効果的に行うために必要な被災状況の収集に努める。

また、救護所及び避難所における被災者の生活支援と健康管理を確保するための保健指導活動、被災者に適正な衛生状態を確保するための衛生指導活動、メンタルケア活動などを行う。

特に、メンタルケアについては、民生班の福祉係が中心となって避難所での相談などを行い心的ストレス障害の発生を予防する。

7 実施状況の記録

医療及び助産を実施した場合は、その状況を記録しておくものとする。

第3 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第12節 防疫計画

被災地における被災者の健康保持及び応急復旧・復興等へ向けた活力の維持並びに感染症の予防を図るための対策は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

1 北海道

- (1) 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく防疫措置を実施する。
- (2) 市町村が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。
- (3) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努める。

2 ニセコ町

- (1) 感染症法に基づく、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 俱知安保健所長の指導のもと、避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第2 防疫の実施組織

1 防疫班の編成

町は、被害の程度にあわせて、防疫班の人員（保健師1名、事務職1名、作業員3名の計5名を1班とする。）と必要な資材を確保し、道の指示により防疫活動を行う。

2 防疫に必要な資器材の確保

町は、消毒器材など、必要な防疫用資器材を確保するとともに、普段からその使用方法について訓練に努める。消毒剤については、町内薬局から調達し、不足する場合には、道に対し確保を依頼する。

第3 感染症の予防

町は、次のとおり感染症の予防措置を講ずる。

1 検病調査及び保健指導等への協力

道が設置する検病調査班が実施する検病調査、保健指導等に協力するとともに、防疫情報の提供に努める。

2 予防接種

知事が感染症予防上必要と認め、対象者の範囲及び期日を指定して指示があったときは、予防接種を実施する。

3 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、防疫班は町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱い
は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不
衛生にならないよう処分する。

4 消毒方法

感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第 14
条及び平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きに
ついて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

5 ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15
条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

6 生活用水の供給

感染症法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器
により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施す
る。

なお、供給量は 1 日 1 人あたり約 20 リットルを目安とする。

7 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲
用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底
する。

第 4 感染症患者等に対する措置

町は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向
に通常と異なる傾向が認められる場合等は、速やかに俱知安保健所に通知するとともに、知事
が必要と認め実施する感染症法に基づく調査その他の防疫措置に協力する。

第 5 指定避難所等の防疫指導

町は、指定避難所等を設置した場合には、次により防疫指導等を行う。

1 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握する
とともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の指導

俱知安保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服
等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう
指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させるもの

とする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

5 保健指導等

- (1) 俱知安保健所と連携し、医師、保健師が避難所、被災地区、仮設住宅等を巡回し、被災住民の健康相談・保健指導を行う。
- (2) 避難所、仮設住宅等での生活環境の状況（生活、衣類・寝具、室温・換気、睡眠・休養、居室・便所、入浴、プライバシー確保等）を把握し、適切な指導・助言及び処置を行う。
- (3) 被災者や応援者の健康維持については、メンタルヘルスケア（心の健康保持）を含めて、最低限の水準ではなく、応急復旧・復興等へ向けた活力を維持する水準を目標とする。

第6 実施状況の記録

町は、災害防疫活動を実施したときは、様式に従って防疫活動状況を取りまとめ保健所を通じて県に報告するとともに、完了したときにも同様に報告する。

第7 家畜防疫

被災地の家畜防疫は知事が行う。

町は、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、必要に応じて家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき後志家畜保健衛生所長が家畜防疫上必要があると認めたときに家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等に協力する。

第13節 災害警備計画

災害に関する倶知安警察署（以下、本節において「警察署長」という。）及びニセコ警察官駐在所の諸活動は、北海道地域防災計画に定めるところによるほか、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

警察は、災害時に災害を防御し、拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助並びに犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体、財産を災害から保護し、災害地域における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

第2 応急対策の実施

1 災害警備

(1) 異常現象などの通報

警察官は、基本法第54条第3項の規定に基づき、災害時に異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するとともに、警察署長に報告する。

(2) 事前の措置

① 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、警察署長に対して行い、並びに警察署長を経て北海道警察本部長に対して行う。

② 警察官が行う事前措置

警察署長が事前措置についての指示を行うことができるのは、町長から要請があったときであり、警察官に指示を行った場合は、直ちに町長に報告する。又警察官が行った事前措置の事後処理は、町長が行う。

2 災害情報の収集

警察署長は、本町その他関係機関と緊密に連絡をとり、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集する。

3 広報活動

(1) 警察が行うべき広報は、警備措置上必要な災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制、その他警備措置に関する事項とする。

(2) 警察は、保有する広報器材を活用して、積極的に広報を行うとともに、道、町及び報道機関等、広報活動に関係のある機関と緊密な連絡をとり、災害の種別、規模及び態様に応じて適切な広報を行うように努める。

4 避難

(1) 警察官は、基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示又は警告を行う。

(2) 警察官が避難の指示を行う場合は、第4章 第5節「避難対策計画」に定める避難先を示す。ただし、災害の状況により、本計画により難しい場合は適宜の措置を講ずる。なお、この場合、警察署長は直ちに町長に対し避難場所を変更して指示した旨の報告をする。

5 救助

(1) 警察署長は、後志総合振興局長及び町長等災害救助の責任を有する機関に協力して、被災者の救出及び負傷者又は疾病にかかった者の応急的救護並びに死体の収容に努める。

- (2) 警察署長は、災害時に必要と認める場合は、災害現場にある消防機関等と協力して、危険箇所の監視及び警ら等を行い、被災者等の発見に努め、これを救出する。

6 応急措置

- (1) 警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項に基づき、警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知する。警戒区域を設定し通知を行った場合等の事後処理は、町長が行う。
- (2) 警察署長は、警察官が基本法第 64 条第 7 項又は同法第 65 条第 2 項の規定に基づき、応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知する。この場合の損失の補償等の事後処理は、町長が行う。

7 交通規制

- (1) 警察署長が行う交通規制

警察署長は、管轄区域内の道路が災害による欠壊等で危険な状態が発生し、又はその状況により必要があると認めるときは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、歩行者及び車両の通行を禁止し、又は制限する。

- (2) 警察官が行う交通規制

警察官は、災害時において交通に対し、緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第 6 条第 4 項の規定に基づき、一時的に歩行者及び車両の通行を禁止し、又は制限する。

- (3) 警察署長は、上記(1)及び(2)の規制を行った場合は、速やかにその内容を町長に通知する。

8 災害時における通信計画

警察署長は、災害時かつ孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に移動無線局、携帯無線機等の配備を計画し、その運用については町長と協議する。

第14節 交通応急対策計画

災害時における道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 北海道公安委員会（北海道警察）

- (1) 災害時に道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認める
とき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道
路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対
策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理
者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 上記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現
場にいらないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとる
ことができる。この場合において、当該措置をとるため、やむを得ない限度において車両そ
の他の物件を破損することができる。

2 北海道開発局

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

3 北海道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行う。

4 ニセコ町

町が管理している道路での災害時は、道路の警戒に努める。

また、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに、関係機関との連絡を密にした上で迂回路等を的確に指示し、交通の確保に努める。

さらに、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

5 羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署

- (1) 消防職員は、警察官がその場にいらない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 消防職員は、上記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいらないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら

その措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

6 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、警察官等がその場にいないときに次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

7 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害時、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 被害情報の収集・伝達

- (1) 国道5号、道道については、倶知安警察署及び道路管理者は直ちに被害情報（道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等）を把握し、速やかに道警察本部及び関係機関に連絡する。
- (2) 町道については、倶知安警察署及び都市建設班が緊急な調査を行い、町（災害対策本部）及び道路管理者に報告する。

3 交通規制の実施

災害発生により道路が危険な状態にあると認められた場合、又は危険が予想されるとき、若しくは危険を予知したときは、被災地及びその付近の状況により、関係機関は交通規制を行う。

交通規制の実施者、範囲等

実 施 者	範 囲	根拠法令
道路管理者	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険である場合、又は道路工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条
公安委員会	災害応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するための必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑化を図るため必要があると認められる場合	道路交通法 第5条
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ又はそのおそれがある場合	道路交通法 第6条

- (1) 道路等の損壊などにより通行を禁止し、又は制限する必要があると認められるとき、道路管理者又は俱知安警察署長はその対象区間、期間及び理由等を記載した道路標識と、必要により迂回路の標識を設置する。
- (2) 交通規制のための標識を設置する時間がない場合は、警察官が現場で交通整理する。
- (3) 災害が広域にわたる場合、若しくは幹線道路の損壊のため、交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及び迂回路等の関係を総合的に判断して実施する。

4 広報活動

交通規制等の措置を実施した場合、道路管理者は道路情報案内及び報道機関などを通じて通行車両及び住民などに広報し、協力を求める。

第3 緊急輸送のための交通規制（災害対策基本法第76条ほか）

北海道公安委員会は、災害時に災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続等

(1) 確認手続

知事（後志総合振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

① 確認場所

緊急通行車両の確認は、道（後志総合振興局）又は警察本部、警察署及び交通検問所で行う。

② 証明書及び標章の交付

緊急車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 緊急通行車両

① 基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用され、次の事項について行う車両であること。

- ア 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

② 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 発災前確認手続の普及等

町は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前手続を積極的に行うなど、その普及を図る。

3 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害時に優先すべきものに使用される車両については、北海道公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行が認められる。

(1) 確認手続

北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行う。なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

① 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、警察署及び交通検問所で行う。

② 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制除外車両確認証明書」及び「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 事前届出制度

① 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理する。

ア 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両

イ 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

② 事前届出制度の普及等

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続について、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図る。

4 放置車両対策

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら当該車両の移動等を行うものとする。

また、北海道公安委員会からの要請若しくは道からの指示に基づき、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。

第4 緊急輸送道路等の確保

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を的確かつ円滑に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

町は、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、防災関係機関と連携のもと、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去等により緊急

輸送道路の確保に努める。

【資料編】 資料 6－5 緊急輸送道路

第15節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、国、道及び市町村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、道及び市町村は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第1 実施責任

1 ニセコ町

防災関係機関の協力を得て災害時輸送を行う。

2 北海道運輸局

自動車輸送の調整及び確保を図る。

3 北海道旅客鉄道株式会社

鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。

4 日本通運株式会社札幌支店

自動車による輸送を実施する。

5 北海道

災害の救助その他公共福祉を維持するため必要があるときは、北海道運輸局等に輸送の措置を要請する。

6 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

第2 災害時輸送の実施

町は、自らが保有する車両等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て、災害時輸送を実施する。

1 緊急輸送活動の優先順位

①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮し、原則として、次の優先順位で実施する。

第1段階	第2段階	第3段階
・ 人命救助、病院への搬送 ・ 被災者の避難 ・ 消防等災害拡大防止 ・ 交通規制	・ (第1段階の続行) ・ ライフラインの応急復旧 ・ 食料、水等の輸送	・ (第2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需品輸送

2 輸送の方法

(1) 車両等による輸送

- ① 町保有車両を充てるが、不足する場合は町内の自家用及び営業用車両の保有者又は関係機関等の協力を得て確保する。町内で調達が可能の場合は、道に要請する。
- ② 燃料の調達・供給は、町内の業者に協力を要請しておき、給油場所を指定し供給する。
- (2) 鉄道輸送
北海道旅客鉄道株式会社等の鉄道事業者の協力を得て、鉄道輸送を行う。
- (3) 空中輸送
陸上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、本章 第7節「自衛隊派遣要請計画」及び本章 第9節「ヘリコプター等活用計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を要請し、輸送力の確保を図る。
- (4) 人力輸送
災害の状況により車両等による輸送が不可能となったときは、労務者による人力輸送を行う。

【資料編】 資料6－6 町有車両の現況

資料2－3 ニセコ町における災害時応援協定等の締結状況

3 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、その状況を記録しておくものとする。

第3 輸送費用の支払

国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送、要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次のとおりである。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

第 16 節 食料供給計画

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食料の供給及び炊き出しに関する計画は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 ニセコ町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、供給対策を実施する。

なお、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について後志総合振興局を通じて道に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章Ⅰ章第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、総合振興局長若しくは振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

2 北海道

道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、町への提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章Ⅰ章第11の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

3 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第 2 食料の供給

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、供給を次のとおり実施する。

1 供給対象者の把握

- (1) 避難所については、それぞれの避難所の責任者からの報告により把握する。
- (2) 住宅の被害、電気・ガスの供給停止等により、炊事のできない在宅者については、関係機関及び自主防災組織（町内会）等の協力により把握する。
- (3) 災害応急対策活動従事者については、災害対策本部各部の協力により把握する。

2 食料の調達と確保

- (1) JA、民間業者等の協力により、食料（主食、副食、調味料）を確保する。
- (2) 町だけで調達不可能な場合は、近隣市町村、道、国、その他の関係機関へ応援を要請する。
- (3) 救助法が適用され、応急食料が必要と認められる場合、町長は後志総合振興局を通じて道に対して農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）への政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれない場合は、直接政策統括官に要請する。

なお、当該米穀を買い受ける場合には「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」の規定に基づき、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。

3 食料品の集積場所

食料品の集積場所は、総合体育館とする。

4 食料供給体制

- (1) 食料の供給は、原則として避難所において行う。
- (2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において供給する。
- (3) 被災者に対する食料の供給は、各町内会長、自主防災組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。
- (4) 災害応急対策の進展の状況により、当初は調理不要な食料品を供給し、以後は栄養のバランス、食べやすさ、活力の維持などに考慮し、生鮮食料品、調理した食料品を供給する。
- (5) 要配慮者に配慮した食料の供給を行う。
- (6) 情報が住民に行き渡るよう、広報に努める。

5 炊き出しの実施

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する炊き出しは、町長（災害対策本部総務班）が行う。ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて行う。

(1) 炊き出しの対象者

炊き出しの対象者は、おおむね次に掲げる者で町長が必要と認めた場合に行う。

- ① 避難所に受け入れた者
- ② 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ③ 観光客等旅行滞在者であって、滞在している施設が被災し食料を得る手段のない者
- ④ 被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事する者に対し、給食を行う必要があるとき。

(2) 炊き出しの方法

炊き出しは、ニセコ町学校給食センター及び避難所に備え付けの調理場等を確保して行う。

ただし、対象者の状況により当該施設のみで実施することが困難である場合や炊き出し要員が不足する場合には、町内会や日赤奉仕団、ボランティア等の協力を要請する。

さらに、炊き出しの実施が困難な場合には、道に協力を要請する。

6 実施状況の記録

炊き出しその他による食品の給与を実施した場合は、その状況を記録しておくものとする。

第3 食料輸送計画

町は、食料の輸送にあたって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章 第15節「輸送計画」及び本章 第32節「労務供給計画」に定めるところにより措置する。

第 17 節 給水計画

災害時の水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給に関する計画は、次のとおりである。

第 1 実施責任

1 ニセコ町

給水活動を円滑かつ迅速に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、応急給水を実施する。

2 北海道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

第 2 応急給水計画と応急復旧計画の策定

町は水道の被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水と応急復旧の計画を立てる。
なお、応急給水の目標値は被災住民に対し 1 人 1 日 3 リットル以上とする。

第 3 給水の実施

町は、災害時における応急給水を次のとおり実施する。

1 飲料水及び給水資機材の確保等

(1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後 3 日間分程度、個人において準備しておくよう住民に広報しておくものとする。

(2) 飲料水、生活水の確保

- ① 災害をまぬがれた水道施設を稼働し、飲料水を確保する。
- ② 浄水剤の交付、ろ水器の利用等により、残っている井戸、河川水を利用する。
- ③ 地震による場合は水質悪化・汚染が懸念されるため、飲料にする場合は、煮沸消毒や消毒剤の添加など、消毒を徹底した上で応急給水する。
- ④ 町単独で水の確保が困難な場合には近隣市町村、道及びその他の関係機関の応援を要請する。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）を調達して、給水にあたる。

2 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用にあたっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

(4) 応急給水にあたっての留意事項

- ① 町内全域にわたる災害の場合は、救護所等医療施設に対する給水を優先させる。
- ② 高齢者等の要配慮者に対し十分配慮し給水を行う。
- ③ 災害の規模により、一戸あたりの給水量を制限し、多くの住民に平等にいきわたるように努める。
- ④ 被災住民に対し応急給水を行うときは、応急給水方法、供給拠点の場所、飲料水調達方法等について混乱が生じないように広報活動を行う。

3 応援の要請

自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

なお、道は、その事態に照らして緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、町に対する応急給水について必要な措置を講ずることとしている。

4 実施状況の記録

飲料水の供給を実施した場合は、その状況を記録しておくものとする。

- 【資料編】 資料 7－1 給水施設
資料 7－2 給水資機材

第18節 衣料、生活必需品等供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 ニセコ町

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の調達、供給対策を実施する。

なお、町において調達が困難な場合、その確保について後志総合振興局を通じて道に要請する。

2 北海道

災害時における災害救助用物資について、町長等の要請に基づき、あつせん及び調達を行うものとし、町における物資が不足し、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らして緊急を要し、村等からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し、輸送する。

また、災害時に迅速に調達できるよう、生活必需品その他の物資を取り扱う業者等と事前に連絡調整を行う。

なお、町に物資を配分するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう助言する。

さらに、社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

3 指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

なお、北海道経済産業局が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体等と十分連絡をとりつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第2 物資の供給

町は、次のとおり、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。

なお、給与等に際しては、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

1 供給対象者

- (1) 災害により住家に被害を受けた者（被害程度は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水とする。）
- (2) 災害により被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 災害により被服、寝具その他生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

2 生活必需品の範囲

- (1) 衣服、寝具及び身の回り品（肌着、くつ下等）
- (2) 日用品（石鹸、歯ブラシ、ティッシュ等）

- (3) 炊事用具及び食器（なべ、包丁、ガス器具等）
- (4) 光熱材料（マッチ、ロウソク、懐中電灯、液化石油ガス等）
- (5) その他保育用品・介護用品（哺乳びん、紙おむつ等）

3 物資の確保

「世帯構成員別被害状況」等により世帯別の被害状況を把握した上で、被災者の状況に応じて「物資購入（配分）計画」を樹立し、これに基づき、必要数量を次により調達する。

- (1) 商店等の在庫がなく、緊急に入手できないものについては、役場、防災倉庫等に備蓄し災害時に供給する。
- (2) 販売店、製造所等の協力を要請し、必要物資を確保する。
- (3) 町による調達が難しい場合は、道及び近隣市町村からの応援を要請する。また、日本赤十字社北海道支部が被災者の救助用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、必要に応じ提供を要請する。
- (4) 物資は、被害状況及び世帯構成員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の被服、寝具その他生活必需品とし、供給期間は災害発生の日からおおむね 10 日間とし、その状況に応じて町長が定めるものとする。

- 【資料編】 資料 7－3 世帯構成員別被害状況
資料 7－4 物資購入（配分）計画表
資料 7－5 物資受払簿
資料 7－6 物資給与及び受領簿

4 集積場所

- (1) 総合体育館等の公共施設、避難及び交通、連絡に便利な公共施設等を災害時の生活必需品の集積場所として選定する。
- (2) 郵送されてきた物資（義援物資を含む。）については、あらかじめニセコ郵便局と防災協定を締結し、事前開封と仕分け、配付を委託するとともに、町は保管場所の確保、各避難所の名簿提供等を行い、スムーズな配達・供給を行う。

5 給与又は貸与の方法

調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する「物資購入（配分）計画表」に基づき、町内会長等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行う。

6 実施状況の記録

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施した場合は、台帳等にその内容を明確に記録しておくものとする。

7 救助法が適用された場合

災害対策本部は、地域別配付計画を作成し、これに基づいて被災者に配付、また、不足分を道に要請する。

第 19 節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（L P Gを含む。）の供給については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 ニセコ町

町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努める。

2 北海道

道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は町等からの要請に基づき北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、石油の備蓄の確保に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、車両や重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

3 指定地方行政機関

(1) 北海道経済産業局

灯油、ガソリン等の燃料に関する需給・価格動向等の把握及び情報提供を行うものとする。

第 2 石油類燃料の確保

町は、次の事項に留意の上、石油類燃料の確保を図るものとし、確保にあたっては、卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又はあっせんを求める。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておくなど、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- (3) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求める。
- (4) L P G（液化石油ガス）については迅速に調達できるよう、北海道エルピーガス災害対策協議会と連絡調整を行う。

第20節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

- 1 北海道電力株式会社、~~及び~~北海道電力ネットワーク株式会社及び電源開発送変電ネットワーク株式会社

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、必要な対策を講ずる。

- 2 ニセコ町

北海道電力株式会社、~~及び~~北海道電力ネットワーク株式会社及び電源開発送変電ネットワーク株式会社が実施する電力施設の防護、復旧活動等に協力し、早急な電力供給の確保に努める。

第2 応急対策

- 1 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社及び電源開発送変電ネットワーク株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」に基づき、次の対策を講ずる。

- (1) 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備する。

- (2) 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、当該市町村及び道に連絡する。

また、北海道災害対策本部が設置された場合は、速やかに連絡員を派遣し、設備被害状況及び復旧見込みなどの情報提供を行う。

- (3) 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い、通信の確保を図る。なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

- (4) 広報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS (Facebook 等)、Twitter、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図る。

- (5) 要員の確保

各支部は被害の状況により、要員が不足した場合、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通する。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が市町村長を経て知事（後志総合振興局長）に要請する。

- (6) 資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図る。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求める。

- (7) 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

2 ニセコ町

町は、災害時には、地震、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障を及ぼす可能性があるため、必要な電源の確保を図るとともに、治安の維持、災害広報等を実施する。

(1) 電源確保等

庁舎の電源確保に努める。また、通信機能の確保を図るとともに、災害対策本部各班において保有する情報システムのデータ保全に努める。

(2) 治安の維持等

信号機の停止等に対処するため、必要に応じて倶知安警察署と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、防犯パトロールを実施する。

(3) 災害広報

北海道電力株式会社と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。

第 21 節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

町は、水道・下水道施設等の災害時に当該施設を災害から防御するとともに、災害時には速やかに応急復旧を行い、水道及び下水道の確保を図る。また、必要な広報を実施し、住民の不安解消を図る。

第 2 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第 3 下水道

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすも

のであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第 22 節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

第 1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

第 2 応急土木復旧対策

1 応急対策及び応急復旧対策

町は、災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するため、所管する施設等の応急措置及び応急復旧対策を次のとおり実施する。

- (1) 応急措置の準備
 - ① 所管の施設について、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。
 - ② 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。
- (2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、他市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求める。
- (3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

2 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及びそれぞれの計画の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう、協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

災害対策本部が設置される規模の災害によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を把握し、二次災害の軽減・防止を図る対策は、本計画の定めるところによる。

第1 事前準備

道及び町は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次の事項に努める。

- (1) 道と町は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 道は、町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (4) 町は、道と協力して被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）に使用する資機材の備蓄を行う。

第2 危険度判定の実施

1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するとともに、必要に応じて知事に対し支援を要請する。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、道協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

被災宅地の危険度判定結果の表示区分等

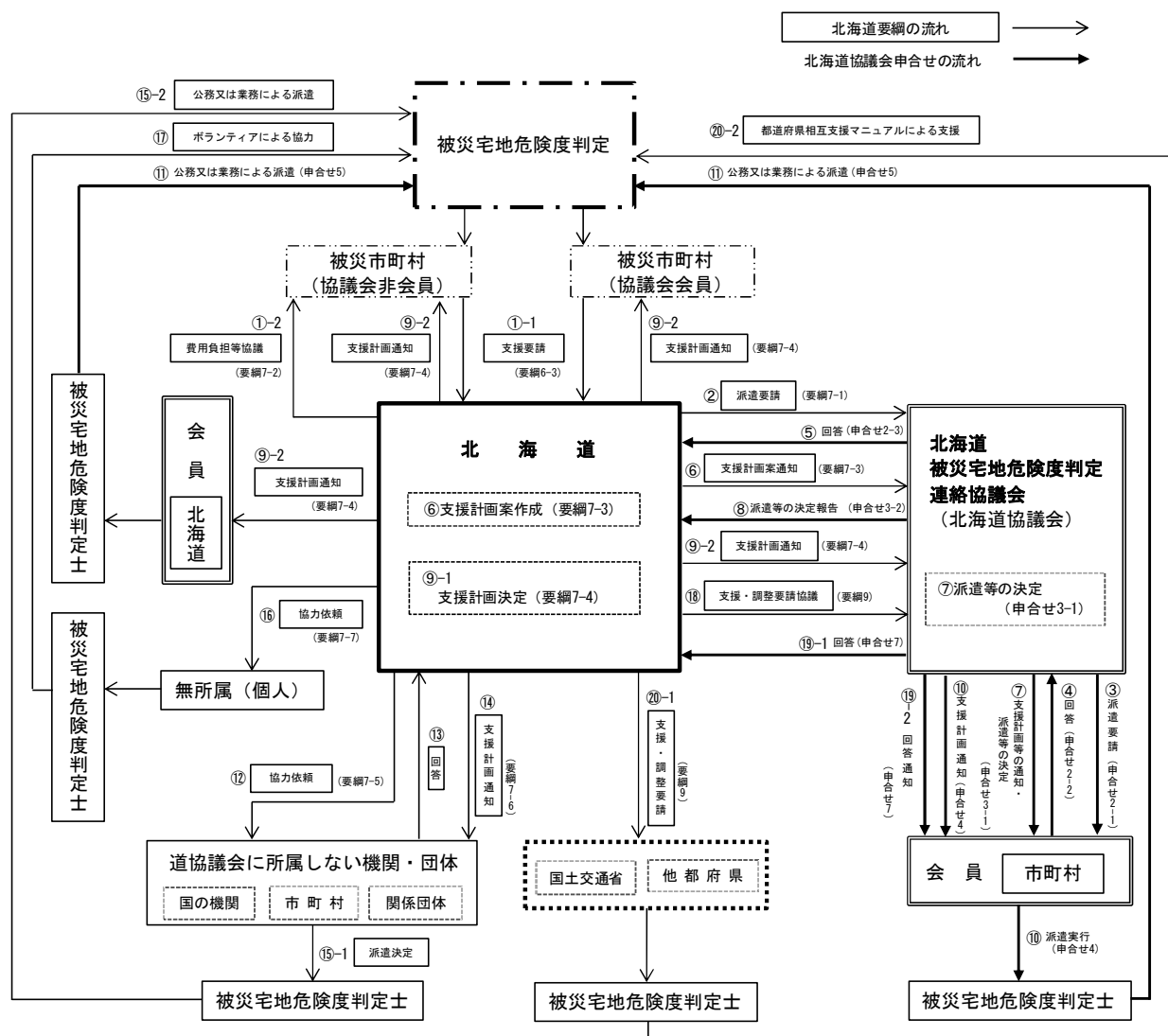
区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

被災宅地危険度判定実施の流れ図



資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画」（令和5年1月）

第 24 節 住宅対策計画

災害により、住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する建設型応急住宅の建設及び住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 北海道

救助法を適用し、建設型応急住宅の設置(賃貸住宅の居室の借上げを含む。)が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

2 ニセコ町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を**もって**応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が建設型応急住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

第 2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 建設型応急住宅

救助法に基づき、建設型応急住宅を建設し、供与する。

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

① 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

② 居住する住宅がない者であること。

③ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。

ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者及び要保護者

イ 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等であること。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、町が行う。生活能力がなくかつ住宅の必要度が高い順から

選定をするが、高齢者や障がい者などの要配慮者に対し十分な配慮を行う。

(3) 建設型応急住宅の建設

原則として**建設型応急住宅**の設置は、知事が行う。

(4) **建設型応急住宅**の場所

建設地は、町民運動場を設置予定場所とする。

(5) 建設戸数

建設戸数は、町長の要請に基づき道が決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

① **建設型応急住宅**は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

② **建設型応急住宅**の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る**建設型応急住宅**については、さらに期間を延長することができる。

③ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理

建設型応急住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、**建設型応急住宅**におけるペットの受入れに配慮する。

4 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は**建設型応急住宅**が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は**建設型応急住宅**に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 応急修理の戸数

限度戸数は、原則として町の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。

(4) 修理の範囲と費用

応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とし、費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し、入居させるものとする。

① 地震、暴風雨、洪水その他異常な自然現象による災害の場合

- ア 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。
- イ 町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。
- ウ 滅失戸数が町内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

② 火災による場合

- ア 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。
- イ 滅失戸数が町内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

(2) 整備及び管理

災害公営住宅は、原則として町が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和 16 年法律第 193 号）第 46 条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準による。

① 入居者の条件

- ア 当該災害発生の日から 3 年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- イ 収入分位 50%（月収 259,000 円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

② 構造

再度の被災を防止する構造とする。

③ 整備年度

原則として、当該年度、やむをえない場合は翌年度とする。

④ 国庫補助

- ア 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の 2/3。ただし、激甚災害の場合は 3/4
- イ 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の 2/5

7 資材等のあっせん、調達

- (1) 町長（災害対策本部建設班）は、建築資材、暖房用燃料等の調達先を別に定めておく。
- (2) 町長が建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんに依頼する。

8 実施状況の記録

建設型応急住宅の供与及び住宅の応急修理を実施した場合は、その状況を記録しておくものとする。

第 3 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第 25 節 障害物除去計画

災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 道路、河川に障害を及ぼしているものの除去

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図る。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行う。

2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）その他の法律により定められている当該施設の所有者が行う。

第 2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- (1) 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

第 3 障害物の除去

1 実施体制

町は、災害対策本部建設班が必要に応じ消防機関等の協力を得て実施する。

なお、災害による被害が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模である場合には、国や道及び関係機関と協議して、障害物処理計画を策定する。

2 除去の実施

- (1) 道路に関しては、国道 5 号等の緊急輸送路（国、道、町指定）を優先して実施する。
- (2) 住居等については、その所有者・管理者が行う。ただし、二次災害のおそれや、応急対策を実施する上で緊急に処理する必要のある場合又は救助法が適用された場合は、以下の項目に該当するものに限り、町長が行う。
 - ① 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に土砂、流木等の障害物が運びこまれた場合
 - ② 土砂、立木等の障害物が住居等に運びこまれ、日常生活を営む上で支障をきたす場合
 - ③ 自己の資力では除去できない場合

- (3) 障害物の除去は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

3 実施方法

- (1) 火災、水害等による障害物の除去は、羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署を中心として、建設業者、住民が実施する。
- (2) 必要に応じて、自衛隊の派遣や近隣市町村の応援を要請する。
- (3) 障害物除去に必要な資機材は、ニセコ町建設業協会等から調達する。

4 障害物の集積場所

集積場所は、安全で交通に支障のない国や道、町有地とするが、適当な場所がない場合は民有地等を一時使用する。民有地の場合は、所有者に速やかに連絡し、承諾を受ける。

なお、町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

5 工作物等の保管及び処分

障害物として除去された工作物等の保管及び処分は、次のとおりである。

- (1) 保管場所は、盗難等の危険のない場所であること。
- (2) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から 14 日間、その工作物名等を公示する。
- (3) 保管した工作物等が滅失し、破損するおそれのある時又はその保管に不相当の費用及び手数を要する時は、その工作物を売却し代金を保管することとする。売却の方法及び手続は競争入札等による。

6 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章 第 14 節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

7 実施状況の記録

障害物の除去を実施した場合は、その状況を記録しておくものとする。

第 26 節 文教対策計画

児童生徒等の安全の確保並びに学校施設の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急対策及び文化財の保全対策は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 学校管理者等

- (1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

- (2) 児童生徒等の安全確保

- ① 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう、防災訓練等の実施に努める。

- ② 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘

導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 北海道・ニセコ町

応急教育対策及び文化財保全対策を講ずる。

なお、救助法が適用された場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

第2 応急対策実施計画

町及び学校管理者は、災害時に児童生徒の安全を確保するために、以下の措置をとる。

1 災害時の休校措置

(1) 登校前

台風や大雨に関する情報の収集に努め、災害時に学校長は、町教育委員会と協議し、必要に応じ休校の措置をとり、直ちにその旨を広報車等の確実な方法で児童生徒に周知徹底するとともに、道教育委員会に連絡する。

(2) 授業等開始後

- ① 道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫等の状況を十分把握した上で、児童生徒の安全に配慮し、下校の方法を決定する。下校に際しては児童生徒に注意事項を十分に徹底させ、低学年児童については教師が地区別に引率するなどの措置を講じる。
- ② 町長等から避難指示等が発令された場合は、学校長等の判断により、児童生徒を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。
- ③ 児童生徒全員の避難状況を正確に把握、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は捜索・救出にあたる。また、避難時の状況を保護者、道教育委員会、町及び関係機関に連絡する。
- ④ 災害の状況及び児童生徒の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所で保護する。

2 教育活動再開のための学校施設の確保

災害により学校施設に被害があった場合は、被害の程度により、速やかに応急修理を行い、施設の確保に努めるが、教室が授業に使用できない場合は、おおむね次の要領により応急授業を行うこととする。

(1) 校舎の一部が使用できない場合

特別教室及び体育館等を利用し、なお不足するときは複式授業又は二部授業の方法をとる。

(2) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合

最寄りの学校及び地域の公共施設等を利用することとする。

(3) 上記(1)及び(2)の方法による応急授業が実施できない場合

校舎の全部若しくは大部分が使用できない場合で、授業を行う施設がない場合は、応急仮校舎を建設するなどの対策を講ずることとする。

3 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施

が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

- ① 授業の場所が学校以外の施設を利用して行われる場合は、授業の効率化及び児童生徒の管理等に留意する。
- ② 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習内容の程度が児童生徒の過度の負担にならないようにする。
- ③ 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について十分な指導を行う。
- ④ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れが、授業の効率低下にならないように留意する。
- ⑤ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障がいには十分配慮する。

4 教職員の確保

町教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、道教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努め、また、管内の教職員の臨時配置計画を作成して、教育に支障をきたさないようにする。

5 学用品の調達及び支給

各学校は、支給対象となる児童生徒を調査把握し、町教育委員会及び道教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給店等に連絡して確保するなど、必要な学用品（教科書、文房具、通学用品等）の確保を図る。

町教育委員会は、教科書、文房具及び通学用品を調達・支給するものとし、その費用及び期間は、救助法の基準によるものとする。

また、救助法が適用された場合は、災害救助法施行規則（昭和 22 年総理庁・内務省・大蔵省・厚生省・運輸省令第 1 号）に基づき迅速な措置を講ずる。

なお、学用品の支給を行った場合はその状況を記録しておくものとする。

6 授業料の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあっては道及び学校設置者）が必要に応じて次の措置を講ずる。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

7 避難所の開設及び運営の協力

- (1) 避難所が開設されている小中高等学校では、避難所の開設及び運営に積極的に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- (2) 両親の負傷や居住家屋の倒壊などで一時的に家庭や家族による保育が困難な低学年児童等については、幼児センターで夜間保育を行う。
- (3) 避難者による自主的な運営やボランティアの協力がスムーズに図られるよう学校、地域、保護者間で十分に意思疎通を図る。
- (4) 学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理を実施する。
 - ① 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
 - ② 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
 - ③ 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取

りを実施すること。

8 学校給食

(1) 施設の復旧

給食施設が被災したときは、速やかに応急処理を行い、給食の継続を図る。

(2) 給食物資の確保

給食物資が被災したときは、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行い、応急調達に努める。

(3) 衛生管理

給食施設及び物資が被災した場合は、特に衛生管理に注意し、食中毒などの事故防止に万全の措置を講ずる。

9 被災教職員及び児童生徒の健康管理

災害の状況により、被災学校の教職員及び児童生徒に対し、必要に応じ感染症の予防接種や健康診断を実施する。

10 公民館等の文教施設

(1) 施設の管理者は、災害時に状況に応じた適切な指示を行い、入館者及び施設利用者、職員の安全を確保する。

(2) 施設の管理者は、負傷者の有無を確認し、必要な措置を講ずる。

(3) 被害状況を把握し、町教育委員会に報告する。

(4) 当該施設を避難所として提供した場合は、町及び地域の自主防災組織等と連携して避難所の開設及び運営に協力する。

第3 文化財の保全対策

(1) 消防機関は、あらかじめ文化財の分布状況を把握しておき、災害により消失しないよう努める。

(2) 災害時には、文化財の管理者は当該指定物件の保全保護にあたり、被害を受けた場合は、町教育委員会に連絡するとともに、必要な措置を講じ、被害の軽減に努める。

【資料編】 資料7－7 指定文化財

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の收容・処理、埋葬等の実施は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 ニセコ町・日本赤十字社北海道支部

関係機関相互の協力のもと、警察、自衛隊あるいは民間協力団体等の協力を得て、行方不明となった者の搜索及び遺体の收容、処理、埋葬等を実施する。

なお、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

2 北海道警察

行方不明者の搜索、死体見分等を実施する。

第2 実施の方法

町は、次のとおり、行方不明になった者の搜索及び遺体の収容・処理、埋葬等を実施する。

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象者

行方不明の状態で、周囲の状況から既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の実施

俱知安警察署、羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署及び消防団、地域住民の協力を得て、速やかに搜索を実施する。

また、状況に応じて、自衛隊の派遣要請を道に対し依頼する。

2 遺体の収容・処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

(2) 処理の範囲

① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

② 遺体の一時保存（町）

③ 検案

④ 死体見分（警察官）

(3) 安置場所の確保

遺体安置場所の確保については、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努める。

(4) 遺体の収容・処理の実施

① 遺体を発見した場合は、直ちに俱知安警察署に届出を行い、医師による検案及び警察官による検視を受ける。

② 遺体の身元識別のため、又は死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、寺院に協力要請を行い、遺体安置所を確保し、関係機関に周知する。

③ 搬送車両、柩、ドライアイス等は葬祭業者等に手配を要請し、不足を生じたときは道に対しあっせんを依頼する。

④ 身元の判明した遺体については遺族、親族に引き渡す。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

① 遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

② 火葬する場合は、霊柩車により遺体を安置場所から搬送し、ニセコ町火葬場で火葬する。

③ 死亡者が多数のため、火葬場で火葬に付すことができない場合は、広域圏の他の市町村の火葬場の使用を要請するか、共同墓地を使用し仮埋葬する。仮埋葬をした場合は、早期に火葬に付す。

4 身元不明者・行方不明者に対する措置

(1) 行方不明者については、消防団、俱知安警察署その他機関の協力を得て搜索を実施する。

(2) 身元不明の遺体は俱知安警察署に連絡し、その他関係機関と連携して身元判明のための調

査にあたる。身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し遺留品を保存する。

- (3) 身元不明の遺体又は遺族等が遺体確認のできない遺体については、災害発生の日から 10 日以内に、検視、検索、遺体の洗浄、縫合、消毒等を倶知安警察署と医師の協力により行い、火葬に付す。遺骨は一時保管を寺院に依頼し、家族・縁故者等がわかり次第引き継ぐ。

1 年以内に引取人が判明しないときは、身元不明遺体として町の定める場所に埋葬する。

5 広域火葬の調整等

大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

第 3 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第 28 節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 北海道

- (1) 後志総合振興局は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行う。
- (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。

2 ニセコ町

被災地における逸走犬等の管理を行う。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施する。

第 2 家庭動物等の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講じるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第 3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第 29 節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第 1 実施責任

1 ニセコ町

被災農家の家畜飼料等の確保に努める。

なお、町単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め、実施する。

2 北海道

必要に応じて農林水産省生産局に応急飼料のあつせんを要請する。

第 2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあつせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、後志総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあつせんを要請することができる。

道は必要に応じ、農林水産省畜産局に応急飼料のあつせんを要請する。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第 30 節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木の除去については、本章 第 25 節「障害物除去計画」によるものとする。

第 1 実施責任

1 北海道

- (1) 後志総合振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行う。
- (2) 道は、町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。

2 ニセコ町

- (1) 災害廃棄物の処理は、町が実施する。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求めて実施する。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施する。

第 2 廃棄物等の処理方法

1 ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分の基準

町は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 12 条第 1 項並びに第 12 条の 2 第 1 項に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。

なお、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第 86 条の 5 の規定に従い必要な措置を講ずる。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

2 ごみ処理

(1) 収集体制

町長が管理者に要請し、収集を実施する。被害が甚大で処理が困難な場合は、倶知安保健所又は後志総合振興局保健環境部に連絡し、近隣市町村等からの応援を要請する。

(2) 収集の方法

- ① 生ごみについては、防疫に留意し可能な限り早期の収集に努める。
- ② ごみの収集にあたっては、できる限り平時の分別区分による収集に努める。

3 し尿処理

(1) 計画の作成

町内及び羊蹄衛生センターの被害状況を把握し、し尿処理計画を作成する。

(2) 仮設トイレの設置

避難所等で既存のトイレが不足するときは、ニセコ町建設業協会等より仮設トイレを調達・設置する。

(3) 処理方法

- ① 被害状況を考慮し、避難所など緊急を要するものから優先的に行うが、平常のし尿収集業務も平行して行うよう委託業者に要請する。
- ② 被害が大きく町で処理不能の場合は道に連絡し、近隣市町村の応援を要請する。

4 災害廃棄物処理

(1) 計画の作成

災害廃棄物の発生量を予測し、管理者と協議の上、災害廃棄物処理計画を作成する。

(2) 処理方法

- ① 災害廃棄物はその所有する事業所、管理者が基本的に処理するが、町は必要に応じて災害廃棄物処理班を編成し、委託業者等の協力を得て実施する。
- ② 災害廃棄物は、可燃物、粗大物、埋立物にできる限り分類して、あらかじめ定めた臨時集積場へ集積する。
- ③ 分別収集された災害廃棄物は原則として、それぞれ焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分施設で処理・処分する。
- ④ 被害が甚大で町では処理が困難な場合には、倶知安保健所又は道保健環境班（部）に応援要請を行うほか、近隣市町村に対し応援要請を行う。

5 死亡獣畜（牛、馬、豚等の死骸）の処理

死亡獣畜の処理は、町長が指定する死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）に搬入し、埋去することとする。この場合、1 m以上の覆土をすることとする。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、後志総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができる。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、倶知安地域保健支所長の指導を受け臨機の措置を講ずる。
- (3) 上記(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1 m以上覆土する。

第31節 災害ボランティアとの連携計画

大規模災害時において、各種ボランティア団体等からの協力申し入れに対する受入れ及びその活動は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受け、効率的な災害応急活動の実施に努める。

第2 ボランティア団体等の受入れ

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建を援助するものがある。

町は、上記のボランティア活動の意義を踏まえ、道、社会福祉協議会及び関係団体と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れにあたっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

1 受入窓口の設置

災害時におけるボランティアの受入れは、ニセコ町社会福祉協議会において災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア団体等の受入れを行う。

- (1) 災害ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等、ボランティア活動をコーディネートする。
- (2) ボランティアコーディネーターは、ボランティアの食事、入浴、宿泊等の手配を行い、ボランティアの健康と活力の維持に努める。

2 ボランティアの派遣要請

ボランティアが不足する場合は、道及び日本赤十字社北海道支部などにボランティアの派遣を要請する。

3 活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて公共用地、建物等をボランティアの活動拠点として提供する。

4 記録と保険への加入

- (1) ボランティア活動に参加したボランティア団体等の活動を記録する。
 - ① 団体の名称、人員（個人参加の場合は個人名）
 - ② 活動の内容、期間
- (2) ボランティア保険加入手続きを行う。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

1 主な活動内容

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりである。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

2 活動終了後の報告

活動が終了したときは、次の事項を明らかにして町災害対策本部に報告するものとする。

- (1) 派遣先の活動内容等
- (2) 活動人員と期間
- (3) 活動の効果等
- (4) その他、今後の参考となる事項

第4 ボランティア活動の環境整備

町は、町内の日本赤十字社奉仕団、社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

なお、ボランティア活動を行う場合には、町が指導するボランティア保険に加入するよう努める。

第 32 節 労務供給計画

災害時における一般労働者の供給については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

第 2 労務の供給

1 供給方法

- (1) 町は、災害時において、災害の状況により必要と認めた場合は、第 2 章 第 4 節「住民組織等への協力要請」及び本章 第 6 節 第 2 の 4「地域住民及び現場にある者への従事命令」に定めるところにより、応急対策活用要員の確保を図るほか、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、岩内公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申し込みを行う。
- (2) 岩内公共職業安定所長は、労務者の求人申込みを 2 つの機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介する。

2 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、その求人を行った者が負担する。
- (2) 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第 33 節 災害救助法の適用・実施計画

救助法が適用される規模の災害時の同法に基づく適用申請及び応急救助活動は、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

救助法が適用された場合は、知事（後志総合振興局長）が救助法に基づく対策を実施する。ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第 2 救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条の規定による本町における適用基準は次のとおりである。

(1) 適用基準

- ① 町内の被害（滅失）世帯数が 30 世帯以上のとき。
- ② 道内の被害（滅失）世帯数が 2,500 世帯以上で、町内の被害世帯数が 15 世帯以上のとき。
- ③ 道内での被害（滅失）世帯数が 12,000 世帯以上で、町の被害状況が特に救助を要する状況にあると認められたとき。
- ④ 災害が隔絶した地域に発生する等、救護を著しく困難とする特別の事情があり、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- ⑤ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(2) 住家被害の判定基準

① 滅失：全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70% 以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50% 以上に達した程度のもの

② 半壊、半焼：2 世帯で滅失 1 世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20～70% のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20% 以上 50% 未満のもの

③ 床上浸水：3 世帯で滅失 1 世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯の判定

- ① 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- ② 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

第3 救助法の適用申請手続

1 ニセコ町

- (1) 町長は、本町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を後志総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに後志総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

2 北海道

- (1) 後志総合振興局長は、町長からの報告又は要請があったときは、速やかに知事に報告する。
- (2) 知事は、後志総合振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、後志総合振興局長を経由して、町に通知する。
- (3) 知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

第4 救助法による救助の種類と実施

1 救助の実施と種類

知事は、救助法に基づき、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施については、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者 ・災害発生する場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	町・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (ただし、委任したときは町)
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、もしくは被害により現に炊事をできない者	町
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被覆、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	町
医療	災害により医療の途を失った者	救護班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)

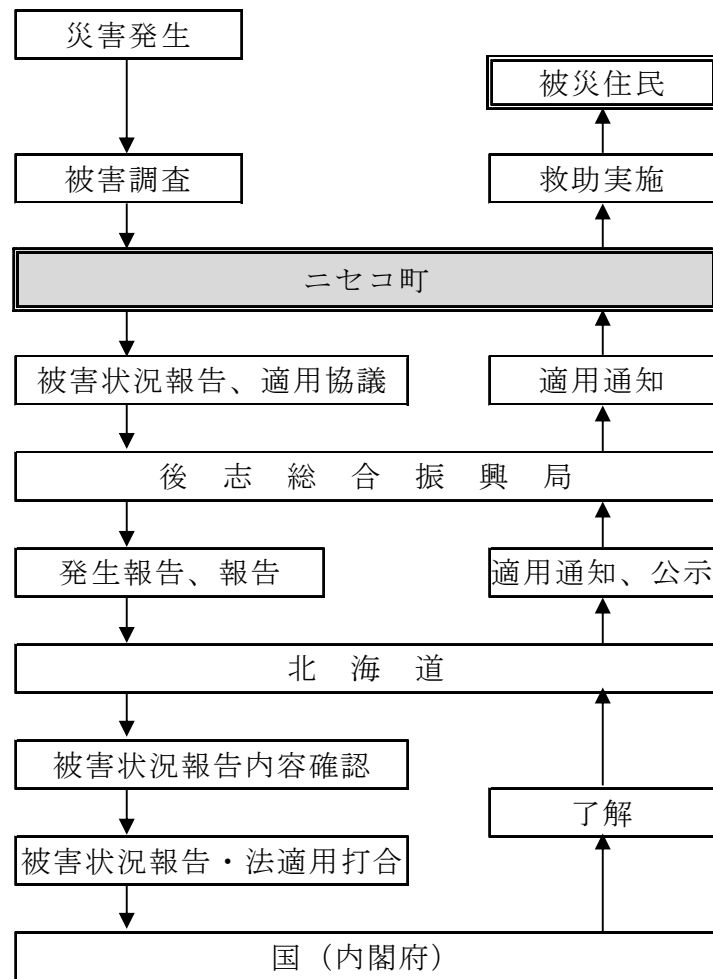
救助の種類	主な対象者	実施者区分
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以降に分べんした者であって、災害のための助産の途を失った者	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
被災者の救出	災害のために現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出する者	町
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入盗を放置すれば住家の被害が拡大するおそれのある者 など	町
学用品の給与	災害により住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障ある小学校児童、中学生徒及び高等学校生徒(幼稚園児、専門学生、大学生等は対象外)	町
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	町
遺体の搜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡しているとすいてされる者を搜索する。	町
遺体の処理	災害の際死亡した者に、したいに関する処理(埋葬を除く)をする。	町・日赤道支部
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない物	町

2 救助の程度、方法及び機関

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助法による救助のフロー図



第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第 34 節 義援物資の受入れ・配分計画

被災者に対し全国から送られる義援物資についての受入れ・配分は、本計画の定めるところによる。

第 1 義援物資の受入れ及び配分

町は、必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

1 義援物資受入れの公表

義援物資の受入れについて、一般への情報公開が必要と認められる場合は、町ホームページのほか、道、日本赤十字社北海道支部及び報道機関等を通じて、次の事項を公表する。

- (1) 送付先
- (2) 受入れを希望する物資及び希望しない物資のリスト
- (3) 募集期間

2 義援物資の受入れ・保管

- (1) 義援物資の受入窓口（町、町社会福祉協議会、日赤ニセコ町分区赤十字奉仕団）を開設し、受付の記録及び保管は、町長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うこととする。
- (2) 受入要員を確保する。
- (3) 輸送、保管に適した義援物資は、あらかじめ定めておいた一時保管場所に保管する。
- (4) 郵便小包により、義援物資が集中した場合には、あらかじめ町と郵便局とが協定を締結し、郵便局での保管・整理を要請する。

3 配分

義援物資は、町の調達物資、応援要請物資等と調整し、効果的な配分を行う。配分に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

第 35 節 雪害応急対策計画

異常降雪、吹雪等による災害に対処するため、迅速かつ的確な除雪体制を確立し、道路交通の確保及び消防対策並びに雪害の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第 1 基本事項

異常降雪による交通の途絶、着氷による送電線及び電話線の断線など、住民の生活に支障をきたす雪害を予防するため、都市建設課は異常降雪等に備えた除雪体制の整備に努めるとともに、小樽開発建設部俱知安道路事務所及び小樽建設管理部真狩・蘭越出張所等の関係機関と協力して雪害に関する情報交換や連絡体制を事前に確立し、雪崩等の災害時は、山間部の道路箇所については、パトロール体制の強化はもとより雪崩発生監視装置などの災害防止対策を検討するものとする。

第 2 雪害応急対策

1 雪害対策の体制

(1) 組織

町長は異常降雪、吹雪等により雪害が予想される場合、又は雪害が発生した場合、関係機関と緊密な連絡をとり、区域内の降雪及び積雪の状況を的確に把握し、必要な措置を講ずる。

(2) 通信連絡体制

雪害による電話線の切断を考慮し、本章 第 3 節「災害通信計画」により、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等をもって適切な通信体制を確保する。

(3) 広報活動

あらゆる広報媒体（テレビ、ラジオ、コミュニティ FM（防災ラジオ）、インターネット、携帯電話、役場広報車又は消防車両）を利用して迅速かつ的確に、次の項目について必要な広報を行う。

- ① 雪害情報（孤立区域、雪崩発生区域等）
- ② 避難場所等について（避難場所の位置、連絡等）
- ③ 交通通信情報（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込み日時、道路交通状況、通話可能区域等）
- ④ 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- ⑤ 電気等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況等）
- ⑥ 医療及び助産救助所の開設状況
- ⑦ 食料の供給状況（供給日時、場所、数量、対象者等）

(4) 被害状況の調査活動

雪害による災害時、災害対策本部総務班は各担当部署における被害調査を得て、被害状況の全体を把握する。

2 町道の交通確保

(1) 除雪の実施

災害対策本部建設班長は、町道の幹線及び支線の除雪、積雪状況を把握し、降・積雪量、住宅状況、交通量等を勘案して、除雪回数を決定し、除雪委託業者に指示をし、速やかに除雪体制を実施して道路交通を確保する。

なお、降雪時の火災やその他災害時に備え、除雪路線の緊急順位を次のように定める。

- ① 防火水槽、消火栓等に通ずる道路
 - ② 公共施設に通ずる道路
 - ③ バス路線及び通学路に指定された道路
 - ④ 交通量の多い道路
- (2) 除雪等延長（平成 30 年 3 月 31 日現在）
- ① 町道延長 176,536m
 - ② 除雪・排雪延長
 - 除雪延長 117,988m
 - 排雪延長 10,410m

3 積雪時における消防対策

異常降雪及び吹雪等のため、消防車両の通行が停止し、又は停止するおそれがある場合には次の対策を講ずることとする。

(1) 除雪車の緊急出動

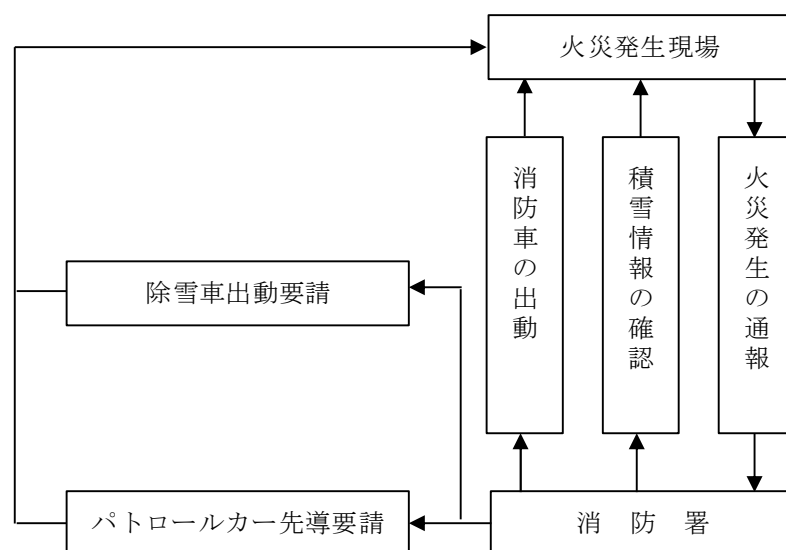
① 積雪状況の確認

火災発生の通報を受理した場合には積雪の状況を聴取するか、若しくは消防署の判断により、除雪車の出動が必要か否かを直ちに決定するものとする。

② 除雪車出動の要請

除雪車の出動が必要と判断した場合の要請方法は次による。

除雪車出動の要請方法



4 雪崩対策

(1) 各道路管理者は、気象情報とパトロール等により常に的確な積雪状況を把握し、雪崩が発生した場合には、二次災害の防止に努めながら、直ちに次の必要な措置をとる。

① 情報の収集（発生箇所、被害状況の把握等）

② 救助・救急活動（町、消防署ニセコ支署、消防団、倶知安警察署、陸上自衛隊、病院等の連携による。）

③ 迂回路等の決定（関係機関との連絡・調整による。）

④ 応急復旧工事 （ 同 ）

(2) 山岳及びスキー場等に雪崩が発生した場合には、登山・スキー場関係者の協力を得て二次災害の防止に努めながら、直ちに次の必要な措置をとる。

① 情報の収集（発生箇所、被害状況の把握）

② 救助・救急活動（町、近隣町村、登山・スキー関係者、倶知安警察署、陸上自衛隊、後志遭難対策連絡協議会、病院等の連携による。）

5 雪下ろし作業等の励行

町は、積雪量が著しく住家及び建造物に被害をもたらすおそれがあるときは、住民に対し屋根の雪下ろし作業の励行を促し、道路の一斉除排雪を行う。

なお、ひとり暮らしの老人世帯等要援護世帯の雪下ろしについては、地域住民の協力のもとに、除雪対策の確立に努める。

6 雪捨て場の設定

雪捨て場の設定にあたっては、交通障害及び融雪時の溢水災害などが生じないよう十分に配慮して行う。

第5章 地震災害対策計画

地震災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模な地震災害時には広範囲に甚大な被害が及ぶことが想定される。

このため町は、地震災害による被害の拡大を防止するため、防災関係機関と相互に協力して地震防災対策を推進する。

また、住民及び民間事業者は、平常時から災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1節 地震災害予防計画

地震による災害の発生及び被害拡大の防止を図るための予防対策については、本計画の定めるところによる。

なお、本節に定めのない事項については、第3章「災害予防計画」に定めるところによる。

第1 住民の心構え

住民は、北海道地方で過去に発生した地震災害や、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時においては、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、地震発生時においては、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ① 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- ② がけ崩れに注意する。
- ③ 建物の補強、家具の固定をする。
- ④ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- ⑤ 飲料水や消火器の用意をする。
- ⑥ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- ⑦ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ⑧ 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- ⑨ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 地震発生時の心得

- ① まずわが身の安全を図る。
- ② 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ③ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- ④ 火が出たらまず消火する。
- ⑤ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- ⑥ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- ⑦ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- ⑧ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。

- ⑨ みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- ⑩ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ⑪ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

- (1) 平常時の心得
 - ① 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
 - ② 消防計画により避難訓練を実施すること。
 - ③ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
 - ④ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
 - ⑤ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (2) 地震発生時の心得
 - ① まずわが身の安全を図る。
 - ② 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
 - ③ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
 - ④ 職場の消防計画に基づき行動すること。
 - ⑤ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
 - ⑥ 正確な情報を入手すること。
 - ⑦ 近くの職場同士で協力し合うこと。
 - ⑧ エレベーターの使用は避けること。
 - ⑨ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

- (1) 走行中のとき。
 - ① 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
 - ② 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
 - ③ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - ④ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - ⑤ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車

しないこと。

(2) 避難するとき。

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第2 地震に強いまちづくりの推進

町は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

1 安全な市街地づくり

町は、建物の耐震化・不燃化を促進するとともに、火災の発生・延焼を防ぎ、避難を容易にするため、建物と建物の間隔や道路・公園の公共空間などについて、地震や二次災害による被害を拡大させないゆとりのあるまちづくりを進める。

(1) 市街地の不燃化・耐震性の促進

特に不特定多数の人が利用する建築物については、建築基準法及び防火適合表示制度に基づき、耐震化・不燃化の指導を強化する。

(2) 防災空間づくり

① 防災空間として避難場所、延焼防止等の機能を果たす身近な公園・緑地・広場の計画的な整備を進める。

② 災害時の緊急車両等の通行を可能にし、また、避難路、防火帯としての機能をもつ道路の幅員の拡幅と、住民の協力による道路沿いの建築物の前面空間の確保等による沿道空間のゆとりの確保を図る。

2 建築物等の安全化

(1) 公共・公益施設の予防対策

町は、災害の際の避難先や応急対策、復旧・復興活動の中心拠点となる役場庁舎や地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点となる消防庁舎は、災害時の機能を適切に発揮するため十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備するとともに不特定多数の人が利用する施設等、他の公共・公益施設についても耐震性を高める。

① 耐震診断の実施と防災改修の促進

耐震診断のマニュアル配付、1981年（昭和56年）の建築基準法による新耐震基準以前に建てられた建物を中心に耐震診断の実施、防災改修融資の活用等による防災改修の促進に努める。

② 防火・消防施設、避難器具・施設の整備

建築基準法、消防法等に基づく防火・消防施設の整備、避難器具・施設の整備を進める。

③ 防火管理者の設置と防火管理体制の充実

公共・公益各施設において、防火管理者を設置し、さらに防火管理体制の充実を図る。

(2) 一般住宅の予防対策

町は、危険住宅の補強や新築・建替にあたっての地震に強い家づくり等により、住宅の倒壊を防ぐとともに、家具の転倒防止策により屋内での安全性の確保を行う。

① 簡易耐震診断（自己診断）の実施

役場職員による率先実施等により、耐震性の有無の診断を行う。

② 危険住宅の補強の促進

パンフレット・マニュアル等による補強方法・補強例の紹介、相談体制の整備、融資・補助の検討等を進める。

③ 新築・建て替えにあたっての地震に強い家づくり

耐震住宅新築の相談体制を整備するとともに、割増融資制度の活用等により、耐火性、耐震性のある家づくりを促進する。

④ 家具の転倒防止策の促進

地震時の家具の転倒、移動による被害を防止するため、固定金具の取付、ガラス飛散防止フィルム、両開き扉の固定方法、建物一体型のつくり付け収納家具の普及等を広報紙や学校での防災教育等により、啓発・普及を図る。

⑤ 高い家具等のない安全な部屋での就寝の促進

就寝時の地震での室内の家具の転倒による被害を防ぐため、広報紙等による啓発、学校での防災教育等により、啓蒙・普及を図る。

⑥ 地震火災の防止

地震被害の軽減を図るためには、火災を最小限に抑えることが重要であり、消火器等の設置、耐火建築物・防火建築物の建築等をパンフレット等により啓発するとともに、学校・地区・職場における防火訓練を通じて出火防止、初期消火等に関する知識・技術の普及を図る。

(3) 倒壊物・落下物の防止

町は、地震による建築物における天井の脱落やブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊、建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等の落下を防止するため、実態調査等により現状把握を行い、補強・改修等の予防対策を講ずる。

① ブロック塀等の調査の実施

ブロック塀や道路標識、電柱、広告物、自動販売機、窓ガラス等の倒壊・落下による被害を防止するため、特に通学路・避難路等での調査を行い、危険箇所の地図化等により、所有者・管理者の注意喚起を促進する。

② 危険なブロック塀等の改修・生け垣化の促進

パンフレット等による啓発、建築指導の強化、生け垣化の促進を行う。

③ 建物の天井、外壁や広告物等の落下防止対策の促進

パンフレット等による啓発、防災改修融資の活用促進を図る。

(4) 文化財の保護

町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

(5) 被災建築物の安全対策

町は、道と連携のもと、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。また、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

3 道路施設の安全化

全町的な災害時の主要な救援・避難道路となる国道5号、一般道道ニセコ停車場線、主要道道岩内洞爺線等について、事前の予防措置を講ずることが重要である。

町は、基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(1) 道路

① 国道・道道

（国道5号、主要道道岩内洞爺線、主要道道豊浦ニセコ線、主要道道倶知安ニセコ線、一般

道道蘭越ニセコ倶知安線、一般道道ニセコ停車場線、一般道道三ノ原ニセコ線、一般道道峠宮田線、一般道道新富神里線）の管理責任者である国及び道に対して予防対策の強化を促進する。

② 町道

耐震点検調査を実施し、亀裂・陥没・沈下・隆起・液状化・がけ崩れ等の予想される危険箇所については、必要な対策を講ずる。特に、役場、医院、避難所、ヘリポート等を結ぶ町道を緊急輸送道路として指定し、整備を図る。

③ 交通規制用資材、通行障害物除去・道路修繕用資機材の把握

ニセコ駐在所、建設業者等と連携し、交通規制用資材や通行障害物除去・道路修繕用資機材の数量・配置場所等を常時把握しておくよう努める。

(2) 橋梁

耐震点検調査を実施し、その結果に基づいた必要な補修、架け替え等の対策工事を推進する。新たに橋梁を建設する場合は、「橋、高架の道路等の技術基準」（道路端示方書）に基づき、耐震橋梁を建設する。

4 河川及び河川施設関連とダムの安全化

(1) 河川及び河川関連施設

町は、洪水や地震等の災害に対する堤防等の河川管理施設の点検と安全性の向上のための河川整備について、尻別川水系の本流尻別川と支流となる真狩川、昆布川、名無川、ルベシベ川、ニセコアンベツ川については国及び道に要請するとともに、カシュンベツ川等の普通河川については町が実施する。

(2) ダム

町は、ダムの維持管理について、国に要請する。

5 通信機能の強化

町は、主要な通信施設等の整備にあたって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

6 ライフラインの予防対策

(1) 鉄道施設

北海道旅客鉄道株式会社は、鉄道施設の被害を最小限にとどめられるよう、災害予防対策の推進と初動体制の徹底に努める。また、町（災害対策本部）との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。

(2) 電力施設

北海道電力株式会社は、災害時の漏電や通電による火災の発生防止、早期復旧に向けて、供給施設の耐震化、安全設備の整備、住民への安全対策の周知徹底、復旧用資機材の確保、定期的な防災訓練の実施、非常体制の徹底等の予防対策を推進する。また、町（災害対策本部）との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。

(3) LPガス

震度5弱以上の地震災害時に自動的にガスを遮断するSメーターへの取り替え作業、ガスボンベが転倒しないよう、高圧ホース（100 kg以上の力が加わっても切れない）への切替えを進めるとともに、地震時に利用者がとるべき緊急措置等の指導・啓発、緊急時の体制整備等の予防対策を推進する。また、町（災害対策本部）との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。

(4) 上水道

簡易水道と飲料水供給施設により、給水を行っているが、老朽化が進んでいる主要施設の耐震性の強化、石綿セメント管の布設替え時の耐震性機材の採用、応急給水に必要なタンク車等資機材の確保、復旧資材の備蓄、水道管路図等の整備、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備等の予防対策を進める。

(5) 下水処理施設

集落用排水路、集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、仮設トイレの調達方法・設置場所等について検討しておく。

(6) 電話

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、建物・鉄塔、端末機器等の耐震対策、電気通信設備の停電対策、設備監視対策、危機管理・復旧体制の強化、特設公衆電話の設置体制の整備等により、災害時の通信の確保を図る。

(7) その他

町は、国、道及び防災関係機関と連携して次の取組を推進し、ライフライン施設等の機能の確保に努める。

- ① 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- ② 自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
- ③ 廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

7 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

8 液状化対策等

町及び公共施設等の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

なお、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池については、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

9 危険物施設等の安全確保

町は、第8章 第3節「危険物等災害対策計画」に定めるところのほか、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

10 災害応急対策等への備え

町は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うものとし、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

11 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、道が定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、その整備を重点的・計画的に進める。

第3 地震に関する防災知識の普及啓発

町は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及啓発にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

1 防災知識の普及啓発

(1) 職員に対して地震に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及啓発の徹底を図る。

(2) 住民に対し、次により防災知識の普及啓発を図る。

① 啓発内容

- ア 地震に対する心得
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ ビル街、百貨店、地下街等への外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

② 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
- イ インターネット、SNSの利用
- ウ 広報紙、広報車両の利用
- エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- オ パンフレットの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

(3) 町は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努める。

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

(1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

(2) 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する

研修機会の充実等に努める。

- (3) 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

3 普及啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4 防災訓練計画

町は、地震災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとし、具体的な計画については、第3章 第2節「防災訓練計画」を準用する。

第5 火災予防計画

町及び羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署は、地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、相互に連携して地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備を図る。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、羊蹄山ろく消防組合火災予防条例（昭和48年羊蹄山ろく消防組合条例第20号）に基づく火気の手扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、デパート、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 地震火災対策計画の策定

町及び羊蹄山ろく消防組合は、大地震時における火災防御活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を策定する。

この場合、その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 消防職員等の確保

大規模地震災害時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震災害時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第6 土砂災害予防対策

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想される。

土砂災害予防対策については、第3章 第15節「土砂災害予防計画」に定めるところによるものとするが、地震による地盤の緩みの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、町は、道等と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山えん堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図る。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止を推進する。

第7 観光客の安全確保

町は、通年し、本町を訪れている観光客の安全を確保するとともに、速やかに帰宅できるよう情報連絡・避難体制の充実と帰宅交通手段等の確保を図る。

1 災害時の情報伝達・避難・救援方法の確立

観光客に対する災害時の情報伝達、救援の方法について、宿泊施設、スキー場等の観光施設、関連機関と検討を進める。

2 帰宅手段の確保

災害発生後、できるだけ速やかに観光客が帰宅できるよう、交通手段について検討を進める。

3 観光関連施設と町との連携協力

町（商工観光課）は、観光関連施設管理者に対し、積極的に施設防災体制・対策の現状把握と対策の徹底を図るよう呼びかけるとともに、防災対策についての情報を共有していくこととする。

第2節 地震災害応急対策計画

地震災害時に、早期に初動体制を確立して、その被害の拡大を防御し、軽減を図るため、町及び防災関係機関が相互に連携、連絡、協力して行う災害応急対策は、本計画に定めるところによる。

なお、本節に定めのない事項については、第4章「災害応急対策計画」に定めるところによる。

第1 応急活動体制

1 各段階に対応した取組

大きな地震による災害時の応急活動には時間を追った段階があり、下図の各段階を一応の目安として、その時々に必要な課題を的確に把握し、集中した取組を進める必要がある。

少ない人員で最大限の効果をあげられるよう、刻々と変化する状況に合わせて各責任者は順次組織体制の組み替えを行い、柔軟に対応する。

各段階に対応した戦略的な課題

	時 間	区 分	戦略的課題			組 織
				対策本部(町)	地区・事業所	
初 動 期	発生	即時 対応	被害把握 救助方針 二次災害防止	情報収集→救助方針 救援要請	被害把握 初期消火 一時避難 救助	災 害 対 策 本 部
	30分		救助・救命	救助チーム派遣 搬送体制の整備 救命体制の整備	救助・救急・救命 ―被災地区救援―	
	3時間	緊急 対応	避難誘導 応急修理方針 緊急輸送路確保	避難方針・広報 応急修理方針 緊急輸送路応急修理	2次避難 避難所開設・整備 二次災害の防止	
	1日		道路の応急修理 避難所の整備 救援隊受入れ	幹線道路応急修理 救援隊受入れ	避難所整備（高機能化・ 維持体制）	
	3日	応急 対応		道路等の応急修理 情報網の整備 清掃・障害物除去 被害調査 復旧計画	清掃、ガレキの撤去 地区復旧計画	
	1週間	復旧 対応	復旧工事	復旧工事 仮設住宅	仮設住宅整備（個人）	
	1か月		復興計画	復旧工事 仮設住宅復興計画	住宅建設（個人）	
	6か月		復興工事	復興工事	住宅建設（個人）	

2 大地震発生の場合の初動活動の基本方針

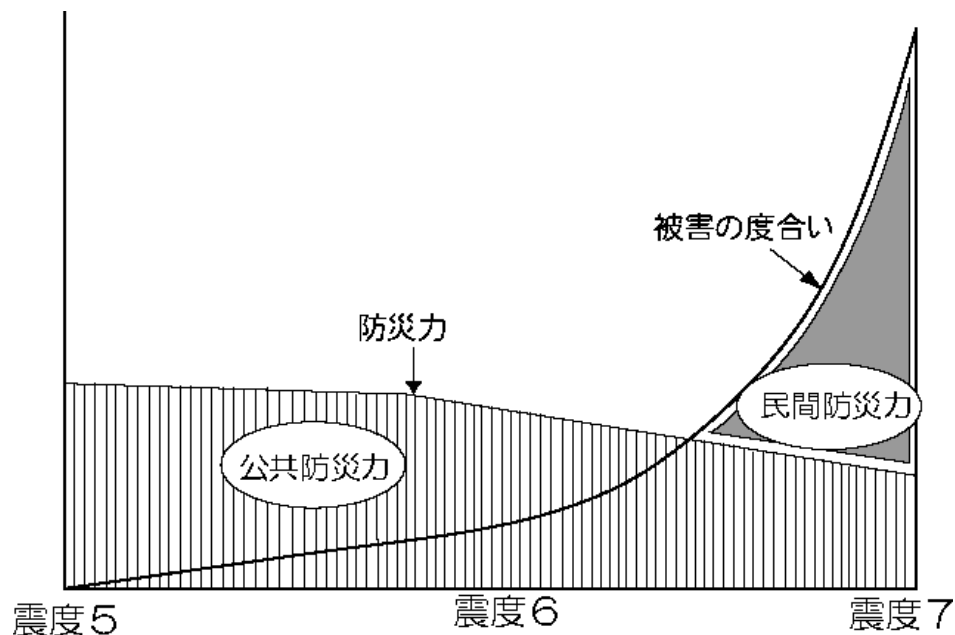
大地震発生の場合は次のことを基本として活動する。

- (1) 広域的に同時被害を受け、最悪 24 時間以内は町外からの救援がないことを想定し、住民の協力による自主救援体制で避難・救援活動を行う。
- (2) 出火 0 をめざし、各地区の住民と協力し、直ちに初期消火を行う。
- (3) 消火後、消防団、地区住民の自主防災組織を中心に 2 時間以内に倒壊家屋等から被災者を救助し、3 時間以内に病院で手当てが受けられるようにする。
- (4) 各地区の被害情報を速やかに収集し、被害の大きい地区へ町をあげて救助活動を集中する。
- (5) 国及び道等、町内外の関係機関（医療機関、電気・通信会社、建設会社、薬局・食料品店、J A 等）と情報交換を行い、協力体制を整える。

3 町と住民との役割分担

地震発生直後の救援体制は、震度の大きさと被害規模によって大きく異なる。被害が軽微であれば、通常の消防団、警察、町職員等に対応可能であるが、被害が極めて大きい場合は、消防団、町職員にも被害が及んでおり、住民自身による初期活動が決定的に重要になるため、それぞれの役割分担を十分に認識して行動する。

【被害が大きいほど初動期には住民の自主防災力が重要】



【災害の大きさにより住民の役割の大きさは変わる】

災害の規模・種類	住民	町
中小災害	◇関係事業所(土木等) ◇医療関係	◇役場 ◇消防署ニセコ支署 ◇倶知安警察署・駐在所 ◇ニセコ消防団
大災害 震度 6 以上 原子力事故等	◇自主防災組織 ・ 地区 ・ 団体 ・ 事業所 ・ ボランティア	◇役場 ◇消防署ニセコ支署 ◇倶知安警察署・駐在所 ◇ニセコ消防団

町と住民の役割分担する活動内容

住民－自主防災組織の活動	町の活動
◇一時避難 ◇救助・救出・救急活動 ◇初期消火活動 ◇二次避難・誘導 ◇被害状況の把握と通報	◇災害対策本部の開設 ◇救助・救出・救急活動 ◇消火活動 ◇救助用資機材の確保 ◇避難所の開設 ◇被害状況の把握 ◇応援派遣要請
主として町が関係機関と協力して行う主な活動	
◇被害情報のまとめと救助・救援方針、応急対策方針の確立 ◇消防団、広域消防による消火活動 ◇救命体制の整備（医療体制の整備、病院への搬送・転送体制の確立） ◇避難所の整備（冷暖房、トイレ、風呂等） ◇保育・教育体制の整備（避難誘導、施設の安全点検） ◇要配慮者避難対策の推進（避難誘導、避難所等での対応） ◇被災者への支給体制の確保（飲料水、食料、食料品、炊き出し体制、生理用品等） ◇義援金品、忌慰金等の集積・管理・配分 ◇ライフラインの緊急維持・応急復旧活動（道路、上水道、電気、ガス、通信等） ◇緊急輸送の確保（交通規制、迂回交通路の表示・誘導、ヘリコプターの要請等） ◇災害警備体制（警察） ◇被災地の環境整備（障害物の除去、ごみ、し尿収集・処理、防疫等） ◇道・自衛隊・ボランティア等への応援要請と受入体制の整備（救助、宿舎・食料確保、ボランティア保険への加入等）	

4 配備体制

町は、震度4以上の地震災害時、震度に応じて警戒配備（1号配備）から非常配備（3号配備）までの防災体制をとり、災害応急対策を実施する。

また、震度5弱以上のほか、地震被害が発生又は発生が予想され、町長が必要と認めたときに、災害対策本部を開設する。

災害対策本部の設置、本部員会議、各部班の所掌事務等については、第2章 第2節「災害対策本部」の定めるところによる。

なお、夜間、休日等の閉庁時に地震災害時において、迅速な初動活動がとれるよう連絡体制を整備するものとし、その中には通信の途絶等により職員との連絡がとれない場合を想定した自主参集などについて定めておくものとする。

震度等災害の大きさに応じた防災体制

	震度4	震度5弱又は5強	震度6弱以上
配備体制	警戒配備 1号配備	特別警戒配備 2号配備 *職員は自主参集する。	非常配備 3号配備 *担当職員はあらゆる努力をして所属部署に参集するよう努める。
		(必要に応じて) 災害対策本部設置	災害対策本部設置

閉庁時の初動活動の内容

- ① 玄関等の鍵開け、庁内被害状況の確認、本部設置場所の確認
- ② 地震情報の収集と記録(道、テレビ、ラジオ報道等)
- ③ 地震発生 of 広報(時間、震源、震度)
- ④ 職員、消防団員・自主防災組織の招集
- ⑤ 住民への初期消火、救助の徹底呼びかけ

第2 地震に関する情報の収集・伝達

町は、第2章 第5節「気象等に関する情報の収集・伝達計画」の定めるところにより、地震に関する情報並びに異常現象発見者の通報を迅速に収集するとともに、伝達を受けた緊急地震速報等を、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、関係機関、住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

第3 災害情報等の収集・伝達

地震災害時における災害情報等の収集・伝達については、第4章 第2節「災害情報等の収集・伝達計画」及び第4章 第3節「災害通信計画」の定めるところによるほか、次のとおり実施する。

1 災害情報等の収集・処理

(1) 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

ア 町は、防災関係機関が有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地において、迅速かつ正確に情報の収集・連絡を行うため、その通信手段の多重化・多様化に努める。

なお、町から道へ被災状況の報告ができない場合等は、道が被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握することとしており、町は、これら派遣職員の受入れに留意する。

イ 町は、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

ウ 町は、放送事業者、通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集に努める。また、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

(2) 災害情報等の収集

① 各地区の状況把握

ア 勤務時間内

消防団、自主防災組織等、住民からの通報等により、できる限り情報を収集し、災害対策本部に報告する。

イ 勤務時間外

(ア) 日直者及び担当職員は、通報等による被害情報等を収集し、災害対策本部に引き継ぐ。

(イ) 登庁する職員は途中の被害状況を把握し本部に報告する。

② 分野別の情報把握

災害対策本部の各班は、それぞれ担当する部門の被害状況の把握を、直接職員を派遣し、あるいは防災関係機関等の協力を得て行う。

③ 防災関係機関等からの情報収集

ア 防災協定を結び、地区の住民の事情に詳しい郵便局、町内の道路に詳しいハイヤー会社等から、被害情報の収集を図る。

イ 防災関係機関のうち、道へ直接報告をあげる機関については、道を通して情報収集を行う。

④ 応援の要請

被害が甚大なため町において被害状況等の収集及び調査ができないときは、後志総合振興局長に応援を求める。

2 災害情報等の内容及び通報の時期

(1) 町は、本町の地域において地震が発生し、震度５弱以上を記録した場合、被災状況を後志総合振興局を通じて道に報告する（ただし、震度５強以上を記録した場合、第１報を道及び国（消防庁経由）に、原則として３０分以内で可能な限り早く報告する。）。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第１報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

(2) 町は、１１９番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

(3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても迅速に当該情報を道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第4 災害広報・情報提供

地震災害時における災害広報・情報提供については、第4章 第4節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次のとおり実施する。

1 大地震発生の場合の災害情報の収集・広報

時系列にみると、大地震発生時の災害情報の収集・広報はおおむね次のとおりである。

大地震発生の場合の災害情報の収集・広報

	収集事項	住民等への広報事項
初動期	◎人的被害 ◎災害状況 ・住家被害状況 ・住民避難状況（避難者名簿等） ・要配慮者の避難状況 ・医療機関被害状況 ・主要道路・橋梁被害状況	・地震の規模、余震の見通し ・救助・消火活動への参加 ・避難指示 ・医療救護
応急対応	・ライフライン施設被害状況 ・近隣市町村の被害状況 ・非住家被害状況 ・公共施設被害状況 ・都市施設被害状況 ・農林商工業被害状況	・遺体安置
復旧・復興対応	・被害状況のまとめ、報告	・住民の安否（被災者） ・ライフライン等の復旧の見通し ・食料・飲料水の入手方法 ・自宅の安全性点検 ・道や町等の復旧活動の状況 ・食料品・飲料水・生活物資の配布予定 ・開店している店や金融機関 ・鉄道や道路の開通状況、渋滞状況 ・入浴サービス ・仮設住宅 ・住宅修繕・再建

2 町民への広報

(1) 災害発生前

町は、予想される災害の規模、動向等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、報道機関に依頼して広報を行うほか、広報車等を利用して広報活動を行う。

(2) 災害発生後

町は、震度5弱以上の地震が発生した場合、その他の人命や財産に関わる災害が発生した場合及び道路封鎖等が生じた場合には、広報車等により広報する。

なお、勤務時間外に災害が発生した場合には、日直者又は災害対策本部総務班の情報・広報係が行う。

広報の実施にあたっては、被害の程度及び推移、避難準備及び避難、救助活動の指示、応急措置の状況等が確実に行き渡るよう、また人心の安定と激励を含め、沈着な行動をとるよう広報する。

震度5弱以上の地震の場合、放送する内容は、次のとおりである。

- ① 地震発生時刻、場所、最大震度、本町の震度
- ② 住民への消火等の注意事項（震度に対応して行う。）
- ③ 職員、消防団員、自主防災組織の招集（震度6弱以上の場合）
- (3) 広報資料の作成

災害対策本部総務班（総務課）は、災害対策本部各班（課）から災害状況及び応急措置の実施状況等の資料を取りまとめるほか、必要に応じて関係機関その他各種団体、施設等に対し情報の提供を求め、広報資料を作成し、災害対策本部長（町長）の承認を得て広報活動を行う。

広報事項は、おおむね次のとおりとする。

- ① 災害の種別・予報・発生状況、被害状況の概要（人身被害、建物損壊等）
- ② 二次災害の防止に関する情報（家庭での防災対策、避難所・経路・方法等）
- ③ 住民、被災者に対する協力要請（救助救援活動、資材提供等）
- ④ 医療機関等の活動情報
- ⑤ 救助活動に要する情報（避難所、交通、通信等）
- ⑥ ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報（電話、電気、水道、道路、鉄道等）
- ⑦ 交通規制情報
- ⑧ 生活関連情報復旧見込み（電気、水道、食料、生活必需品等の供給状況、復旧見込み）
- ⑨ その他必要な事項
- (4) テレビ、ラジオの利用

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合で、かつ特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、あらかじめ定めた手続きにより、道知事を通じて日本放送協会札幌放送局及び民間放送機関に対し、広報事項の放送（緊急警報放送を含む。）を依頼する。

- (5) 職員の派遣等による広報

広報車の活動不能な地域、又は特に必要と認められる地域に対しては、職員を派遣しハンドマイク、掲示板等への掲示、広報ニュース発行等により広報を行う。

第5 避難対策

大地震発生の場合、住民は、町等からの避難の指示を待つことなく、速やかに避難場所等へ避難し、自らの安全を確保するよう努める。災害規模が大きく、長期避難になる場合は、避難所に移る。また、避難にあたっては、傷病者、障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮する。

地震災害時における避難対策については、第4章 第5節「避難対策計画」の定めるところによるほか、次のとおり実施する。

1 避難所

- (1) 指定緊急避難場所

地震発生直後、住民が即座に避難できる、最も近くの公園や運動場などの避難場所である。

被害が大きい場合、避難生活が長期にわたる場合は、指定避難所に移動する。

- (2) 指定避難所

避難生活をできる設備のある規模の大きな避難所で、長期にわたる避難生活はここで行う。

2 大地震の場合の避難の開始

- (1) 自発的な避難

住民は、地震の場合は、避難の指示を待つことなく、自発的に避難を行う。

(2) 避難所の開設

- ① 施設管理者又は地区長は直ちに一時避難場所と二次避難所を開設する。
- ② 避難所を開設している時間がない場合は、町による開設を待たずに避難所に立ち入り、安全を確保する。ただし、避難所内の危険な場所には立ち入らない。

(3) 住民の避難対策

- ① 避難の指示を待たずに速やかに安全な場所に避難する。
- ② 避難するときは、ガスの元栓・電気のブレーカーを閉じる。
- ③ 携帯品は必要最小限度とする。
- ④ 隣近所の要配慮者に声をかけ、取り残されることがないように配慮する。
- ⑤ 避難所へは徒歩で行く。

(4) 自主防災組織の避難対策

- ① 要配慮者の避難を優先して行い、要配慮者が居宅に取り残されることがないように配慮する。
- ② 災害の状況に応じて、二次避難所に移動するかどうか決定する。決定後、災害対策本部に連絡する。
- ③ 災害対策本部及び羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署は倶知安警察と連携して、避難路及び避難所の周知を広報車あるいは携帯マイク、メガホン等を利用して行う。
- ④ 避難終了後、羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署、警察等はパトロールを行い、立退きに遅れた者等の有無を確認し、救出する。
- ⑤ 避難指示等に従わない者については、説得し緊急避難させる。説得に応じない場合で、人命救助のために必要があるときは、警察官の措置を要請する。

避難にあたっての注意

発生時間	発生時間別の応急対応
夜間	① 家族単位で避難する。 ② 暗くて危険なので、より安全な避難路により避難する。
平日昼間	① 隣近所単位で避難する。 ② 幼児センター、学校、高齢者福祉施設等へ出掛けている子どもや高齢者は、安全が確認されるまで、施設で保護する。 ③ 外出中の家族へ、避難所等を記入した連絡票を玄関に貼る。
休日昼間	① 家族単位で避難する。 ② 外出中の家族へ、避難所等を記入した連絡票を玄関に貼る。

要配慮者等への配慮

ア	担当職員、ホームヘルパー、民生委員等による実態調査の実施
イ	特別養護老人ホーム・ニセコハイツを要配慮者の福祉避難所として指定
ウ	専門的な介護を要する要配慮者の一時入所措置
エ	避難者の障害や身体状況に応じて、保健師・ホームヘルパー等の派遣
オ	高齢者、障害者、乳幼児等、身体状況を配慮した食料品等の支給

第6 二次災害防止活動

地震の発生とともに、火災等による二次災害の可能性が危惧されるため、町内同時多発型の火災を想定し、住民による出火防止、初期消火等の諸活動を実施する。

1 住民による二次災害対策

- (1) 在宅の家族が手分けをして、ガスコンロ、ストーブ、コタツ等、火災発生源になるガス・電気器具を消し、ガスボンベの元栓、電気のブレーカーを閉じる。
- (2) ガラス等で怪我をしないよう、靴を履いて行動する。
- (3) 自宅が出火した場合
 - ① 近隣に助けを求めると同時に、消火器等で初期消火を行う。天井に火が移ったら、部屋のドアや窓を閉め空気を遮断して避難する。
 - ② 避難の際は要配慮者を優先する。
- (4) 自宅が出火しなかった場合
 - ① 近隣家庭に火の始末を呼びかける。
 - ② 火災が発生した場合は、大声で隣近所に応援を求めながら、消火器等を持ち寄り、初期消火を行う。
 - ③ 火災が拡大して危険になった場合は、消火活動を中止し避難する。
- (5) 消防機関への連絡を速やかに行う。
- (6) 危険区域、危険建物、ブロック塀等に接近しないようにする。

2 羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署・消防団による二次災害対策

震度5以上の地震発生の場合は、消防計画に基づき、消火・救助等の活動を行う。

3 災害対策本部の二次災害対策

- (1) 町長は、必要に応じ以下の応援出動を要請する。
 - ① 「北海道広域消防相互応援協定」に基づく応援要請
 - ② 道知事を通した自衛隊の派遣要請
 - ③ 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づく応援要請 等
- (2) 町長は、人命救助活動あるいは生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、防災関係機関と協議し、危険区域、警戒区域を設定し、設定区域からの退去、出入りを禁止する。

4 危険物等の対策

石油類等危険物貯蔵所及び取扱所等は、消防機関による次の措置が適正に行えるように協力する。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策、危険物による災害発生時の自主防災活動
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに災害対策本部、自主防災組織との連携活動

第7 救助救出

地震発生時に救助の必要な被災者を一刻も早く救出し、必要な治療を受けられるようにするため、消防団、自主防災組織等を中心とした住民全員の協力により救助救出活動を実施する。

地震災害時における救助救出活動については、第4章 第10節「救助救出計画」の定めるところによるほか、次のとおり実施する。

1 救助の基本方針

(1) 救助方針

クラッシュ・シンдрローム（挫滅症候群＝筋肉組織が挫滅し、遊離した物質が血液中に流れ込み、急性腎不全を起こす。）により被災者が重傷化しないようにするためには、1～2時間以内に治療を受ける必要がある。火災が発生している場合は、まず消火活動を行うとともに、火元に近い倒壊家屋を優先し、2時間以内を目標にできる限りの被災者を救出し、3時間以内に必要な治療を受けられるように努める。

(2) 救助・救出主体

当初の数時間の救助・救出活動は、外部からの救援をあてにせず、住民が協力して自ら行うものとする。

2 救助・救出体制

(1) 初動期の救助・救出体制

① 勤務時間内

各地区ごとに、当初の30分間、消防団と自主防災組織（町内会）が中心となり、無事な住民全員が協力し、救助・救出活動を行う。

② 勤務時間外

消防団と自主防災組織（町内会）が中心となり、無事な住民全員と協力し、救助・救急活動を行う。

(2) 初動期以降の救助・救出体制

被害を受けなかった地区、救助・救出活動を終えた地区の消防団・自主防災組織（町内会）と住民は、災害対策本部の指示を受け、直ちに、被害の大きい地区の救援に向かう（災害対策本部と連絡がとれない場合には、隣接する地区に向かう）。

(3) 救助・救出活動での注意事項

① 人命救助は火災防衛行動よりも優先するが、両者は原則として併用行動をとる。

② 倒壊した家屋からの救出作業は、あらかじめ確保してある救助用器機材（チェーンソー、鋸、バール、かけや、ジャッキ、ロープ等）や身近な道具、器具、家具等を利用し、救出作業を行う。

③ 救助活動にあたっては、二次災害を引き起こさないよう、できる限り革手袋・ヘルメット・長袖シャツ・防塵マスク等を着用するとともに、作業の安全性を確保する（余震の影響に注意する。）。

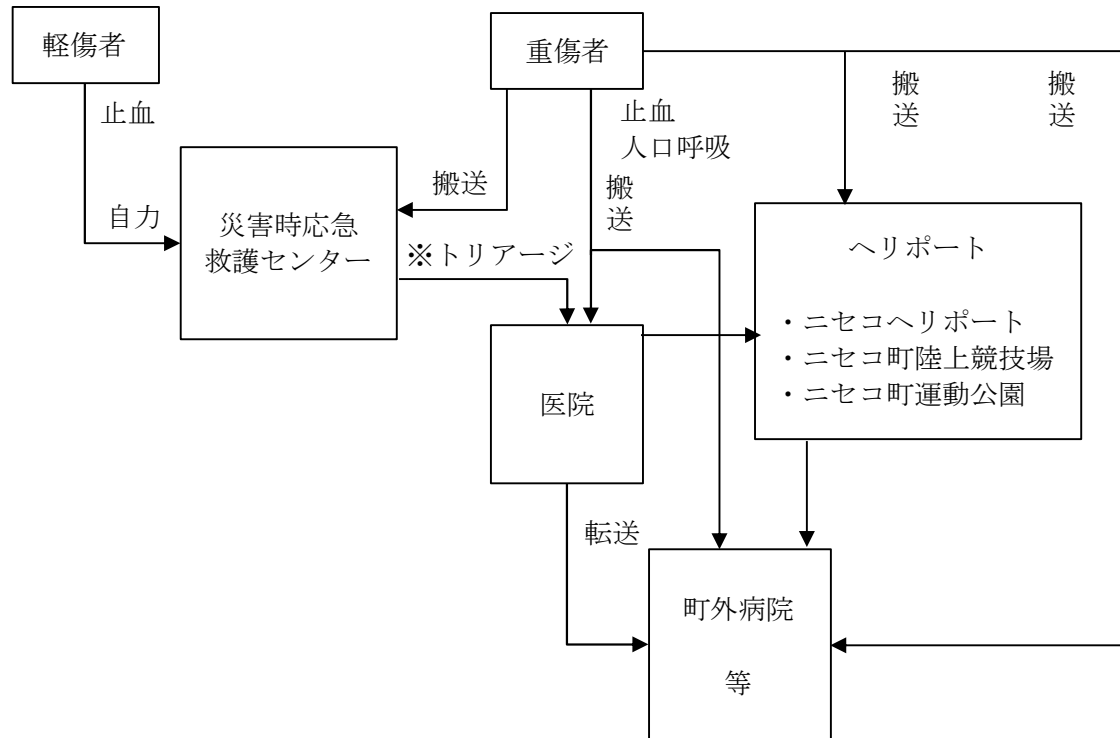
④ 倒壊した家屋から重軽傷者を救助した後、現場において、止血・人工呼吸等の応急措置を行うとともに、重傷者は速やかに医療機関に送り、医師による治療を受ける。

⑤ 危険の予想される地域については、消防署員及び消防団員による監視を行う。

3 応援の受入れ

地震発生後1～2時間以上経つと、自衛隊をはじめとして、周辺市町村等からの応援が期待できるため、災害対策本部は被害状況・救助状況を刻々と把握し、的確に応援隊を救助の必要な地区に受け入れられるようにする。

負傷者の救援・救護のフロー図



※ トリアージ:負傷の判定を行うこと。

第8 生活関連施設対策

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（水道施設、電気、通信、放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を与えるため、これら各施設の管理者等は、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるとともに、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

1 上水道・下水道

第4章 第21節「上下水道施設対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

(1) 水道施設

① 応急措置

町は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生時においては、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害があった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する飲料水等の供給に努める。

② 広報

町は、地震により上水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

(2) 下水道施設

① 応急復旧

町は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生時においては、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障

及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

② 広報

町は、地震により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

2 電気

第4章 第20節「電力施設災害応急計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

① 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生時においては、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

② 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

3 通信

① 応急復旧

電気通信事業者は、地震発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合は、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずる。

② 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

4 放送

放送機関は、地震発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずる。

第9 文教対策（地震発生時の幼児センター・小中高等学校における応急対策）

地震災害時の幼児、児童生徒の安全及び教育を確保するために、幼児センター・小中高等学校では防災マニュアルを整備し、予防体制を整えるとともに、防災訓練を行い、災害時には迅速かつ的確な対応が行えるようにする。

地震災害時における文教対策については、第4章 第26節「文教対策計画」の定めるところによるほか、次のとおり実施する。

1 校内で授業中の場合

- (1) 地震発生と同時に、保育士・教職員等（以下「教職員等」という。）は、園児・児童・生徒（以下、本項において「児童生徒等」という。）に状況に応じた適切な指示を行い、安全を確保する。
- (2) センター長又は学校長等の責任者（以下「学校長等」という。）は状況に応じ、適切な避難誘導の指示を与え、教職員等は児童生徒等を指定された避難所あるいは安全な場所に避難さ

せる。

- (3) 学校長等は、災害の規模、児童生徒等及び職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに、災害対策本部と町教育委員会に報告する。
- (4) 負傷者がした場合、必要な応急手当を行うとともに、医療措置が必要な場合には医療機関に搬送する。
- (5) 学校長等は、何らかの方法により、できるだけ迅速に、保護者に被害状況と児童生徒等の安否を知らせる。
- (6) 学校長等は、町教育委員会等の指示により、小中高校生については、通学路の安全を確認後、保護者の出迎え等適切な方法により下校させる。また、状況に応じ、臨時休校等の適切な措置をとり、児童生徒等及び保護者に連絡する。
- (7) 地域の住民と日頃から連携をとっておき、必要な場合には応援を要請する。

2 校外で授業中の場合

施設外での活動中の場合は、引率責任のある教職員等は児童生徒等を安全な場所へ誘導したのち、学校長等へ連絡する。

3 授業時間外の場合

	震度	出動体制	対応
勤務時間外	震度 6 弱以上	全職員	・ 施設整備の被害状況の把握 ・ 避難所の開設、避難者の受入れ ・ 児童生徒の安否確認
	震度 5 弱以上	管理職、緊急要員	・ 施設整備の被害状況の把握 ・ 児童生徒の安否確認
	震度 4 以上	管理職	・ 施設整備の被害状況の把握

第 10 被災建築物安全対策

町は、被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、防災関係機関と連携のもと、被災建築物の安全対策を講ずる。

1 応急危険度判定の実施

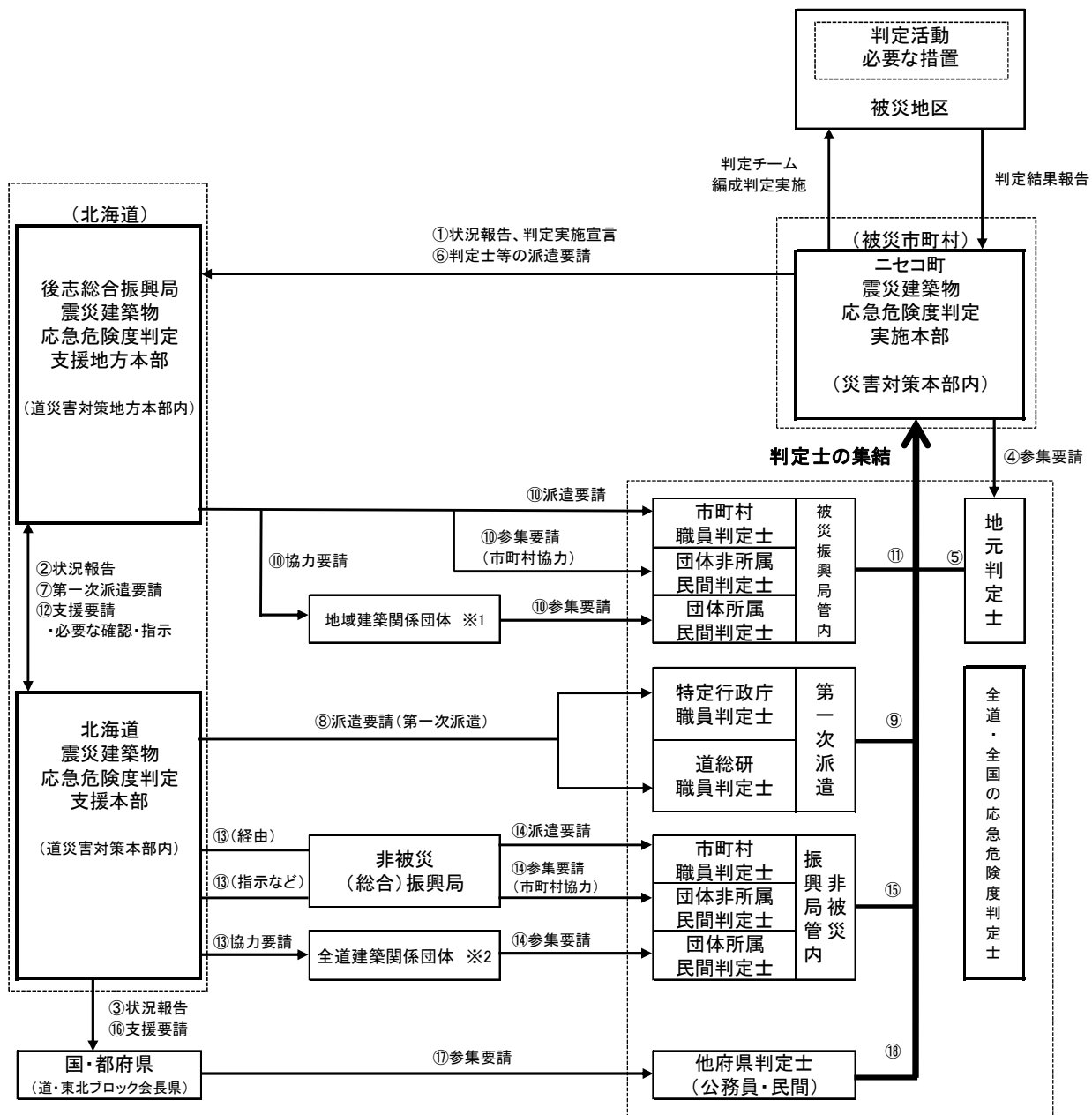
町は、道と相互に協力の上、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

(1) 活動体制

「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりである。

被災建築物応急危険度判定の活動体制



※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会〇〇支部）

※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）」（令和元年5月）

(2) 基本的事項

① 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

② 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

③ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定

を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

判定ステッカーの内容

区分	判定の内容
危険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。

④ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

⑤ 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

2 石綿飛散防災対策

町は、被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、道と連携し、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

第6章 火山災害対策計画

噴火、降灰（礫）、溶岩流、火山ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、道、火山周辺市町村及び防災関係機関と相互に連携して実施する予防及び応急対策は、次に定めるところによる。

なお、北海道における活火山は、常時観測火山9火山と、その他の火山22火山（北方領土の11火山を含む。）の計31火山が散在しており、本町は、ニセコ及び羊蹄山の周辺市町村に指定されている。

ニセコ及び羊蹄山の火山周辺市町村

火山名	総合振興局	市 町 村
ニセコ	後志総合振興局	倶知安町、ニセコ町、蘭越町、共和町
羊蹄山	後志総合振興局	倶知安町、京極町、喜茂別町、真狩村、ニセコ町

第1節 火山災害予防対策

火山による災害時及び被害拡大の防止を図るための予防対策については、本計画の定めるところによる。

第1 災害発生範囲の把握

町は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される範囲を把握するとともに、火山災害に関するハザードマップや火山防災マップ等の作成など、住民等への情報提供を効果的に行うことに努める。

第2 警戒体制の強化

町は、防災関係機関から提供される監視カメラ、雨量計、土砂移動検知センサー等による測定結果等を活用し、警戒体制の充実・強化を図る。

第3 警戒避難体制の整備

町は、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導に関する計画の整備に努める。

また、火山災害は、避難生活の長期化が予想されることから、避難場所については、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努める。

第4 二次災害の予防対策

町は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。

第5 通信施設の整備

町は、災害情報を円滑に収集・伝達できるよう、代替性を考慮し、多様な通信施設の整備・強化を図る。

第6 防災知識の普及啓発

町は、火山の特性を考慮して、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施するほか、平常時から広報紙、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努める。

また、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届や登山計画書等の提出に関する普及啓発を図る。

なお、登山者や観光客等においては、活火山への登山の危険性を十分に理解し、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集や登山届の積極的な提出、登山中における連絡手段の確保、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品の携行など、自らの安全を確保するための手段を講じるよう努める。

第7 実践的な防災訓練の実施と事後評価

町は、道、防災関係機関、住民等と相互に連携して実践的な防災訓練を実施する。

また、訓練についての事後評価を行い、速やかに防災体制の改善など必要な措置を講ずる。

第2節 火山災害応急対策計画

火山災害時に早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が相互に連携、連絡、協力して行う災害応急対策は、本計画に定めるところによる。

第1 応急活動体制

1 町の災害対策組織

町長は、火山現象による災害時は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

第2 火山現象に関する情報の収集・伝達

町は、第2章 第5節「気象等に関する情報の収集・伝達計画」の定めるところにより、火山現象に関する情報並びに異常現象発見者の通報を迅速に収集するとともに、伝達を受けた火山現象に関する情報を、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、関係機関、住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

第3 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・システムを最大限かつ有効に用いて行うこととし、その実施については、第4章 第2節「災害情報等の収集・伝達計画」及び第4章 第3節「災害通信計画」に定めるところによる。

なお、町は、防災関係機関が有する情報組織、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換する。

第4 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第4章 第4節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによる。

第5 避難措置

人命の安全を確保するための避難措置については、第4章 第5節「避難対策計画」の定めるところにより実施する。

第6 応急措置

災害の拡大を防止するための応急措置については、第4章 第6節「応急措置実施計画」の定めるところにより実施する。

第7 警戒区域の設定

町長、警察官、自衛隊は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、第4章第5節「避難対策計画」と同章第6節「応急措置実施計画」の定めるところにより警戒区域の設定等を図

り、住民への周知に努めるものとする。警戒区域の設定等に当たっては、気象庁（札幌管区気象台）が発表する噴火警報等も参考にする。

第 8 救助救出活動、医療救護活動、行方不明者の搜索及び遺体の収容等

火山災害時における救助救出活動、医療救護活動、行方不明者の搜索及び遺体の収容等については、第 4 章 第 10 節「救助救出計画」、第 4 章 第 11 節「医療救護計画」、第 4 章 第 27 節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

第 9 道路交通の規制等

災害の拡大防止、交通の確保のための道路交通の規制等については、第 4 章 第 14 節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

第 10 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第 4 章 第 7 節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、知事に対し、自衛隊災害派遣の要請を要求する。

第 11 広域応援

町長は、火山災害の規模により、単独では十分な応急対策を実施でない場合、第 4 章 第 8 節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し、応援を要請する。

第 12 災害復旧

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第 9 章「災害復旧・復興、被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第7章 原子力災害対策計画

電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出及び核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により生ずる災害の防災対策に関する計画は、ニセコ町地域防災計画別冊である「原子力防災計画編」、「原子力防災計画資料編」及び「原子力災害避難計画」による。

第8章 事故災害対策計画

交通・輸送体系の高度化と多様な危険物等の利用増大に伴い、大規模な事故が発生するおそれが生じている。ここでは、道路、鉄道の交通に関わる事故災害と危険物等による事故災害並びに林野火災などに加え、山菜採り遭難事故など地域性のある事故災害についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 道路災害対策計画

ニセコ町において、道路構造物の被災又は国道等における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる事故（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が相互に連携、連絡、協力して行う各種の災害予防、災害応急対策は、本計画に定めるところによる。

第1 災害予防

町は、防災関係機関と相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、次のとおり必要な予防対策を実施する。

- (1) 橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (2) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努める。
- (3) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (5) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じて体制の改善等の必要な措置を講ずる。
- (6) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- (7) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。
- (8) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

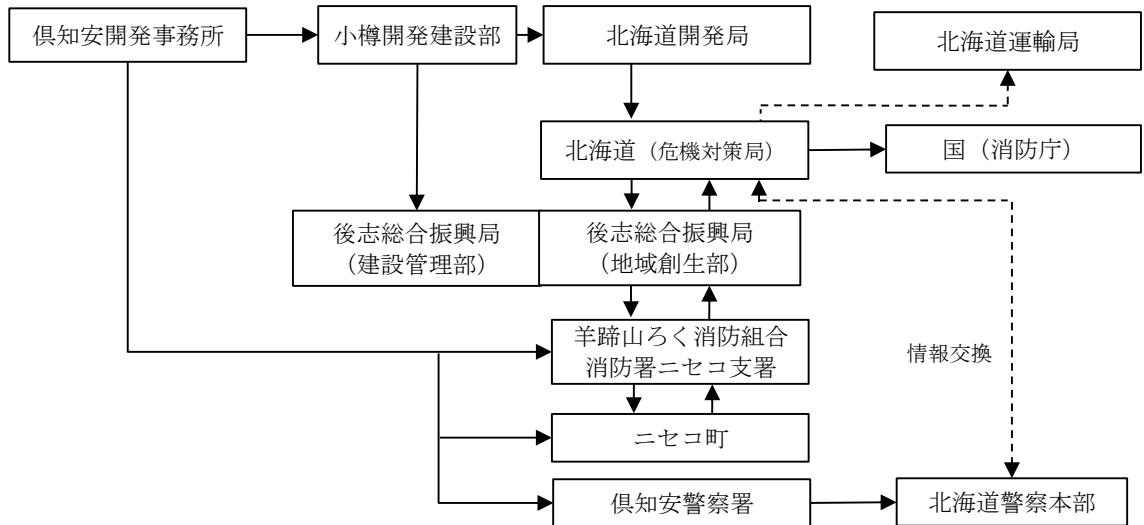
第2 災害応急対策

1 情報通信

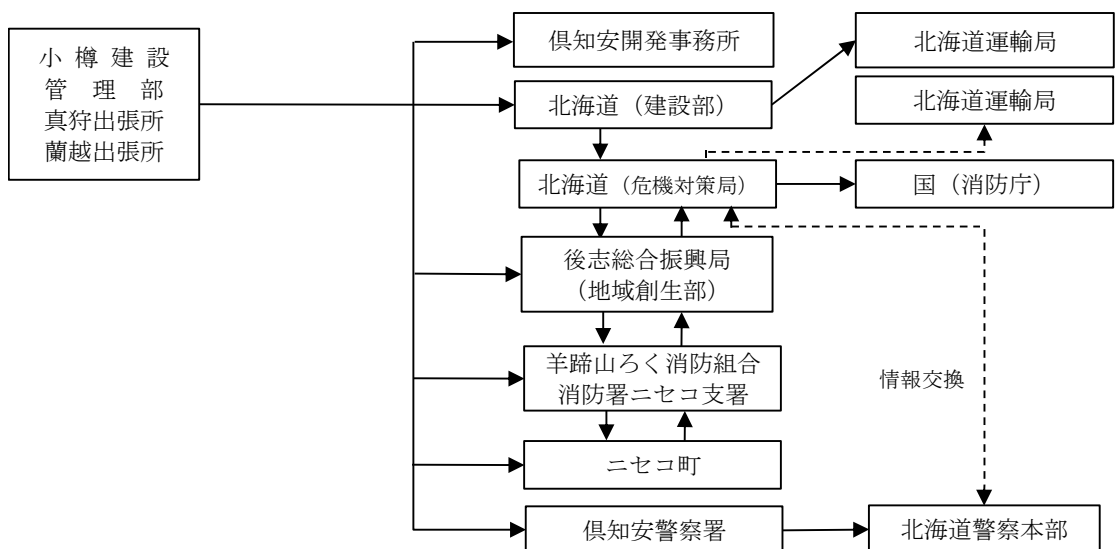
- (1) 町及び防災関係機関等は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡する。
- (3) 町及び防災関係機関等は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (4) 道路災害時の情報伝達系統は、下図のとおりである。

道路災害の情報通信連絡系統

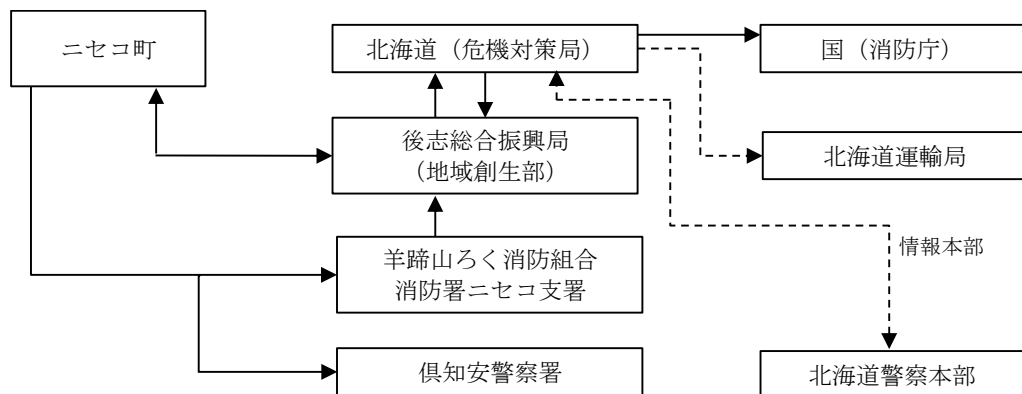
【国が管理する道路の場合】



【道が管理する道路の場合】



【町が管理する道路の場合】



2 災害広報

町及び防災関係機関等は、災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第4章 第4節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供する。

- ① 道路災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 道路災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 施設等の復旧状況
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

町及び防災関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第4章 第10節「救助救出計画」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第4章 第11節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、第3章 第10節「消防計画」に基づき、速やかに火災の発生状況や危険物の流出状況等を把握するとともに、防災関係機関との連絡調整を図り、相互に応援協力して消防活動を迅速に実施する。

また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化と住民の生命及び身体の保護を図る。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

道路災害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容等は、第4章 第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

8 災害警備及び交通規制

災害の拡大防止、交通の確保のための災害警備及び交通規制は、第4章 第13節「災害警備計画」及び第4章 第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章 第3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第4章 第7節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、知事に対し、自衛隊災害派遣の要請を要求する。

11 広域応援

町長は、道路災害の規模により、単独では十分な応急対策を実施でない場合、第4章 第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し、応援を要請する。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、次の事項に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めること。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うこと。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うこと。
- (4) 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めること。

第2節 鉄道事故対策計画

ニセコ町において、鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が相互に連携、連絡、協力して行う各種の災害予防、災害応急対策は、本計画に定めるところによる。

第1 災害予防

1 ニセコ町

町は、鉄道災害時にその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、必要な対策を講ずるとともに、防災関係機関が実施する災害予防対策に協力し、鉄道災害発生時の被害の拡大防止に努める。

2 鉄道事業者

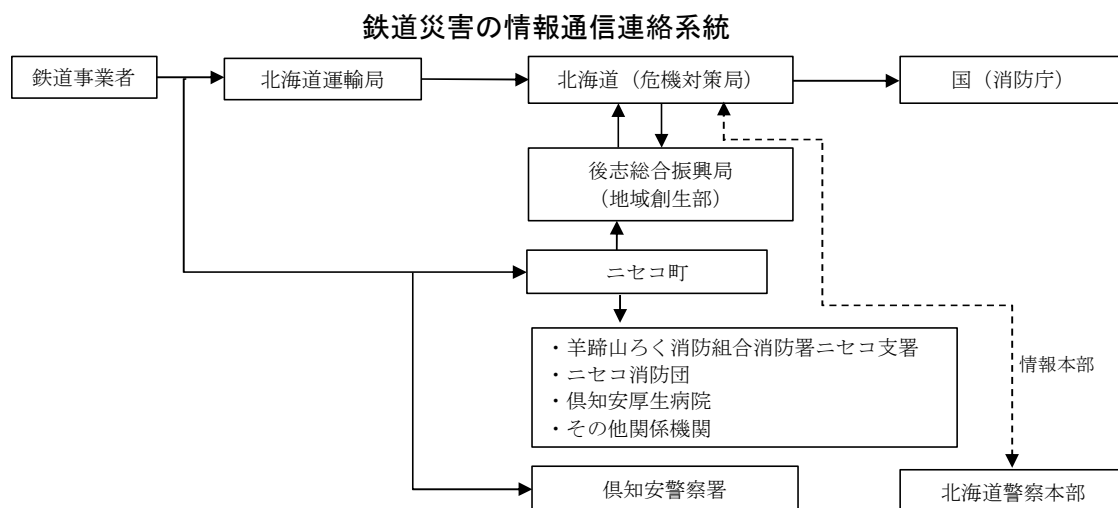
鉄道災害の発生を未然に防止するため、鉄道事業者がとるべき対応は次のとおりとする。

- (1) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- (2) 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。
- (3) 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに、施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (5) 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

第2 災害応急対策

1 情報通信

- (1) 町及び防災関係機関等は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡する。
- (3) 町及び防災関係機関等は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (4) 鉄道災害時の情報伝達系統は、下図のとおりである。



2 災害広報

町及び防災関係機関等は、災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、鉄道利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第4章 第4節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供する。

- ① 鉄道災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 鉄道災害の状況
- ② 旅客及び乗務員等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 施設等の復旧状況
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

町及び防災関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の

上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第4章 第10節「救助救出計画」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第4章 第11節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、第3章 第10節「消防計画」に基づき、速やかに火災の発生を把握するとともに、防災関係機関との連絡調整を図り、相互に応援協力して消防活動を迅速に実施する。

また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化と住民の生命及び身体の保護を図る。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

鉄道災害時における行方不明者の搜索及び遺体の収容等は、第4章 第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

8 災害警備及び交通規制

災害の拡大防止、交通の確保のための災害警備及び交通規制は、第4章 第13節「災害警備計画」及び第4章 第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章 第3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第4章 第7節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、知事に対し、自衛隊災害派遣の要請を要求する。

11 広域応援

町長は、鉄道災害の規模により、単独では十分な応急対策を実施でない場合、第4章 第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し、応援を要請する。

12 災害復旧

鉄道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

第3節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が相互に連携、連絡、協力して行う各種の災害予防、災害応急対策は、本計画に定めるところによる。

危険物の定義

- | |
|--|
| <p>① 危険物
消防法第2条第7項に規定されているもの
《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など</p> <p>② 火薬類
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの
《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など</p> <p>③ 高圧ガス
高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの
《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど</p> <p>④ 毒物・劇物
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの
《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など</p> <p>⑤ 放射性物質
放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等によりそれぞれ規定されている。</p> |
|--|

第1 災害予防

1 危険物保安対策

町及び羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署は、危険物等災害の発生を未然に防止するため、次のとおり、危険物の保安対策を講ずる。

(1) 貯蔵所及び取扱い所の維持管理の指導

消防署ニセコ支署は、消防法に規定する危険物の貯蔵所及び取扱い所（以下「貯蔵所等」という。）について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に定例的な立入検査を行い、貯蔵所等における災害の防止について積極的な指導を行う。

- ① 位置、構造及び設備の維持管理状況
- ② 消火設備、警報設備の保守管理状況
- ③ 危険物の貯蔵及び取扱い状況
- ④ 危険物取扱い者の立会い状況

(2) 危険物の保安管理指導

消防署ニセコ支署は、貯蔵所等の設置者又は危険物取扱い者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。

- ① 少量危険物、準危険物、指定可燃物に関する届出等の励行
- ② 危険物（少量、準危険物、指定可燃物を含む。）の貯蔵及び取扱い基準の遵守
- ③ 休業、廃止の届出の励行

- ④ 貯蔵所等における事故発生の届出
- ⑤ 危険物取扱い者立会の励行
- ⑥ 危険物保安管理体制の確立
- (3) 立入検査及び措置命令

町長は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災予防のため必要があると認められるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法に従っているか等について立入検査を行うとともに、政令に定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。

- ① 消防機関による立入検査の実施
- ② 現地指導による整備計画の推進
- ③ 貯蔵又は取扱いに係る基準の遵守
- ④ 指導に従わない者に対する施設の使用停止命令等の措置命令
- (4) 自主防災体制の確立

町及び消防署ニセコ支署は、防災関係機関と協力して、貯蔵所等の管理者にそれぞれの責任において、独自に防火、防災訓練、対策等の防災体制の確立を図るよう指導する。

- (5) 危険物の運搬指導

危険物の運搬上の災害を予防するため、消防署ニセコ支署において随時警察官の立会を求めるなどして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行う。

2 事業者による災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下「事業者」という。)がとるべき対応は次のとおりとする。

- (1) 危険物等災害予防

- ① 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- ③ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報する。

- (2) 火薬類災害予防

- ① 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じる。また、火薬類の災害時は、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告する。

- (3) 高圧ガス災害予防

- ① 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

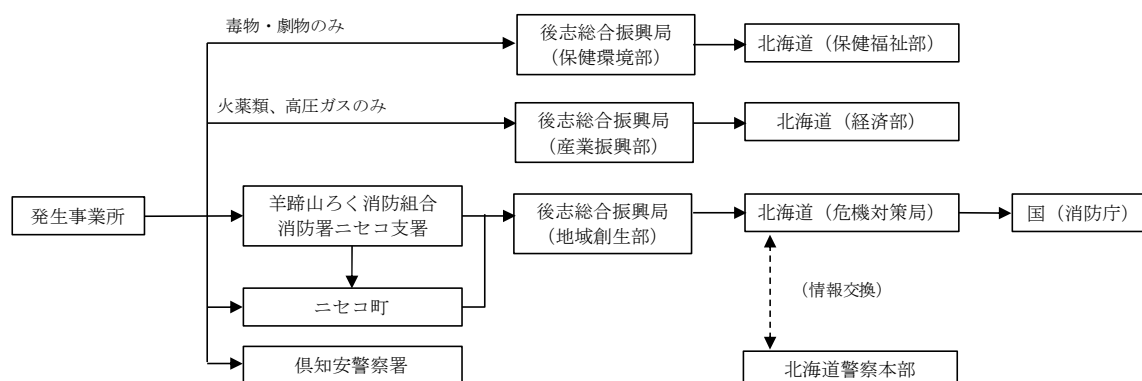
- ② 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスの災害時は、知事又は警察官に届け出る。
- (4) 毒物・劇物災害予防
- ① 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。
- (5) 放射性物質災害予防
- ① 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- ② 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報する。

第2 災害応急対策

1 情報通信

- (1) 町及び防災関係機関等は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡する。
- (3) 町及び防災関係機関等は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (4) 危険物等災害時の情報伝達系統は、下図のとおりである。

危険物等災害の情報通信連絡系統



2 災害広報

町及び防災関係機関等は、災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立

つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供する。

- ① 災害の状況
 - ② 被災者の安否情報
 - ③ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
 - ④ 医療機関等の情報
 - ⑤ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
 - ⑥ その他必要な事項
- (2) 地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- ④ 医療機関等の情報
- ⑤ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

町及び防災関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動については、事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとし、第3章 第10節「消防計画」に基づき、速やかに火災の発生を把握するとともに、防災関係機関との連絡調整を図り、相互に応援協力して消防活動を迅速に実施する。

また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化と住民の生命及び身体の保護を図る。

6 避難措置

町等防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第4章 第5節「避難対策計画」の定め

るところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出活動、医療救護活動、行方不明者の搜索及び遺体の収容等

危険物等災害時における救助救出活動、医療救護活動、行方不明者の搜索及び遺体の収容等については、第4章 第10節「救助救出計画」、第4章 第11節「医療救護計画」、第4章 第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

8 災害警備及び交通規制

危険物等災害時における救助救出活動、医療救護活動、行方不明者の搜索及び遺体の収容等については、第4章 第13節「災害警備計画」及び第4章 第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

9 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第4章 第7節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、知事に対し、自衛隊災害派遣の要請を要求する。

10 広域応援

町長は、危険物等災害の規模により、単独では十分な応急対策を実施でない場合、第4章 第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し、応援を要請する。

第4節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が相互に連携、連絡、協力して行う各種の災害予防、災害応急対策は、本計画に定めるところによる。

第1 災害予防

1 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

札幌管区気象台が行う火災気象通報等は、次のとおりである。

火災気象通報の種類等

火災気象通報の種類	説 明
「定時に実施する通報」	毎日 05 時頃に、翌日 09 時までの気象状況の概要を通報する。この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当する恐れがある場合は、見出しの冒頭に「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。
「臨時に実施する通報」	「定時に実施する通報」で通報した内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表があった場合は、その発表をもって火災気象通報に代える。
火災気象通報の終了	火災気象通報の対象となる注意報の解除をもって、火災気象通報の終了とする。

なお、火災気象通報の通報基準は、次のとおりである。

後志地方における火災気象通報の通報基準

地域名 (一次細分区域名)	通報基準
後志地方	札幌管区気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。

(注) 平均風速が基準以上の予想であっても降雨及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

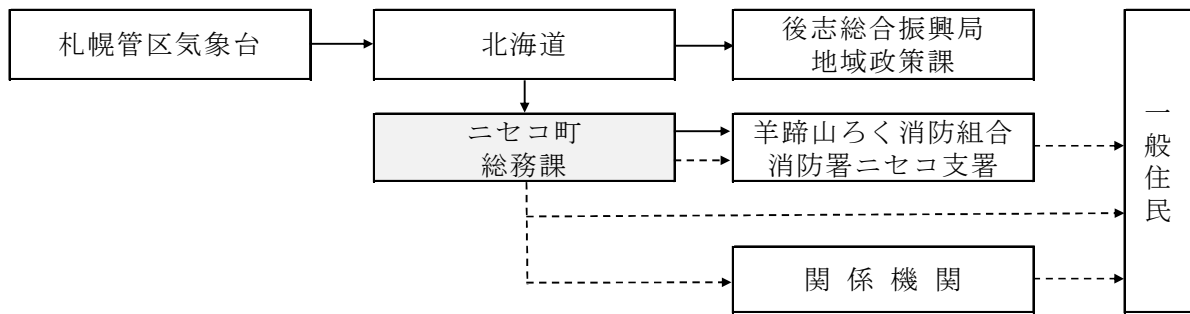
(2) 火災気象通報及び火災に関する警報の伝達

火災気象通報を受けた町は、消防機関へ通報する。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条第 3 項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した場合、町は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図る。

火災気象通報等の伝達系統



(注) - - - -> (点線) は町長が火災に関する警報を発した場合

2 予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、町及び関係機関は、林野火災の発生を防止するため、ニセコ町林野火災予防対策要綱及びニセコ町山野火入取締規則に基づき、次の対策を講ずる。

(1) ニセコ町及び羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署

① 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

イ 入林の承認申請や届出等について指導する。

ウ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

② 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）及び羊蹄山ろく消防組合火災予防条例の規定に基づく許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

エ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

③ 消火資機材等の整備

ア 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

イ ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

④ 機械力導入に対する予防対策

林業機械の普及による山火事の発生が増加する傾向にあるので、特にチェーンソー、刈払機等を使用するときは油脂類等の火気取扱いに注意する。

⑤ 防火思想の啓発

一般町民の意識を向上させるため各関係機関の協力を得て防火思想の啓発を図るにあたり、おおむね次のことを実施する。

ア 広報車による広報活動

イ ポスター、チラシの配布及び看板掲示板による宣伝

ウ 町広報紙による広報活動

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

① 入林者に対する防火啓発

② 巡視

③ 無断入林者に対する指導

④ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。

① 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

② 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備

③ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

3 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、ニセコ町林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

第2 応急対策

1 情報通信

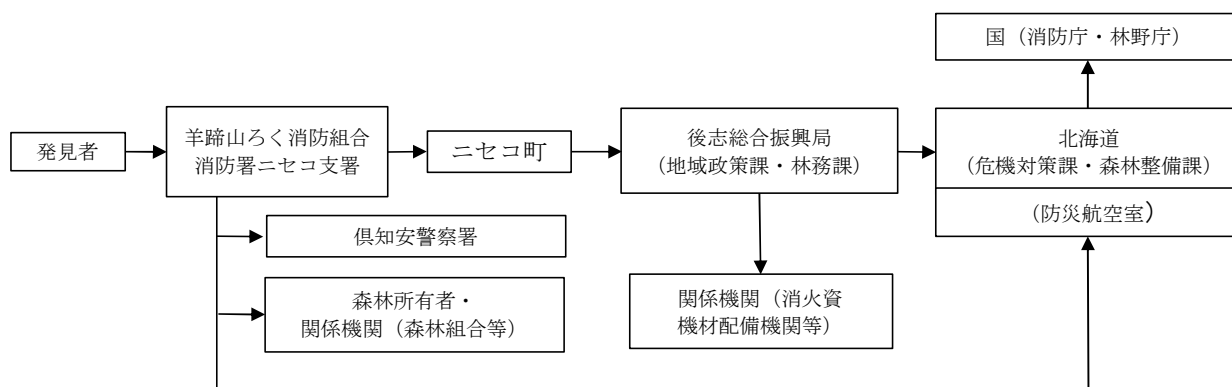
(1) 町及び防災関係機関等は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

(2) 町及び防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡する。

(3) 町及び防災関係機関等は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(4) 広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報伝達系統は、下図のとおりである。

林野火災発生時の情報通信連絡系統



2 災害広報

町及び防災関係機関等は、災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供する。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ⑤ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

町及び防災関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

林野火災予防の目的は、火災を最も短時間に最も容易に消火し危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにある。そのため、町及び防災関係機関は次の方法により、関係機関等の積極的な協力を得て早期消火を図る。

- (1) 山火事発見者は最も速やかな方法で直ちに消防署に通報するものとし、通報を受けた消防署は直ちに町及び関係機関等に通知する。
- (2) 連絡を受けた機関は、直ちに他の関係機関等と連絡をとり、速やかに消火体制に入る。
- (3) 森林愛護組合長等は、所属の組合員を派遣して消火活動に協力する。
- (4) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (5) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第4章第9節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町等防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第4章 第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

災害の拡大防止、交通の確保のための交通規制は、第4章 第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

7 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第4章 第7節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、知事に対し、自衛隊災害派遣の要請を要求する。

8 広域応援

町長は、林野火災の規模により、単独では十分な応急対策を実施でない場合、第4章 第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し、応援を要請する。

第5節 山菜採り等の遭難事故対策計画

自然豊かな本町においては、山菜採りやキノコ採りでの行方不明者・遭難事故が毎年のように発生している。この状況を踏まえ、遭難事故を未然に防止するための予防対策及び事故が発生した場合の応急対策は、本計画及びニセコ町山菜採り等遭難事故防止対策要綱の定めるところによる。

第1 予防対策

1 入山に際しての心得

- (1) 行き先、帰宅時間をあらかじめ家族に知らせること。
- (2) 単独での入山を避け、2人以上で声をかけ合いながら位置を確認すること。
- (3) 服装は、白など目立つ色にすること。
- (4) 携帯電話、ラジオ、非常食、熊よけのための鈴等を携行すること。
- (5) 迷ったときは、落ち着いて行動すること。

2 携行品のチェック

水、非常食（あめ玉、チョコレート、乾パン、缶詰）、笛、ラジオ、携帯電話、携帯ライト、鏡、発煙筒（現在地を知らせる時に役だつ）、防寒具（タオル・カイロ）、方位磁石、地図、ライター、消毒薬など

3 万が一遭難してしまったら、落ち着いて行動

- (1) むやみに歩き回らず、体力の消耗を抑え、木陰などで風雨を防ぎ救助を待つこと。
- (2) 搜索のヘリコプターの音が聞こえたら、広い場所でタオルなどを振り合図すること。
- (3) 熊対策のためのハンターや民間ヘリコプターを依頼した場合など、公的機関以外に係る費用は搜索依頼者の負担となることに留意すること。

4 ヒグマに遭遇したら

- (1) 落ち着いて状況を判断する。
- (2) 走って逃げると危険、ヒグマがこちらに気づいていないようであれば静かに立ち去る（視線をそらさず、ゆっくり後退）。
- (3) 母熊は神経質なので驚かさないように、すみやかにその場から離れる。
- (4) ヒグマに持ち物を取られた場合はあきらめる。

第2 応急対策

遭難事故等への搜索活動については、「遭難事故等対応組織」により行うものとする。

その他災害時等の配備基準と配備内容、人員

区分		配備基準	配備内容
搜索対策組織体制	搜索配備等	【搜索活動等】 ①ニセコアンヌプリ地区冬山遭難、同雪崩遭難、山菜採り遭難等それらに類する遭難搜索活動事案が発生したとき。 ②遭難等の通報があり、防災担当部局が搜索活動の必要ありと判断した場合、各課長等から組織する「 <u>遭難事故等対応組織</u> 」を直ちに設置する。	《 <u>遭難事故等対応組織設置</u> 》 可能な限り職員を参集し、 ①遭難情報等の収集 ②職員参集 ③搜索活動の実施 ④現地合同本部との連絡調整 ⑤応援要請を実施する。

第6節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

- ① 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。
- ② 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。
- ③ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 北海道経済産業局

電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

(3) 北海道産業保安監督部

- ① 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。
- ② 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

(4) 北海道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

(5) 防災関係機関

- ① 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- ② 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- ③ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- ④ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- ⑥ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模停電災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害時の連絡系統は、別記1のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じ北海道地域防災計画第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

- ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。
- イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
- ウ 大規模な災害時に北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

町は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第4章第11節「医療救護計画」の定めにより実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体的安全、保護を図るため必要がある場合は第4章第5節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

ア 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連

携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

道及び町は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第4章第19節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

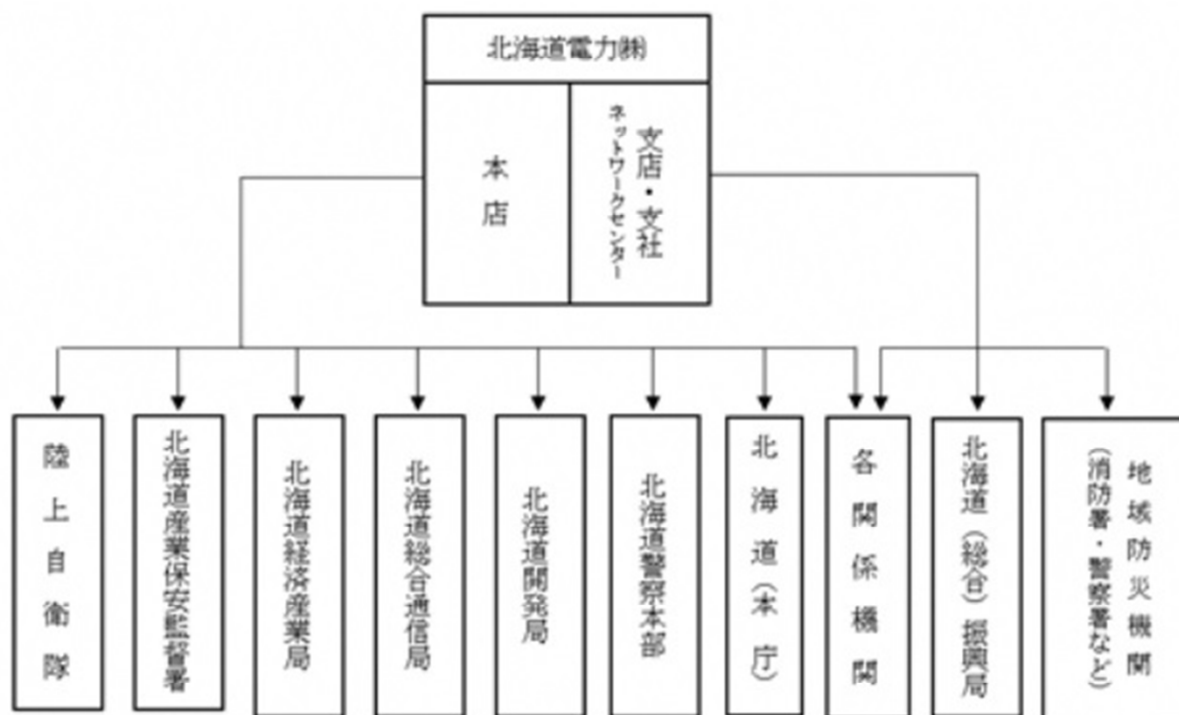
知事等法令で定める者は、北海道地域防災計画第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

13 広域応援

町、羊蹄山ろく消防組合及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の市町村、他の消防機関、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記1

情報通信連絡系統図



※上記のほか、北海道電力㈱と北海道の管理職によるホットラインを設置

第9章 災害復旧・復興、被災者援護計画

災害時は、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携のもと、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。なお、著しく異常かつ激甚な非常災害時に、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

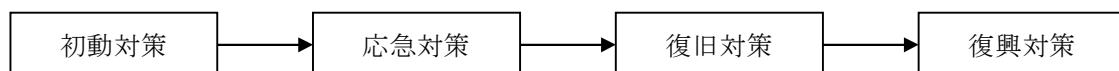
第1節 基本的な方向

第1 再度の災害に対応した復旧・復興

復旧・復興にあたっては、再度、同様の被害を被ることがないように、災害防止に十分配慮した計画的な復旧・復興とする。

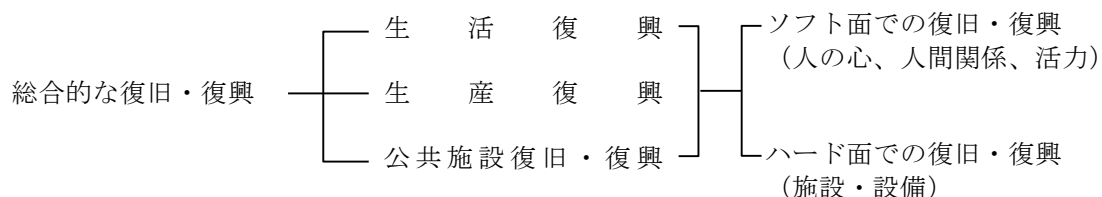
第2 復旧段階への計画的な移行

初動対策から、応急対応策、復旧・復興対策へと、計画的・段階的にスムーズな移行を図る。



第3 総合的・全体的な復旧・復興へ

メンタルヘルスケア（精神的な支援）を含めて、生活、生産、公共施設等の総合的な復旧・復興の取り組みを進める。



第4 迅速な復旧・復興

復旧・復興が長引き、住民や地域産業の活力が失われることのないよう、できるだけ速やかな復旧・復興を行う。

第5 情報・相談活動の充実

住民が希望と自信を持って復旧・復興にあたることができるよう、町は疎開先の住民を含めて十分な広報活動を行う。また、総合窓口による相談体制の確立を図るとともに、職員・地域ボランティア等の協力のもとに、ひとり暮らし高齢者等への訪問活動等の充実を図り、罹災者の精神的なバックアップに努める。

第6 機動的、弾力的な取り組み

町は、迅速な復旧・復興に向けて、特に必要な場合には、町の実情にあった町独自の支援事業等を検討し、機動的、弾力的な方法を採用する。

第7 関係各課、広域的な連携

町は防災の観点だけでなく、将来の地域環境や景観、観光・レクリエーション資源の保全・回復、地域産業の発展等を考慮に入れ、関係各課が連携して復旧・復興にあたるとともに、迅速な復旧・復興に向けて、ライフライン関係の各事業の調整やゴミの処理等、関係各課や広域的な連携を図る。

第2節 災害復旧計画

第1 基本方針

被害を受けた道路・河川・上下水道、各種公共建物等の公共施設は、施設の原形復旧にとどまらず、将来の災害に備え、必要な基準を満たすよう改良復旧・復興事業計画を立て、早期に実施を図る。

また、迅速な復旧を目指し、関係機関の連携を強化するとともに、復興計画の周知徹底を図り、住民の協力を得る。

第2 災害復旧計画

1 実施責任

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ① 河川
- ② 砂防設備
- ③ 林地荒廃防止施設
- ④ 地すべり防止施設
- ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設
- ⑥ 道路
- ⑦ 下水道
- ⑧ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他災害復旧事業計画

3 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画

復旧事業計画を速やかに作成し、町は、国及び道の補助事業について、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定実施が速やかに行われるよう努める。

(3) 緊急査定の促進

町は、緊急の場合には、公共土木施設災害復旧費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置するとともに、事業期間の短縮を図り、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

4 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

5 激甚災害に係る財政援助措置

災害復旧事業費は、町長、知事の報告、資料及び実施調査に基づき決定されるが、基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づく、財政援助措置が行われる。

町は、道と連携のもと、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

【資料編】 資料 7－8 事業別国庫負担等一覧

第 3 節 被災者援護計画

第 1 基本方針

家族や住宅、あるいは職場や生産施設等に被害を受けた住民が速やかに生活再建ができるよう、住宅の再建、補修、仕事のあっせん、失業給付や租税の徴収にかかる特例措置等を行い、住民とともに早期の生活再建を図る。

第 2 罹災証明書の交付

1 ニセコ町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 羊蹄山ろく消防組合

- (1) 町長は、罹災証明書のうち、火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができる。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行う。

第3 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町域に係る災害時において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
 - ⑥ 援護の実施の状況
 - ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ⑧ 電話番号その他の連絡先
 - ⑨ 世帯の構成
 - ⑩ 罹災証明書の交付の状況
 - ⑪ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
 - ⑫ 上記⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - ⑬ 被災者台帳の作成にあたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - ⑭ その他被災者の援護の実施に関して町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
 - ① 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- ② 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
 - ① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - ⑤ その他台帳情報の提供に関して町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、上記(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。この場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第3の1(2)の⑬）を含めないものとする。

第4 融資・貸付等による金融支援

町は、道と連携のもと、被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子父子寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。)による融資
- (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援

第 5 雇用機会の確保

1 被災者の労働対策

町は、被災により離職を余儀なくされた者に対し、道及び公共職業安定所（ハローワーク）が実施する職業あっせん活動へ協力する。

2 失業給付に関する特例措置

- (1) 公共職業安定所は、災害により失業認定日に出頭できない受給資格者に対しては、出頭可能となった最初の失業認定日に証明書により失業給付を行う。
- (2) 公共職業安定所は、激甚災害法第 2 条に定める災害のため、雇用保険の適用事業者が休業し、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被災保険者は除く。）に対しては、失業しているものとみなして、基本手当を支給する。
- (3) 道は、災害により労働保険料を所定の期限まで納付することができない事業主に対し、必要があると認めるときは保険料の延期の特別措置を認める。

第 6 租税の徴収猶予及び減免等

国、道及び町は、災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

1 国税

- (1) 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）の規定に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限を延長する等の措置を行う。
- (2) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定に基づく被災者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算の特別措置若しくは徴収の猶予等の措置を行う。

2 道税

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は北海道税条例（昭和 25 年北海道条例第 56 号）に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を行う。

3 町民税等

地方税法又は町条例（昭和 29 年ニセコ町条例第 11 号）等に基づく被災者の町民税等についての納期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を行う。

4 医療費負担の減免、保険料の減免

町は、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

第 7 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報・連絡体制の構築

- (1) 町長は、必要に応じ、町が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 町は、住民に対し、チラシ、広報紙等を活用し、広報を行う。
- (3) 町は、報道機関に対し、発表を行う。

第8 被災中小企業等の復興

災害により被害を受けた農業、中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

1 農業の復旧

災害により被害を受けた農業者又は団体に対し、復旧を促進し、農業の生産の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫法等により融資及び補助金の活用を図る。

その詳細については、本節 第4「融資・貸付等による金融支援」の定めるところによる。

2 中小企業の復興

町は、被災した中小企業の再建を促進するために、銀行等の一般金融機関及び日本政策金融公庫等の政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等により、施設復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施し、また、道及び国に対しても要望する。

(1) 資金需用の把握、連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需用について速やかに把握し、関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 中小企業者に対する金融制度の周知

国、道並びに政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）等が行う金融の特別措置について被災地域の中小企業者に周知徹底を図る。

その詳細については、本節 第4「融資・貸付等による金融支援」の定めるところによる。

(3) 資金貸付の簡易、迅速化、条件の緩和等

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易、迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱を実施するよう要請する。

第9 義援金の募集及び配分

道は、災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会を設置し、これにあたる。

町は、災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、次のとおり措置する。

1 義援金の募集

(1) 受付窓口の設置

災害の状況に応じて義援金の受付窓口を設置するとともに、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

(2) 義援金の受入れ

災害の発生に際して、ニセコ町社会福祉協議会と連携のもと、義援金の募集を行うものとし、募集に際しては、募集方法、期間等を定め、報道機関等を通じて支援を要請する。

2 義援金の配分

(1) 災害義援金配分委員会の設置

災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、ニセコ町災害義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

(2) 配分計画の作成

寄託された義援金（日本赤十字社北海道支部や道等の義援金受付団体に寄託された義援金

を含む。)について、配分委員会において次の事項について審議し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、迅速かつ適切に配分する。

- ① 配分対象
 - ② 配分基準
 - ③ 配分方法
 - ④ その他必要な事項について
- (3) 配分結果の公表

義援金の配分結果については、ニセコ町防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

ニセコ町地域防災計画

沿 革	平成 23 年（2011 年） 2 月	ニセコ町地域防災計画 修 正
	平成 25 年（2013 年） 3 月	修 正
	平成 26 年（2014 年） 3 月	修 正
	平成 31 年（2019 年） 3 月	修 正
	令和 2 年（2020 年） 3 月	修 正
	令和 3 年（2021 年） 4 月	修 正
	令和 4 年（2022 年） 5 月	修 正
	令和 5 年（2023 年） 4 月	修 正
	令和 6 年（2024 年） 月	修 正

ニセコ町地域防災計画

発 行：令和6年（2024年） 月
発行人：ニセコ町防災会議
（事務局）ニセコ町役場総務課

電 話：0136-44-2121
F A X：0136-44-3500